令和 6 年改正後の公開買付・大量保有報告制度(4)

―大量保有報告制度の改正(2)

伊藤　靖史（同志社大学）

20260424 日本取引所グループ金融商品取引法研究会

目　次

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　大量保有報告制度
　1　大量保有報告制度と大量保有報告書
　2　大量保有報告書記載事項の概観
Ⅲ　大量保有報告書の記載事項①
　1　発行者に関する情報
　2　提出者・共同保有者に関する情報
　3　大量保有の状態に関する情報
Ⅳ　大量保有報告書の記載事項②
　1　序
　2　保有目的
　　（1）趣旨等
　　（2）現に行いまたは予定している重要提案行為等の内容
　　（3）決定・予定している 5%超取得行為の内容
　　（4）保有目的欄に追加された開示の性質（機能，位置付け），今後の開示実務
　3　重要提案行為等
　4　最近 60 日間の取得・処分の状況
　5　「重要な契約」
　　（1）趣旨等
　　（2）記載が求められる契約
　　（3）検討
　6　取得資金

Ⅰ　はじめに

本報告＝「令和 6 年改正後の公開買付・大量保有報告制度」についての第 4 回
→令和 6 年の金商法等の改正後の大量保有報告制度のうち，大量保有報告書の記載事項について検討
・改正内容だけではなく，同改正後の大量保有報告書の記載事項全般について検討
・大量保有報告書の記載事項は，大量保有報告制度のその他のルールと密接に関連するため，本報告は，大量保有報告制度の概略を確認することから始める

大量保有報告制度に関する令和 6 年の金商法等の改正（令和 8 年 5 月 1 日施行）
・金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 32 号）
・金融商品取引法施行令の改正（令和 7 年政令第 247 号）
・株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の改正（令和 7 年内閣府令第 69 号）
→本報告では，これらの改正を単に「改正」ということもある
＊報告日現在，改正法は未施行だが，引用条文は断りのない限り改正後の条文

略語等
・条数のみ引用する場合：金融商品取引法
・「令」：金融商品取引法施行令
・「府令」：株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
・「1 号様式」等：株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の様式
・「WG」・「WG 報告」：金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」・同ワーキング・グループ報告（2023 年 12 月 25 日）
・「大量保有 Q&A」：金融庁企画市場局による株券等の大量保有報告に関する Q&A
・「パブコメ回答」：改正に関するパブリックコメントの実施を受けて金融庁が公表した「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（大量保有報告制度等関連）」

Ⅱ　大量保有報告制度

1　大量保有報告制度と大量保有報告書

大量保有報告制度
＝上場会社の発行する株券などの一定割合以上の保有者（大量保有者）に対して，大量保有に係る情報について開示を求める制度[1]
→開示のタイミング＋内容

	原則	例外
タイミング	一般報告 ・最初の報告（27 条の 23） ・変更報告（27 条の 25） ・訂正報告	特例報告 ・最初の報告（27 条の 26 第 1 項） ・変更報告（27 条の 26 第 2 項） ・訂正報告 ＊基準日の届出（4 号様式）
内容	1 号様式 2 号様式（短期大量譲渡）	3 号様式

タイミングに関するルールでは，開示書類の名称は「大量保有報告書」「変更報告書」「訂正報告書」とされるが，様式は，一般報告ではいずれも 1 号様式（府令 2 条 1 項・8 条 1 項・1 号様式記載上の注意(1)e），特例報告では大部分 3 号様式（府令 15 条・3 号様式記載上の注意(1)e）→以下，すべてを含めて「大量保有報告書」と呼ぶことも

一般報告
・①株券等の②保有者で当該株券等に係るその③株券等保有割合（この計算の際には共同保有者の保有分が加算される）が 5%を超えるもの（大量保有者）は，大量保有報告書を，大量保有者となった日から 5 日以内に，内閣総理大臣に提出しなければならない（27 条の 23 第 1 項）
・大量保有報告書を提出すべき者は，大量保有者となった日の後に，株券等保有割合が 1%以上増減した場合と，その他の大量保有報告書記載事項の変更（一定のものを除く）があった場合に，その日から 5 日以内に，変更報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない

[1] 黒沼（2020）320 頁参照。

特例報告

・第 1 種金融商品取引業や投資運用業を行う金融商品取引業者などについて，大量保有報告書・変更報告書の提出義務の有無の判定頻度を月 2 回の基準日のみとし，かつ，提出期限を基準日から 5 日以内とする
・重要提案行為等を行うことを保有目的とする場合は，特例報告を利用できず

これらに関する改正内容（1 月の白井報告参照）のうち，今回の報告にも関連するもの

◇②に現金決済型エクイティ・デリバティブのロングポジションを保有し，相手方から当該株券等を取得するなどの目的を有する者が追加（27 条の 23 第 3 項 3 号，令 14 条の 6 第 2 項，府令 3 条の 3）

◇③の計算（27 条の 23 第 4 項，令 14 条の 6 の 2，府令 5 条・5 条の 2）

$$\frac{\text{(a)保有株券等の数}+\text{(b)共同保有者の保有株券等の数}-\text{(c)保有者・共同保有者間の重複分}}{\text{(d)発行済株式総数}+\text{(e)保有者・共同保有者の保有潜在株券等の数}^{2}-\text{(f)保有潜在株券等の重複分}}$$

・取得請求権付株式・取得条項付株式について，(a)・(b)の計算の際には，転換後の議決権数の方が多ければ，転換後の株式数を(a)・(b)の数とする（株券預託証券・株券信託受益証券についても同様の改正。以上について，府令 5 条 1 項 2 号・4 項）
・(e)の計算の際には，株券・株券預託証券・株券信託受益証券については，取得請求権付株式・取得条項付株式の転換前後の株式数の差分が加算されることに（府令 5 条の 2 第 1 号括弧書・4 号括弧書・5 号括弧書。取得請求権付株式・取得条項付株式については，分母の側でも，転換後の株式数がカウントされるということ）
・(f)を分母から控除することに（府令 5 条の 2 第 6 号。保有者・共同保有者間の保有潜在株券等の重複分）

◇重要提案行為等の追加・削除（令 14 条の 8 の 2 第 1 項・府令 16 条）

[2] 「保有潜在株券等の数」は，1 号様式・3 号様式の用語（1 号様式第 2 の 1(4)①など）。27 条の 23 第 4 項では(d)に「当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等（株券その他の内閣府令で定める有価証券を除く。）の数を加算」するものとされ，府令 5 条の 2 第 1 号～5 号によって潜在株券等とはいえないものが控除され，同条 6 号によって(f)が控除される。

２　大量保有報告書記載事項の概観

大量保有報告書の表紙を除く記載事項は，表のとおり
（一部省略。網掛けの括弧付き数字は記載上の注意）

一般報告（1 号様式）	特例報告（3 号様式）
第１【発行者に関する事項】（７）	第１【発行者に関する事項】
第２【提出者に関する事項】	第２【提出者に関する事項】
１【提出者（大量保有者）／１】（８）	１【提出者（大量保有者）／１】
（１）【提出者の概要】（９）	（１）【提出者の概要】
（２）【保有目的】(10)	（２）【保有目的】
（３）【重要提案行為等】(11)	
（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】(12) ①【保有株券等の数】 ②【株券等保有割合】	（３）【上記提出者の保有株券等の内訳】 ①【保有株券等の数】 ②【株券等保有割合】
（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】(13)	
（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(14)	（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】
（７）【保有株券等の取得資金】(15) ①【取得資金の内訳】 ②【借入金の内訳】 ③【借入先の名称等】	
第３【共同保有者に関する事項】(16)	第３【共同保有者に関する事項】
１【共同保有者／１】(17)	１【共同保有者／１】
（１）【共同保有者の概要】(18)	（１）【共同保有者の概要】
（２）【上記共同保有者の保有株券等の内訳】(19) ①【保有株券等の数】 ②【株券等保有割合】	（２）【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 ①【保有株券等の数】 ②【株券等保有割合】
第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】	第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】
１【提出者及び共同保有者】(20)	１【提出者及び共同保有者】
２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(21) （１）【保有株券等の数】 （２）【株券等保有割合】 （３）【共同保有者における株券等保有割合の内訳】(22)	２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】 （１）【保有株券等の数】 （２）【株券等保有割合】 （３）【共同保有者における株券等保有割合の内訳】

→3 号様式は 1 号様式の記載事項を一部除いたもので，3 号様式に固有の記載事項はない＝本報告では 1 号様式について見ていく

大量保有報告書の記載事項（表紙を除く）は，大きく次のように分類できるだろう
(a)発行者に関する情報（第１）
(b)提出者・共同保有者に関する情報（第２の１（１）・第３の１（１）・第４の１）
(c)大量保有の状態に関する情報（第２の１（４）・第３の１（２）・第４の２）＝大量保有報告の要件の充足に関する情報
(d)大量保有をめぐるその他の情報（第２の１（２）・（３）・（５）・（６）・（７））

→次のように大別できるのではないか
・(a)～(c)＝大量保有報告の開示として必ず備えなければならない情報（Ⅲで検討）
・(d)＝大量保有報告制度の趣旨からして開示することが有益な情報（Ⅳで検討）

Ⅲ　大量保有報告書の記載事項①

１　発行者に関する情報

発行者の名称，証券コード，上場・店頭の別，上場金融商品取引所が記載されなければならない（第１【発行者に関する事項】）[3]

２　提出者・共同保有者に関する情報

提出者について，次の事項が記載されなければならない（第２の１【提出者（大量保有者）／１】(1)【提出者の概要】）[4]

[3] 「上場金融商品取引所」欄には，上場している全金融商品取引所の名称と，特定金融商品市場（2 条 32 項）に上場している場合にはその旨を記載することとされる（記載上の注意(7)b)。

[4] 提出者が共同保有者全員の委任を受けて当該提出者・共同保有者全員の報告書を１つにまとめて提出する場合について，記載上の注意(8)。

①【提出者（大量保有者）】→個人・法人の別[5]，氏名又は名称，住所又は本店所在地，旧氏名又は名称，旧住所又は本店所在地
②【個人の場合】→生年月日，職業，勤務先名称，勤務先住所
③【法人の場合】→設立年月日，代表者氏名，代表者役職，事業内容
④【事務上の連絡先】→事務上の連絡先及び担当者名，電話番号

第３【共同保有者に関する事項】の１【共同保有者／１】(1)【共同保有者の概要】には，共同保有者について，以上と同様の事項が記載されなければならない[6]

＊共同保有者の概要は，共同保有者がいる場合に，提出者が了知している範囲で，提出者に関する前記の事項に準じて記載することとされる（記載上の注意(18)）

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】の１【提出者及び共同保有者】には，提出者及び共同保有者の氏名又は名称のみが記載される（記載上の注意(20)）

３　大量保有の状態に関する情報

提出者について，以下の事項が記載されなければならない（第２の１【提出者（大量保有者）／１】(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】）

①【保有株券等の数】
＝株券等保有割合の計算の基礎となる提出者の保有株券等の内訳（有価証券としての種類・保有の形態〔27 条の 23 第 3 項の区別〕ごとの保有数），保有株券等の数から控除される数（信用取引により譲渡したことにより控除されるもの，共同保有者間で引

[5] 法人の場合，「法人（株式会社）」というように具体的な会社形態を記載することとされる。法人格を有さない組合や社団等の場合，当該組合・社団等ではなく，株券等を所有する（または 27 条の 23 第 3 項各号に規定する者〔たとえば，権利行使権限・指図権限＋事業活動を支配する目的を有する者〕に該当する）業務執行組合員等（明示・黙示の合意・契約に基づき形式的な業務執行組合員等とは別に処分権限を有する者を含む）を保有者として提出することとされる。株券等を業務執行組合員等として保有する旨は，「重要な契約」欄に記載することとされる（以上について，記載上の注意(9)a)。

[6] 提出者が共同保有者全員の委任を受けて当該提出者・共同保有者全員の報告書を１つにまとめて提出する場合について，記載上の注意(16)。

渡請求権等の権利が存在するものとして控除されるもの），保有株券等の数（総数），保有潜在株券等の数に加算すべきものの数，保有潜在株券等の数が表示される

「株券等」
＝(a)対象有価証券＋(b)対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるもの
→(a)は令 14 条の 5 の 2，(b)は令 14 条の 4 の 2 に列挙
→1 号様式での種類分けは，それとは一部異なる（表参照）

<table>
<tr><td>1 号様式</td><td rowspan="11"></td><td colspan="2">金商法・金商法施行令</td></tr>
<tr><td>株券又は投資証券等</td><td>株券＋外国の者の発行する証券又は証書でその性質を有するもの</td><td rowspan="5">対象有価証券（令 14 条の 5 の 2）</td></tr>
<tr><td>新株予約権証券又は新投資口予約券証券等</td><td>新株予約権証券及び新株予約権付社債券＋外国の者の発行する証券又は証書でその性質を有するもの</td></tr>
<tr><td>新株予約権付社債券</td><td>投資証券等</td></tr>
<tr><td>対象有価証券カバードワラント</td><td>新投資口予約権証券等</td></tr>
<tr><td>株券預託証券</td><td>カバードワラント</td><td rowspan="6">対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるもの（令 14 条の 4 の 2）</td></tr>
<tr><td>株券関連預託証券</td><td>有価証券信託受益証券</td></tr>
<tr><td>株券信託受益証券</td><td>預託証券</td></tr>
<tr><td>株券関連信託受益証券</td><td rowspan="3">対象有価証券償還社債（EB 債）＋外国の者の発行する証券又は証書でその性質を有するもの</td></tr>
<tr><td>対象有価証券償還社債</td></tr>
<tr><td>他社株等転換株券</td></tr>
</table>

＊前記の改正によって，取得請求権付株式・取得条項付株式の場合，転換後の議決権の方が多ければ，保有株券等の数としては転換後の株式数を記載することに（府令 5 条 1 項 2 号）[7]

[7] 議決権ある株式を対価とする取得請求権または取得条項の付された無議決権株式の場合もこの扱い。かつ，無議決権株式に係る株券が含まれていること（当該無議決権株式の名称・数も）を欄外に注記する必要がある（後記「株券，株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数」の欄についても同様）。大量保有 Q&A 問 7。

＊他社株等転換株券とは？

・記載上の注意(12)k「現在は発行者以外の者が発行者である株券等であっても，取得の請求の結果，対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には，当該交付される株券等の数を『他社株等転換株券』欄に記載すること。」

・保有潜在株券等の数に含まれる

〔例〕

・P 社が発行する A 種類株式に取得請求権（取得の対価は Q 社が発行する株式）が付されている

・X が Q 社を発行者とする大量保有報告書を提出する場合，X 保有の A 種類株式は，前記の「他社株等転換株券」

→この例で A 種類株式（P 社が発行）も Q 社を発行者とする「株券等」として制度の適用対象となるという解釈を前提に，平成 18 年の大量保有報告制度の改正に伴う府令改正の際に，大量保有報告書における記載箇所を明確にする観点から，他社株等転換株券が追加された[8]

→しかし，そのような取扱いは，大量保有報告制度の趣旨からは適切であるとしても，金商法・府令の文言に支えられていないのでは？

・A 種類株式は令 14 条の 5 の 2 第 1 号の「株券」（前記(a)の対象有価証券の 1 つ）

・株券の「発行者」はそれを発行する会社であり，他社株を取得対価とする取得請求権が付された株券であっても，対象有価証券に係る権利を表示するものとして対象有価証券の発行者を「発行者」とする旨の規定（27 条の 23 第 1 項，府令 1 条の 2）は定められていない

・保有潜在株券等の範囲を定める府令 5 条の 2 でも，株券は原則として保有潜在株券等から除かれる（次に述べるように，取得請求権付株式に関するルールによって保有潜在株券等の数に一定の数が加算されるが，同ルールが対象とする取得請求権付株式は，府令 5 条 1 項 2 号の「発行者がその発行する」という文言からして，前記の例では Q 社が発行するものに限られるのでは）

[8] 大来（2006）13 頁。

◇改正点

・保有の形態として 27 条の 23 第 3 項第 3 号（現金決済型エクイティ・デリバティブのロングポジション）が追加（記載上の注意(12)e）

・「株券，株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数」の項目が追加
＝取得請求権付株式・取得条項付株式に関するルールによって保有潜在株券等の数に加算されるものの数が表示される（記載上の注意(12) n ）

②【株券等保有割合】
＝発行者の発行済株式等総数(AD)，提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数（AE)，保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数(AF)，上記提出者の株券等保有割合，直前の報告書に記載された株券等保有割合が表示される

株券等保有割合（前記下線部）
＝①【保有株券等の数】に表示される「保有株券等の数（総数)」／（前記 AD+AE-AF）

◇改正点

改正前は分母が「発行済株式等総数＋提出者単独の保有潜在株券等の数」とされていた
→前記のように改正（記載上の注意(12)o・p）

・前記 AE＝提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数を問題に
→改正前には提出者に関する事項・共同保有者に関する事項・提出者及び共同保有者に関する総括表それぞれで株券等保有割合の計算の分母がまちまちであったのを，このような分母に統一するもの[9]

・前記 AF＝改正によって提出者及び共同保有者間で引渡請求権等が存在する潜在株券等について重複控除がされることになったこと（府令 5 条の 2 第 6 号追加）に伴う追加

[9] 新谷ほか（2025）54 頁。

→改正の結果，提出者についていえば，株券等保有割合の計算（27 条の 23 第 4 項）の分子を提出者単独の数字に変えた計算がここで表示されることに

第 3【共同保有者に関する事項】の 1【共同保有者／1】の(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】・第 4【提出者及び共同保有者に関する総括表】の 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】についても，以上と同様の改正が行われた

Ⅳ　大量保有報告書の記載事項②

1　序

第 2 の 1【提出者（大量保有者）／1】では，提出者について，Ⅲで検討した事項のほか，以下の事項が記載されなければならない

・(2)【保有目的】
・(3)【重要提案行為等】
・(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】
・(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】（同契約を以下では「重要な契約」という）
・(7)【保有株券等の取得資金】

これらの事項に関連して，WG 報告で課題とされたのは次の 2 点[10]

①記載内容・記載方法が必ずしも明確化されておらず，提出者によって記載ぶりが区々となっている
②現行の記載方法が複雑であることが提出遅延の一因となっている可能性

→①の課題への対処のため，また，実務上大量保有報告書に記載される情報が市場の公正性・透明性の観点から不十分であり，情報開示を拡充すべきとの指摘を踏まえて，保有目的・「重要な契約」について記載上の注意を拡充する等の改正が行われた[11]

[10] WG 報告 15～16 頁。

[11] 新谷ほか（2025）50 頁。他方で，②の課題への対処は特に行われなかったようだ。もっとも，②の課題は WG 第 1 回会合の時から示されているものの，そこでいわれる複雑な記載方法が具体的に何を指すのかは明確には述べられていない。同 WG 第 1 回会合議事録参照。

２　保有目的

（１）趣旨等

保有目的の開示が要求される理由[12]
＝大量保有者が株券等を保有する目的がどのようなものかは，大量保有が発行者の支配にどの程度の影響を与えるのか，また，市場の需給関係にどの程度の影響を与えるのかを示し，株価に影響するから

保有目的の記載に関する指示は記載上の注意(10）に記される

改正前：
「『純投資』『政策投資』『重要提案行為等を行うこと』等の目的及びその内容について，できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。」とだけされていた
＋これらの規制について詳細な指針はない状態[13]

→改正によって記載上の注意(10）の従来の部分は「a」とされ，次のものが追加
・重要提案行為等についての記載（ｂ）
・株券等保有割合を 5%超増加させる行為（以下「5%超取得行為」という[14]）についての記載（ｃ）

（２）現に行いまたは予定している重要提案行為等の内容

（ア）改正内容

記載上の注意(10)b
「重要提案行為等……を現に行い，又は行うことを予定している場合（当該重要提案行為等が，報告書の提出者が第 16 条第 4 号に掲げる事項を行うことを提案するものであ

[12] 山下＝神田（2017）246 頁［加藤貴仁］，黒沼（2020）320 頁，越智（2023）36 頁参照。
[13] 越智（2023）37 頁。
[14] 記載上の注意(10)c では株券等の保有割合を 5%超「増加させる行為」とされるが，金融庁の担当者による解説（新谷ほか（2025），谷口＝福田（2026））ではそう呼ばれる。

る場合を除く。）には，その内容（例えば，当該重要提案行為等の具体的な内容，当該重要提案行為等を行う時期，当該重要提案行為等を行う条件，当該重要提案行為等の目的）について，できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。」

→大量保有者が現に行いまたは予定している重要提案行為等の内容を，できる限り具体的に記載させるもの

重要提案行為等のうち，提出者が府令 16 条 4 号に掲げる事項（発行者が発行する株券等の発行者以外の者による取得であって，当該取得の後に当該発行者以外の者およびその者とみなし共同保有者の関係にある者が合わせて当該発行者の議決権の 50%超を超える数の議決権に係る株式を所有することとなるもの。以下「支配権の取得」という）を行うことを提案するものは，ここでの開示対象から除かれる（（３）で検討）
⇔提出者以外の者がそのような事項を行うこと（MBO など[15]）を提案するものは除かれない

記載されるべき内容（例）
＝①当該重要提案行為等の具体的な内容，②当該重要提案行為等を行う時期，③当該重要提案行為等を行う条件，④当該重要提案行為等の目的

→どこまで記載しなければならないか？[16]
・どのような重要提案行為等が現に行われ，また，今後行われるのかを，投資者が重要な点において理解できるよう，できる限り具体的な記載を行う必要がある
・抽象的に「株主価値向上を目的として，重要提案行為等を行う可能性がある」と記載するだけでは不十分

以上にいう「予定」[17]
＝重要提案行為等を行うことについて一定の蓋然性・具体性がある
（蓋然性・具体性の有無は，個別具体的な事案に即して実質的に判断される）

[15] パブコメ回答 No.22，35。
[16] 谷口＝福田（2026）7 頁。
[17] 以下も含めて，パブコメ回答 No.115・116。

→通常は「予定」していると評価される例

・当該行為の実施に向けた業務が行われ，当該行為を行うことが具体的に見込まれることとなった場合

・当該行為を行うことについて実質的に決定権限を有する者が当該行為を行うことを決定した場合

通常は「予定」していると評価されない例

・単に当該行為を行う可能性があるにとどまり，その具体性がない場合

・何らの決定権限も有しない者が当該行為を行うことを決定したのみである場合

予定していた重要提案行為等の内容を記載した後での変更等
（①～③は（３）の 5%超取得行為の場合も同様）

①内容に変更が生じた
→当該変更による保有目的の変更を提出事由とした変更報告書の提出が必要[18]

②当該行為を行う予定がなくなった
→当該変更による保有目的の変更を提出事由とした変更報告書の提出が必要[19]

③当該行為を実際には行わなかった
→その後の状況の変化等により，結果として記載どおりの行為が行われなかったとしても，そのことのみをもって遡って虚偽記載（172 条の 8）や風説の流布（158 条）に該当することにはならない[20]

④重要提案行為等を実際に行った
→実際に行ったものと記載したものに重要な差異がなければ，改めて変更報告書を提出する必要なし[21]

[18] パブコメ回答 No.117～119，No.164～166。

[19] パブコメ回答 No.156。

[20] パブコメ回答 No.156。

[21] 谷口＝福田（2026）7 頁。

以上のような改正の実務への影響については，次のようにいわれる[22]

・（２）の記載が要求されることで，大量保有者が発行者とのエンゲージメントを完全に水面下にとどめることはできなくなり，そのため，特にアクティビストにとっては，エンゲージメント対象会社の株券等保有割合を 5%超にするかどうかが一層重要な分水嶺になる
・これまでと異なり，特例報告利用者以外の保有者も，自らの行為が重要提案行為等に該当するか否かと，これを開示した場合に生じる影響を慎重に検討することが必要になる

（イ）従来の開示との関係

改正後，重要提案行為等を行うことを保有目的とする大量保有者には，保有目的の記載として次のことが求められる

・「重要提案行為等を行うこと」という目的とその内容について，できる限り具体的に記載すること＝従来の開示
・それに加えて，重要提案行為等を行うことを予定している（重要提案行為等を行うことについて一定の蓋然性・具体性が生じた）という状態に至れば（また，現に重要提案行為等を行っていれば），その重要提案行為等の内容について，できる限り具体的に記載すること＝（２）の開示

→重要提案行為等を行うことを保有目的とする場合に必ず記載しなければならないのが従来の開示，その上で，重要提案行為等を行う蓋然性・具体性が一定以上に高まれば記載しなければならないのが（２）の開示だと整理できる

金融庁の担当者の説明からも，そのような整理になりそう

＝前記のような一定の蓋然性・具体性が生じれば変更報告書の提出が必要であり，遅くとも重要提案行為等を行うことが決定された時点では重要提案行為等の具体的な内容が確定していることから，遅くとも当該時点までの間には変更報告書の提出義務が生じるとされる[23]

[22] 石綿＝越智（2025）20 頁。

[23] 谷口＝福田（2026）7 頁。

もっとも，金融庁の担当者の説明には，それと矛盾することも含まれるように思われる＝重要提案行為等の内容として記載が求められると例示される 4 つの事項のうち，①当該重要提案行為等の具体的な内容，②当該重要提案行為等を行う時期，③当該重要提案行為等を行う条件が何ら確定していなくとも，少なくとも④当該重要提案行為等の目的は具体的に記載できる場合が多く，株主還元の増加・株式非公開化・進行中の発行者株式に係る公開買付けにおける公開買付価格の引上げ要請の検討促進等を目的として重要提案行為等を行うことを予定しているのであれば，その旨を記載すべきだとされる[24]

→ここで「その旨を記載すべきだ」とされるのは，（２）の開示としてそれを記載すべきだという趣旨のようだが，①～③が何ら確定していないのであれば，そのような重要提案行為等を行うことについての一定の蓋然性・具体性すらなく，重要提案行為等を行うことを予定しているとはいえないのではないか

→そうだとすれば，そのような場合には，従来の開示のみ記載が求められるのではないか（従来の開示としても保有目的とその内容をできる限り具体的に記載すべきものとされているので，株主還元の増加等々のために重要提案行為等を行うことを保有目的としている旨は記載されなければならないが）

（３）決定・予定している 5%超取得行為の内容

（ア）改正内容

記載上の注意(10)c
「株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為（保有株券等の総数を増加させない行為及び……金融商品取引業者（第一種金融商品取引業……を行う者に限る。）又は外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者が株券等の流通の円滑を図るために顧客から行う株券等の取得であって，当該株券等の取得により取得した株券等を当該株券等の取得の後直ちに譲渡することとするものを除く。 c において同じ。）を行うことについての決定（報告書の提出者が法人である場合にあっては，その業務執行を決定する機関の決定）をしている場合には，その内容（例えば，取得を行う株券等の種類，取得の時期，取得価格，取得を行う株券等の

[24] 谷口＝福田（2026）7 頁。

数量，取得の目的，取得の方法，取得の相手方）をできる限り具体的に記載すること。大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合であって，これらの報告書の提出義務が発生した日から 3 月以内に株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為を行うことを予定している場合も，同様とする。」

→次の①または②の場合に，その内容を，できる限り具体的に記載させるもの
①5%超取得行為を行うことについて決定している場合
②大量保有報告書を提出する場合・株券等保有割合の増加により変更報告書を提出する場合であって，これらの報告書の提出義務が発生した日から 3 か月以内に 5%超取得行為を行うことを予定している場合[25]

なぜ 5%？
＝同意なき買収の際に行われる事前取得（Toehold）を 10%程度まで規制なく実施することを可能にするためか
（（３）の開示は，大量保有者〔5%超の保有者〕がさらに 5%超を取得する場合にだけ適用される）[26]

①・②いずれについても，第一種金融商品取引業者等が，株券等の流通の円滑を図るために顧客から行う株券等の取得であって，当該株券等の取得により取得した株券等を当該株券等の取得後直ちに譲渡することとするものは，5%超取得行為から除外される
→そのような者は株券等を一時的に保有するにすぎず，市場の公正性透明性を確保する観点で情報開示を求める必要性が高いとはいえないため[27]

保有株券等の総数を増加させない行為も，5%超取得行為から除かれる
→発行者が株式を消却する場合（発行済株式総数が減少するため，保有株券等の総数は増加しないが株券等保有割合は増加する）などを除くという趣旨か
（もっとも，そのような行為はもともと発行者が決定・予定するもので，提出者が決定・予定するものではないため，5%超取得行為に含まれないのは当然では？）

[25] 株券等保有割合の増加により変更報告書を提出し，かつ，②による記載をする場合，変更報告書の提出事由（記載上の注意(6)）は，「株券等保有割合の 1%以上の増加」に加えて「保有目的の変更」とすべきだとされる。谷口＝福田（2026）5 頁。

[26] 座談会（2025）22 頁参照［谷口達哉発言］。

[27] 新谷ほか（2025）52 頁。

記載されるべき内容（例示）

＝取得を行う株券等の種類，取得の時期，取得価格[28]，取得を行う株券等の数量，取得の目的，取得の方法，取得の相手方[29]

5%超取得行為（5%超増加させる行為）

・当該行為自体によって株券等保有割合が 5%超増加する行為[30]

・売買の形態は問わず（市場内取引・公開買付け・相対取引），また，売買以外の方法（たとえば，株式交換・株式交付による取得）も含まれる[31]

・目的は問わず→純投資目的でこれを行う場合も含まれる[32]

・決定時点で株券等保有割合が 5%超増加することが確実ではないにしても合理的に予想される場合には記載を要する[33]

→具体的にどういう場合？

（例：5 日後に株式の消却が予定されており，それを前提とすれば株券等保有割合が 5%超増加する行為を 10 日後にすることを決定した場合→しかしその場合には 5%超の増加は確実だといってよいのでは？）

・複数の行為が実質的に見て一連の行為と言える場合には，当該一連の行為が 5%超取得行為とされる[34]

[28] 市場内取引での取得を決定している場合には，決定の段階では取得価格が具体的に定まらないと考えられるため，取得価格として具体的な金額の記載を求められるものではないとされる。パブコメ回答 No.159。

[29] 取得の相手方が何ら確定していない場合には記載の必要はなく，また，相手方の氏名・名称まで記載する必要があるか否かについては，「重要な契約」欄における記載との整合性から，記載上の注意(14)a のなお書き以下の考え方が基本的に妥当するとされる。谷口＝福田（2026）5 頁。

[30] パブコメ回答 No.133。

[31] パブコメ回答 No.142（相対取引）・No.154（公開買付け）・No.159（市場内取引），谷口＝福田（2026）6 頁（株式交換・株式交付）参照。公開買付けの場合，公開買付開始公告を行う日（公開買付期間の始期）として予定される日が大量保有報告書提出義務発生日から 3 か月以内であれば，②に該当するのだろう。石綿＝越智（2025）23 頁。

[32] パブコメ回答 No.157。

[33] パブコメ回答 No.144。

[34] パブコメ回答 No.133。共同して株券等を取得することを合意している者による行為など，実質的に保有者の行為によるものと同等と評価される場合を除いて，共同保有者の行為による株券等保有割合の増減を合算する必要はないとされる。谷口＝福田（2026）5 頁。

①・②の決定・予定は，実際の取得行為ではなく，その前の，将来の 5%超取得についての決定・予定

→パブコメ回答では次のようにいわえる

- 5%超取得行為を行うことについて決定はしなかったが，実際に株券等の取得をして結果的に株券等保有割合が 5%超増加するということはありうる（その場合，①にもとづく記載をしていなかったとしても，虚偽記載とされるわけではない）[35]
- 5%超取得行為を決定した後で，その決定にもとづいて実際に売買契約を締結する場合には，決定段階で保有目的の変更を理由として，また，売買契約締結の段階で株券等保有割合の増加を理由として，それぞれの時点で変更報告書を提出しなければならない[36]
- 記載した「決定」「予定」に係る行為が終了した後は，保有目的欄への記載を要しない[37]

①の「決定」と②の「予定」の違い

- 「決定」の有無は個別事例ごとに実質的に判断されるといわれるが，基本的には，法的に権限のある機関が最終的な意思決定をしたことだとされる[38]
- 「予定」＝5%超取得行為を行うことについて一定の蓋然性・具体性があること[39]
 ＝（２）の開示事項の「予定」と同様の意味
- なお，「予定」しているとして記載をした者が，同一行為について「決定」を行った場合，すでに記載した内容と決定した内容に重要な差異がなければ，「決定」を行ったことによって変更報告書を提出する必要なし[40]

→①の「決定」の意義は，インサイダー取引規制の決定事実（166 条 2 項 1 号・5 号・167 条 2 項）にいう「決定」[41]よりも狭いといえそう

[35] パブコメ回答 No.163。

[36] パブコメ回答 No.160。

[37] パブコメ回答 No.158。

[38] パブコメ回答 No.136～139，No.140。

[39] パブコメ回答 No.148～153。通常，関東財務局に対して公開買付届出書の事前相談を開始した時点では，当該行為を行うことを「予定」している場合に該当するとされる。パブコメ回答 No.154。

[40] パブコメ回答 No.148～153。

[41] 最判平成 11・6・10 刑集 53 巻 5 号 415 頁は，「証券取引法 166 条 2 項 1 号にいう『業務執行を決定する機関』は，商法所定の決定権限のある機関には限られず，実質的に会社の意思決定と同視されるような意思決定を行うことのできる機関であれば足り」，「証券取引法 166 条 2

（実質的に会社の意思決定と同視されるような意思決定を行うことのできる機関が意思決定をした場合は，①の「決定」には該当せず，②の「予定」に該当する可能性があるにとどまるのだろう）

（イ）支配権の取得の提案

提出者が支配権の取得（府令 16 条 4 号）を行うことを提案する場合は，（２）の開示（現に行いまたは予定している重要提案行為等の内容の開示）の対象から除かれる
＝そのような行為については，5%超取得行為として記載が必要になる場合に限って保有目的として記載される[42]
→このことの帰結は？

〔例〕
・05/01：X が P 社（上場会社）株 6%を取得（それ以前は保有せず）
・05/06：X が大量保有報告書提出
・05/10：X が P 社株 50%を取得することを P 社に提案することを予定
・05/13：X が P 社株 50%を取得することを P 社に提案することを決定
・05/14：X が P 社株 50%を取得することを P 社に提案
・07/21：X が P 社株 50%を取得することを予定
・07/24：X が P 社株 50%を取得することを決定

（２）の開示の対象から除かれる
＝05/10 に支配権の取得の提案を予定したことを理由とする変更報告書提出は不要

（３）の開示の対象とされる
＝07/24 に 5 %超取得行為を決定したことを理由とする変更報告書提出を要する

項 1 号にいう『株式の発行』を行うことについての『決定』をしたとは，右のような機関において，株式の発行それ自体や株式の発行に向けた作業等を会社の業務として行う旨を決定したことをいう」とする。

[42] 新谷ほか（2025）51 頁注 12。このような趣旨から，提案者とそのみなし共同保有者が合計して発行者の総株主等の議決権の過半数に係る株式等を保有することとなる株式交換・株式交付（令 14 条の 8 の 2 第 1 項 6 号）等の提案についても，重要提案行為等としての保有目的欄への記載は不要だとされる。谷口＝福田（2026）6 頁。

前記の例で，05/14 の提案後，X が P 社株 50%を取得することを断念したとすれば，それについては何の開示も要求されず

→（以上の例は非現実的なものかもしれないが）支配権の取得については，対象会社への提案を予定した段階では開示を要求せず，支配権の取得そのものを決定した段階まで開示を猶予するということ

もっとも，前記の例では，X による P 社株 50%の取得は公開買付けによって行われなければならず，そもそも公開買付開始公告・公開買付届出書によって開示が行われる

（4）保有目的欄に追加された開示の性質（機能，位置付け），今後の開示実務

（ア）現に行いまたは予定している重要提案行為等の内容の開示の性質

改正によって保有目的欄に追加された 2 つの開示項目
→府令の制定段階で詳細が定められたルールであり，その性質（機能，位置付け）については，立ち止まって検討をする必要があるように思われる

現に行いまたは予定している重要提案行為等の内容（（2）の開示）が要求されることになった理由は，次のように説明される[43]
・改正前の実務では，抽象的に重要提案行為等を行う可能性がある旨のみが記載され，その具体的内容までは記載されないことも多かった[44]
・そこで，保有目的欄の記載内容の明確化等のために，このような事項を記載することとされた

→（2）の開示は「重要提案行為等を行う」という保有目的の内容を明確にするものであることが強調される

[43] 新谷ほか（2025）51 頁。
[44] さらに，「純投資」とのみ記載して買い集めを行い，支配権に影響を与えられる程度の株式を保有した後に突如として「重要提案行為等を行うこと」という目的を追加するような事例もあり，保有目的の記載が必ずしも有意義な情報を一般投資者に提供していたとは言い難かったともいわれる。石綿＝越智（2025）19 頁。

たしかに，大量保有者が特定の重要提案行為等を現に行いまたは予定しているということは，その重要提案行為等を行うことが保有目的であるということはできる

しかし，（２）の開示は，開示義務を負う主体が大量保有者に限定されるものの，株主が予定している，発行者の事業活動に影響を及ぼしうる一定の行為（たとえば，代表取締役の解職を提案する，また，受け入れられない場合には株主提案権を行使することを示唆しつつ増配を提案する）それ自体の内容を開示させるもの

しかも，予定した重要提案行為等の内容をいったん開示すれば，それを変更する都度，変更報告書を提出しなければならない

→（２）の開示は，保有目的の詳細を示すものであると同時に，株主が予定している，発行者の事業活動に影響を及ぼしうる一定の行為の内容を開示させるものといえ，後者は，従来の大量保有報告書記載事項にはなかった性質といえるのでは

（イ）決定・予定している 5%超取得行為の開示の性質

決定・予定している 5%超取得行為の開示（（３）の開示）が要求されることになった理由は，次ように説明される[45]
・公開買付制度の改正によって，急速な買付け等の規制は廃止された
・それは，そのような取引については大量保有報告制度等による情報開示を通じて取引の透明性を確保することが適切であるとの考え方に基づく
・そこで，改正によって，追加の株式取得等を行う目的がある場合に，保有目的欄にその内容をできる限り具体的に記載することを求めることに

→（３）の開示は，急速な買付けについて，情報開示を通じて透明性を確保するものという説明

それはどのような透明性？
①すでに大量保有報告書を提出している者は，5%超取得行為を行うことについて「決定」すれば，記載を要求される（＝変更報告書の提出を要する）

[45] 新谷ほか（2025）51 頁。

②大量保有報告書を提出する者・株券等保有割合の増加により変更報告書を提出する者は，報告義務発生の時点で，3 か月以内に 5%超取得行為を行うことについて「予定」していれば，まだ「決定」をしていなくとも，記載を要求される

〔例 1〕
・05/01：X が P 社（上場会社）株 20%を取得（それ以前は保有せず）
　　＋その時点で 08/01 に P 社株 20%を取得することを予定
・05/06：X が大量保有報告書提出
→X は 05/06 提出の大量保有報告書に予定の内容を記載しなければならず（前記②）

〔例 2〕
・05/01：X が P 社（上場会社）株 20%を取得（それ以前は保有せず）
・05/06：X が大量保有報告書提出
・05/10：X が 08/01 に P 社株 20%を取得することを予定
・05/13：X が 08/01 に P 社株 20%を取得することを決定
→05/13 に X に変更報告書提出義務発生（前記①）

〔例 3〕
・05/01：X が P 社（上場会社）株 20%を取得（それ以前は保有せず）
・05/06：X が大量保有報告書提出
・05/10：X が 12/01 に P 社株 20%を取得することを予定
・05/13：X が 12/01 に P 社株 20%を取得することを決定
→05/13 に X に変更報告書提出義務発生（前記①）

〔例 4〕
・05/01：X が P 社（上場会社）株 20%を取得（それ以前は保有せず）
・05/06：X が大量保有報告書提出
・11/10：X が 12/01 に P 社株 20%を取得することを予定
・11/13：X が 12/01 に P 社株 20%を取得することを決定
→11/13 に X に変更報告書提出義務発生（前記①）

以上の例は非現実的なものかもしれないが，これらからは次のようにいえそう

・〔例 1〕では，一定規模の急速な買付け等（将来の追加取得）について，（３）の開示によって，透明性が確保されるといえる[46]

・〔例 2〕では，将来の追加取得の規模・方法は〔例 1〕と変わらないが，追加取得が予定される前に大量保有報告書が提出されているため，追加取得についての開示義務の発生が，予定ではなく決定の時まで遅れる

・〔例 3〕・〔例 4〕は，急速な買付けの事例はいえないが，大量保有者が将来の追加取得について決定すればとにかく開示が要求されることを表す

→（３）の開示によって，大量保有者は，急速な買付け等にあたる場合にとどまらず，一定規模の将来の追加取得について，それを決定した段階で開示を要求される
（発行者の経営陣等から見れば，提出者の今後の買増し予定を一定程度把握することが可能になるということ[47]）

＝大量保有報告書は，従来，基本的に，すでに行われた取得行為について，その内容や目的の開示を求めるものであったと思われるが，（３）の開示は，それとは異なる性質の開示（将来の追加取得の開示）を含む[48]

（３）の開示の買収実務への影響として議論される内容も，この開示が単なる急速な買付けへの規制ではないことを示している

・同意なき買収の際に行われる事前取得への影響[49]
＝事前取得によって提出義務を負う大量保有報告書において追加の事前取得や公開買付けの内容を開示することが求められれば，事前取得のメリットが減殺されるといわれる（それを避けるためには，事前取得後の保有割合を 5%以下にとどめる，また，

[46] 〔例 1〕で要求される前記②の開示は，現に買増しを開始している者が，短期間のうちにさらに買集めを行う場合，市場の公正性・透明性を確保する必要性が特に高いため，「予定」段階であっても情報開示を求めるものと説明される。新谷ほか（2025）52 頁。

[47] 太田ほか（2026）171～172 頁。

[48] そのような追加取得の予定を大量保有報告書で開示することは一般的ではなかったし，これを開示の対象にすることに否定的な見解もあった。太田ほか（2026）164 頁参照。

[49] 石綿＝越智（2025）23 頁。

事前取得後の保有割合が 5%超となる場合には，提出義務発生日後に追加で行う事前取得の割合を 5%以下にとどめるか，提出義務発生日と公開買付開始日の間を 3 か月以上空けるといった対応をする必要があるとされる）

・市場内買い集めによる 5%超取得行為の決定または予定の内容が大量保有報告書に記載されれば，対象会社の株主への情報開示が手厚くなるともいわれる[50]

（３）の開示が有する以上のような性質からすれば，これを保有目的欄に配置することは論理的ではないように思われる

（ウ）今後の開示実務

改正前の保有目的欄の記載＝前記のようにそれほど詳細ではないことが多かった
→（２）・（３）の開示によって，どの程度のことが具体的に記載されるようになる？

（２）の開示＝現に行いまたは予定している重要提案行為等の具体的な内容の開示
（３）の開示＝決定・予定している 5%超取得行為の具体的な内容の開示

→しかし：
- 何が重要提案行為等に該当するかどうかは，大量保有者にとっても，必ずしも明らかではないこともあるだろう（改正によって重要提案行為等の範囲を見直し，その該当性の判断を一定程度明確化することが目指されたが〔1 月の白井報告参照〕，ある行為が重要提案行為等に該当するかどうかはなお明確でないことはありうる）
- 一定の蓋然性・具体性が生じてはじめて予定として記載が求められるが，そのような蓋然性・具体性がどの時点で生じたのかを当局が判断することは難しいのでは[51]
- 5%超取得の実行行為と決定・予定は別であり，前記のように事前の決定なく株券等保有割合を 5%超増加させる取得が実行されることもありうるのだから，「決定はしていなかったが取得をした結果そうなった」という言い逃れはできるのでは

→大量保有者がこれらの開示を極力行わないようにする可能性もあるのではないか

[50] 石綿＝越智（2025）24 頁。

[51] 改正後も，「予定」の具体的な内容等が未定である段階では，包括的・抽象的な記載にとどめるとの実務対応が予想されるともいわれる。太田ほか（2026）170 頁。

3　重要提案行為等

金融商品取引業者などが重要提案行為等を行うことを保有の目的としているために一般報告をする場合に，重要提案行為等を行う予定である旨を記載するものとされる（記載上の注意(11)）

→予定された重要提案行為等の内容までは記載する必要はない（通常は，「状況に応じて発行者の企業価値及び株主価値の向上に向けた重要提案行為等を行う可能性がある。」といった記載）

→前記のように，改正によって保有目的欄に重要提案行為等を行う予定である旨のみならずその内容を記載するものとされたが，もともとこちらの記載は，特例報告の利用適格者が重要提案行為等を保有目的としているために一般報告をする場合に，その旨を明らかにするための記載事項であるため[52]，改正後も残されたということか

4　最近 60 日間の取得・処分の状況

報告義務が発生した日の 60 日前の翌日～報告義務が発生した日の株券等の取得又は処分の状況について記載することとされる

→表の形（年月日，株券等の種類，数量，割合，市場内外取引の別，取得又は処分の別，単価の欄が設けられる。ここでの割合について，②【株券等保有割合】に関する改正と同様の改正が行われている）で記載され，この記載は，日ごとに取得・処分それぞれを合算し，かつ，1 日に市場内取引と市場外取引を両方行ったときはぞれぞれ別に合算するという形で行われる（記載上の注意(13)a）

このような開示が要求される理由[53]

＝これらの情報から大量保有者の株券等の取引の性格や今後の行動をある程度客観的に判断できる＋旧 3 分の 1 ルールの遵守状況を確認する観点からもある程度利用できる情報

[52] 大来（2006）16 頁，松尾（2026）376 頁。

[53] 松尾（2026）376 頁。黒沼（2020）325 頁も同様の意味か。

5　「重要な契約」

（1）趣旨等

「重要な契約」の記載に関する指示は記載上の注意(14) に記される

改正前：
「保有株券等に関する貸借契約，担保契約，売戻し契約，売り予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には，その契約の種類，契約の相手方，契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を組合又は社団等の業務執行組合員等として保有している場合，共有している場合等には，その旨記載すること。」

→性質の異なる 2 つの開示が含まれる
　①保有株券等に関する貸借契約等々に関する開示
　②組合・社団等による株券等の保有に関する開示

②＝提出者が株券等を所有する組合または社団等の業務執行組合員等である場合に，株券等の所有者を表示
→表現を整える以外に特段の改正なし（改正後：記載上の注意(14)e）

①＝提出者が締結する保有株券等に関する重要な契約について開示

①の開示が要求される理由
・株券等の処分の状況を予測させる重要な情報だから[54]
・大量保有者の株券等の取引の性格や今後の行動をある程度客観的に判断でき，また，背後で影響力を行使しうる者を明らかにできる情報だから[55]

→前者は改正前に例示されていた契約類型についての説明，後者はそれにとどまらない包括的な説明

[54] 黒沼（2020）325 頁。
[55] 松尾（2026）376 頁。

①の開示の対象となる契約の範囲・記載事項が不明確であったため[56]，改正によってこれを明確化[57]

＝改正によって，記載上の注意(14)は，改正前には例示されていなかった種類の契約を含めて，記載されるべき契約の種類とそれぞれの契約について記載すべき事項を列挙する形に

→以下では，改正後の①の開示について検討

（２）記載が求められる契約

（ア）将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決め

株券等に関する売買契約等々の将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決め

→当該契約又は取決めの内容（契約の種類〔貸借契約の場合に貸借の別を含む〕，契約の対象となっている株券等の数量等）を記載することとされる

（契約対象の株券等が発行済株式総数等の 1%未満であれば，相手方の属性のみの記載でよい[58]。また，金融商品取引業者等〔重要提案行為等を行うことを保有の目的とする者を除く〕がその業務に関して顧客との間で締結する契約の記載に当たっては，その契約の種類ごとに，契約の相手方の数，契約の対象となっている株券等の数量の合計のみの記載でもよい）（記載上の注意(14)a）

具体的に定められる「売買契約」等々は例示であり，「将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決め」であれば記載が求められる

→たとえば，発行者と株主との間で取得請求権付種類株式の取得対価である株式の上限を定める合意は，そのような契約又は取決めに該当[59]

[56] 大量保有 Q&A でも，改正前から，問 3 で発行会社との間で株式を一定期間譲渡しない旨を合意した場合に「重要な契約」に該当する旨が述べられているだけであった。

[57] 新谷ほか（2025）52 頁。

[58] 1%未満かどうかを計算する際には，相手方ごとに複数の契約を合算する。パブコメ回答 No.194。

[59] 本文に述べたもののほか，シンセティック・レンディング取引，プライム・ブローカレッジ取引についても記載の必要があるとされる。これらの取引の意義を含めて，谷口＝福田（2026）7～8 頁。

他方で，そのような定めが定款でされる場合，定款の定めは「契約又は取決め」に該当しないため，記載の対象にならないものとされる[60]
→定款を契約と別に扱うことに合理性はないようにも思われるが，東証上場会社であれば，定款は株主でなくともコーポレート・ガバナンス情報サービスで閲覧することができる[61]

契約上，株券等の移動に条件が付されている場合
→条件が成就する可能性等を踏まえて実質的に判断される[62]

記載上の注意(14)a に例示されるもの＝以下のように様々
・売買契約（契約を締結した日から 5 日以内に受渡しを行うものを除く）[63]
・貸借契約[64]
・担保契約（提出者が担保権者であるものを除く）[65]
・オプションに係る契約
・売戻し契約
・売り予約

[60] 谷口＝福田（2026）7〜8 頁。
[61] 東証有価証券上場規程 204 条 10 項・210 条 10 項・216 条 10 項，東証有価証券上場規程施行規則 210 条 1 項 1 号・224 条 1 項・237 条 1 項 1 号参照。
[62] パブコメ回答 No.186・187。
[63] 大量保有 Q&A 問 16 では，次のように整理される。①売買契約の締結日から 5 営業日以内に決済される場合には，売主・買主とも，締結日を報告義務発生日として，株券等保有割合の減少・増加を理由とする変更報告書を提出しなければならない。②売買契約の締結日から 6 営業日目以降に決済される場合，(a)売主は，(a-1)締結日を報告義務発生日として「重要な契約」の締結を理由とする変更報告書を提出し，(a-2)決済日を報告義務発生日として株券等保有割合の減少を理由とする変更報告書（「重要な契約」欄に決済した旨を記載）を提出しなければならない（つまり，この場合，売主は，変更報告書を 2 回提出）。また，(b)買主は，締結日を報告義務発生日として，株券等保有割合の増加を理由とする変更報告書（「重要な契約」欄に契約を締結した旨を記載）を提出しなければならない。公開買付けの場合も，以上に準じた扱い（公開買付者＝買主，応募株主＝売主）がされる。大量保有 Q&A 問 17。
[64] 大量保有 Q&A 問 9 では，消費貸借・賃貸借を行った貸主は，「重要な契約」欄に記載をした変更報告書を提出する必要があり，また，消費貸借を行った借主は，株券等保有割合の増加に応じて変更報告書を提出（かつ，「重要な契約」欄に記載）する必要があるとされる。他方で，賃貸借を行った借主は，借り受けた株券について所有権を有するわけではないので，原則として株券等保有割合は変化しないとされる。
[65] 質権のほか，譲渡担保権も含む。大量保有 Q&A 問 10。

・買戻し契約
・買い予約
・次に掲げる合意
⒜当該提出者による株券等の譲渡その他の処分について当該契約の相手方の事前の承諾を要する旨の合意（→大量保有 Q&A 問 3 の契約はこれに該当）
⒝当該提出者が一定の株券等保有割合を超えて株券等を保有することを制限する旨の合意
⒞株券等の発行その他の行為が当該提出者の株券等保有割合の減少を伴うものである場合に，当該提出者がその株券等保有割合に応じて当該株券等を引き受けることができる旨の合意
⒟契約が終了した場合に，当該契約の相手方が当該提出者に対しその保有株券等を当該契約の相手方（当該契約の相手方が指定する者を含む）に売り渡すことを請求することができる旨又は当該提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を当該提出者（当該提出者が指定する者を含む）に売り渡すことを請求することができる旨の合意
⒠契約が終了した場合に，当該契約の相手方が当該提出者に対しその保有株券等を買い取ることを請求することができる旨又は当該提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を買い取ることを請求することができる旨の合意

（イ）現金決済型デリバティブ取引

27 条の 23 第 3 項 3 号で提出者が株券等を保有するとされる現金決済型デリバティブ取引
→当該デリバティブ取引の内容（デリバティブ取引の種類，相手方，決済日又は権利行使期間若しくは取引期間等）を記載することとされる（契約対象の株券等が発行済株式総数等の 1%未満であれば，相手方の属性のみの記載でよい）（記載上の注意(14)b）

（ウ）実質的共同保有者との間の当該株券等の取得等の合意

実質的共同保有者との間の当該株券等の取得もしくは譲渡または株主としての議決権その他の権利行使の合意
→当該合意の内容を記載することとされる（記載上の注意(14)c）

（エ）発行者等との間のガバナンスに関する合意を含む契約

提出者と発行者（子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合には，当該発行者またはその連結子会社）との間の(a)～(c)いずれかの合意を含む契約
(a)当該発行者の役員について候補者を指名する権利を当該提出者が有する旨の合意
(b)当該提出者による議決権の行使に制限を定める旨の合意
(c)当該発行者の株主総会又は取締役会（投資法人の場合は投資主総会又は役員会）において決議すべき事項について当該提出者の事前の承諾を要する旨の合意

→当該契約の概要（締結年月日および合意の内容を含む）および当該合意の目的を具体的に記載することとされる（提出者が発行者の完全親会社の場合，重要性の乏しい契約の場合は，記載を要しない）（記載上の注意(14)(d)）

以上にいう「合意」「重要性の乏しい」「指名」に該当するか否かについては，大量保有報告制度の趣旨に照らして実質的に判断されるべきであるが，企業内容等開示府令の解釈が参考になるとされる[66]

（3）検討

（2）で見たような記載が要求されるようになったことで，改正前よりも記載事項が明確化されたことはたしかだろう
・（ア）として記載すべき契約が何かということについては，なお見解が分かれうるのかもしれないが（たとえば，「担保契約」「オプションに係る契約」とは何か），改正前よりは記載すべき契約は具体的に分かるようになっている
・記載すべき内容も，たとえば（ウ）については単に「合意の内容」とされるだけだが，（ア）については契約の内容として記載すべき事項がいくつか例示されている

改正後に記載が要求される契約の範囲
・改正前は，貸借契約等が例示されつつ，「重要な契約又は取決め」があれば記載が要求されていた
・改正後は，記載上の注意(14)は a～d（および e）について記載を要求するものに

[66] パブコメ回答 No.197・198。

＝（実際にはあまり問題にはならないのだろうが）改正後はそれらに該当しない類型の契約の記載は要求されないように読める

→これをどう評価すべきか？

・大量保有報告書の記載事項の明確化のためには，記載上の注意(14)の列挙は限定列挙だと考えるべきであるし，そのうち a・d（前記（２）（ア）・（エ）の契約）は比較的範囲が広いため，大きな問題はないのかもしれない
（a では将来の株券等の移動に関する重要な契約・取決めであれば記載が要求され，d では役員指名権や議決権行使制限等に関する合意を含む契約であれば記載が要求される）

・他方で，提出者が締結する契約であり，大量保有報告制度の趣旨からして大量保有報告書に記載すべきものが，a～ d に完全に書き尽くされているといえるのかは不明
（どうしても大量保有報告書に記載させたいと金融庁が考えるものが現れれば，無理に a～d のいずれかに当てはめるか，a～d ではないがそれに準ずるものとして記載が要求されるという解釈が示されるのかもしれないが，それらは法令の解釈として無理があるのではないか）

６　取得資金

取得資金の開示が要求される理由[67]

＝ある者が資金を提供して別の者に株券等を取得させた場合に背後にいる真の取得者を知ることができるようにする＋大量保有者が取得を継続する資金面の余力を明らかにする

①【取得資金の内訳】

報告義務が発生した日に保有する株券等を取得する際に要した資金（累計）の内訳および合計を記載することとされる（記載上の注意(15)a）

[67] 山下＝神田（2017）252 頁［加藤貴仁］，黒沼（2020）325 頁。

→表の形で自己資金額（AG），借入金額計（AH）[68]，その他金額計（AI），上記（AI）の内訳[69]，取得資金合計（AG+AH+AI0）を記載

＊取得した株券等を後で処分したことで変更報告書を提出する場合
→処分した株券等に係る取得資金は差し引いて記載（大量保有 Q&A 問 5）[70]

②【借入金の内訳】

前記①に記載した借入金の内訳について記載することとされる（記載上の注意(15)b）

借入目的欄
＝銀行等からの借入れで，かつ，借入れを行った際に当該借入れを株券等の取得資金に充てることを明らかにしなかった場合と，それ以外の場合を区別
→前者の場合，次の③【借入先の名称等】への記載が求められる

③【借入先の名称等】

銀行等からの借入れで，かつ，借入れを行った際に当該借入れを株券等の取得資金に充てることを明らかにしなかった場合について，こちらに記載される（記載上の注意(15)c）

銀行等の名称は公衆縦覧に供されない（27 条の 28 第 3 項，府令 22 条）
∵銀行等の通常の融資業務への影響を避けるため[71]

以上

[68] 借入金を後で返済した場合にも，取得資金の内訳欄の記載を変更する必要はなく，また，できない。大量保有 Q&A 問 5。

[69] 贈与，相続，代物弁済，交換，無償交付等具体的な取得原因を記載することとされる（記載上の注意(15)a）。合併等の組織再編によって株券等を取得した場合も同様。大量保有 Q&A 問 4。

[70] 取得価格が一定でない場合や，どの取得原因によるものが処分されたかが特定できない場合は，合理的な仮定の下で計算した上で記載し，その旨を欄外に記載すれば足りる。大量保有 Q&A 問 4 の（注）・問 5 の（注）。

[71] 黒沼（2020）325 頁。

引用文献

石綿＝越智（2025）　石綿学＝越智晋平「新しい大量保有報告制度―政府令等の改正を踏まえ」商事法務 2404 号（2025 年）10 頁

大来（2006）　大来志郎「大量保有報告制度の見直しに係る政令・内閣府令の一部改正の概要」商事法務 1787 号（2006 年）10 頁

太田ほか（2026）　太田洋ほか編著『公開買付・大量保有報告制度の改正と実務対応』（商事法務，2026 年）

越智（2023）　越智晋平「大量保有報告制度における保有目的の開示の論点」商事法務 2334 号（2023 年）35 頁

黒沼（2020）　黒沼悦郎『金融商品取引法〔第 2 版〕』（有斐閣，2020 年）

座談会（2025）　座談会「公開買付規制に係る令和 6 年金融商品取引法改正の意義」商事法務 2398 号（2025 年）6 頁

新谷ほか（2025）　新谷亜紀子ほか「大量保有報告制度の見直しに係る政令・内閣府令等の改正等の解説」商事法務 2403 号（2025 年）44 頁

谷口＝福田（2026）　谷口達哉＝福田輝人「令和 6 年改正大量保有報告制度における実務上の諸論点の解説―法令照会等を踏まえて」商事法務 2418 号（2026 年）4 頁

松尾（2026）　松尾直彦『金融商品取引法〔第 8 版〕』（商事法務，2026 年）

山下＝神田（2017）　山下友信＝神田秀樹編『金融商品取引法概説〔第 2 版〕』（有斐閣，2017 年）

金融審議会

公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ

報告

令和５（2023）年 12 月 25 日

「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」メンバー名簿

令和５（2023）年 12 月 25 日現在

座　　長	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科　教授
委　　員	飯田　秀総	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
	石綿　学	森・濱田松本法律事務所　弁護士
	太田　頼子	伊藤忠商事㈱　法務部　安全保障貿易管理室長 （兼）企画統括室長
	神作　裕之	学習院大学大学院法務研究科　教授
	黒沼　悦郎	早稲田大学大学院法務研究科　教授
	桑原　聡子	外苑法律事務所　弁護士
	児玉　康平	㈱日立製作所　執行役常務 CLO 兼ゼネラルカウンセル兼 Deputy CRMO 兼オーディット担当
	齊藤　真紀	京都大学大学院法学研究科　教授
	三瓶　裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社　代表
	高山　与志子	ジェイ・ユーラス・アイアール㈱　副会長
	武井　一浩	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　弁護士
	田中　亘	東京大学社会科学研究所　教授
	玉井　裕子	長島・大野・常松法律事務所　弁護士
	角田　慎介	野村證券㈱　経営役 インベストメント・バンキング・プロダクト担当
	藤田　友敬	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
	堀井　浩之	三井住友トラスト・アセットマネジメント㈱ 専務執行役員 チーフ・サステナビリティ＆ストラテジー・オフィサー
	萬澤　陽子	筑波大学ビジネスサイエンス系　准教授

オブザーバー　東京証券取引所　日本経済団体連合会　関西経済連合会
日本投資顧問業協会　日本証券業協会　国際銀行協会
法務省　経済産業省

（敬称略・五十音順）

目次

はじめに 1
Ⅰ．公開買付制度のあり方について 2
１．欧州型の規制 2
２．市場内取引の取扱い 3
（１）３分の１ルールにおける取扱い 3
（２）閾値間の取引の取扱い 4
（３）「急速な買付け等」の規制 4
３．強圧性の問題を巡る対応 6
４．３分の１ルールの閾値 7
５．金融商品取引業者等による顧客からの買付け等 8
６．公開買付制度の柔軟化・運用体制 8
７．公開買付けの予告 10
８．その他の課題 10
９．今後の課題 11
Ⅱ．大量保有報告制度のあり方について 12
１．重要提案行為の範囲 12
２．共同保有者の範囲 13
３．デリバティブの取扱い 14
４．大量保有報告制度の実効性の確保 14
５．その他の課題 15
Ⅲ．実質株主の透明性について 17
おわりに 18

はじめに

2023 年３月２日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、
「近時の資本市場における環境変化を踏まえ、市場の透明性・公正性の確保や、企業と投資家との間の建設的な対話の促進等の観点から、公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方について検討を行うこと」
との諮問がされたことを受け、金融審議会に「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」が設置された。

日本の公開買付制度は 1971 年に、大量保有報告制度は 1990 年にそれぞれ導入され、その後の市場環境の変化等を踏まえて改正されてきたが、2006 年以降、大きな改正はされていない。一方で、近時の市場環境の変化に伴い、公開買付制度・大量保有報告制度について様々な課題が指摘されているとともに、実質株主の透明性のあり方についても課題が指摘されている。

このような課題に対応すべく、当ワーキング・グループでは、2023 年６月から６回にわたり、公開買付制度・大量保有報告制度・実質株主の透明性のあり方について審議を行ってきた。本報告は、その検討結果をとりまとめたものである。

Ⅰ．公開買付制度のあり方について

公開買付制度は、1971 年に米国の制度等を参考に導入され、その後の市場環境等を踏まえて、1990 年及び 2006 年にそれぞれ欧州の制度等を参考にした規律が取り込まれてきた。その結果、現行の公開買付制度は、

主に

- 多数の者（60 日間で 10 名超）からの市場外取引による買付け等の後の株券等所有割合が５％超となる場合（いわゆる「５％ルール」）
- 市場外取引又は市場内取引（立会外）による買付け等の後の株券等所有割合が３分の１超となる場合（いわゆる「３分の１ルール」）

に公開買付けの実施を義務付けている。そして、これらの証券取引について公開買付けの実施を義務付ける趣旨としては、会社支配権等に影響を及ぼすような証券取引の「透明性・公正性」を確保する観点から、これらの証券取引に関する情報開示と株主の平等取扱いを求める点にあると整理されている。

公開買付制度に関しては、近時、市場内取引等を通じた非友好的買収事例の増加や M&A の多様化といった市場環境の変化に伴い、様々な課題が指摘されているところであり、これらの課題を踏まえた制度のあり方について、以下のとおり、制度趣旨の考え方を含む幅広い観点から見直しの方向性を検討した。

１．欧州型の規制

欧州諸国の公開買付制度においては、公開買付制度を、支配権異動の場面において少数株主が公平な価格で売却する機会を確保するための制度と位置付けた上で、

- 取引の類型によって公開買付けの要否を区分するのではなく、一定の閾値を超えた場合には原則として事後的に公開買付けの実施を義務付ける規制
- 部分買付けの原則禁止
- 最低価格規制

が採用されている。

当ワーキング・グループにおいては、我が国の公開買付制度に関して、欧州型の規制に移行すべきかを検討した。

その結果、このような欧州型の規制は、規制趣旨が明確であるとともに、その趣旨を貫徹するような規律となっている上、特に一般株主の保護に手厚く、支配株主と少数株主の構造的利益相反の問題を生じづらくする効果が期待できるなど、公開買付制度のあり方として望ましいとの意見が多く見られた。一方、欧州型の規制に移行するためには、健全な M&A を阻害しないよう例外を柔軟に認めるための体制（専門性・機動性を有する機関）が必要との意見や、関連制度（支配株主の信認義務、少数株主のセルアウト権、取締役の中立義務等）を含め少数株主の保護のあり方を幅広く検討した上で結論を出すべきとの意見

も見られた[1]。

以上を踏まえ、当ワーキング・グループにおいては、直ちに欧州型の規制に移行すべきとの結論には至らなかったものの、将来的な欧州型の規制への移行の可能性も念頭に置きつつ、公開買付制度の適用範囲や部分買付けの許否など、後述の各検討課題について個別に検討することとした。

その上で、欧州型の規制への移行については、当局における実質的判断機能を担う体制の整備状況（下記「６．公開買付制度の柔軟化・運用体制」参照）を踏まえつつ、引き続き検討を重ねていくべきである。

２．市場内取引の取扱い

（１）３分の１ルールにおける取扱い

現行の公開買付制度上、市場内取引（立会内）は、誰もが参加でき、取引の数量や価格が公表され、競争売買の手法によって価格形成が行われるといった点で、一定の透明性・公正性が担保されているとの考え方に基づき、原則として５％ルール及び３分の１ルールの適用対象となっていない。

他方、近時は市場内取引（立会内）を通じて議決権の３分の１超を短期間のうちに取得する事例も見受けられ、そのような会社支配権に重大な影響を及ぼすような取引については、投資判断に必要な情報・時間が一般株主に十分に与えられていないといった問題[2]が指摘されている。

会社支配権に重大な影響を及ぼすような証券取引について、その透明性・公正性の観点から、投資者による適切な投資判断の機会を確保するためには、当該取引の目的・数量・価格等に関する事前の情報開示や熟慮期間、さらには株主の平等取扱いの機会が担保されていることが重要と考えられる。そのような観点からすれば、市場内取引（立会内）は、上記の点が担保されているものではないため、会社支配権に重大な影響を及ぼすような証

[1] 当ワーキング・グループにおいては、欧州型の規制への移行に関連して、少なくとも第三者割当増資（新株発行）により議決権の３分の１超を取得するような場合には公開買付けの実施を義務付けるべきではないかとの点についても検討した。支配権異動時の少数株主の退出機会を確保するという観点からこれに賛同する意見も見られた一方、企業の資金調達を阻害しないためには例外を柔軟に認めるための体制（専門性・機動性を有する機関）が必要との意見もあり、第三者割当増資（新株発行）により議決権の３分の１超を取得するような場合に公開買付けの実施を義務付けるべきとの結論には至らなかった。

[2] 東京高決令和３年 11 月９日は、市場内取引（立会内）を通じて議決権の３分の１超を取得した取引について、「抗告人らは、TOB の適用対象外である市場内取引における株式取得を通じて、株券等所有割合が３分の１を超える株式を短期間のうちに買収しており、このような買収行為は、一般株主からすると、投資判断に必要な情報と時間が十分に与えられず、買収者による経営支配権の取得によって会社の企業価値がき損される可能性があると考えれば、そのリスクを回避する行動をとりがちであり、それだけ一般株主に対する売却への動機付けないし売却へ向けた圧力（強圧性）を持つものと認められる」と判示している。なお、本件については、市場内取引（立会内）を通じて約３か月間で 39.94％の株式の取得がなされている。

券取引に求められる透明性・公正性を備えているとはいえない。

このため、会社支配権に重大な影響を及ぼすような証券取引の透明性・公正性を確保する観点から、市場内取引（立会内）についても３分の１ルールの適用対象とすべきである。

（２）閾値間の取引の取扱い

上記（１）のように市場内取引（立会内）を３分の１ルールの適用対象とする場合、買付け後の株券等所有割合が３分の１超となるあらゆる買付けについて、原則として公開買付けの実施が義務づけられることとなる。

現行制度上、すでに株券等所有割合が 50%超である者が、３分の２に至らない範囲で市場外取引を通じて買付け等を行う場合には、多数の者（60 日間で 10 名超）からの買付け等でない限り、３分の１ルールの適用対象外とされている。これに対して、すでに株券等所有割合が３分の１超である者が、50%超に至らない範囲で市場外取引を通じて買付け等を行う場合には、３分の１ルールの適用対象外とされていない。

このような閾値間の取引については、会社支配権に一定の影響を及ぼし得る一方、僅少なものも含めあらゆる買付けについて公開買付けの実施を義務付けると、制度の目的に照らして過剰な規制となってしまうとの意見も見られた。これを踏まえ、閾値間の取引については、会社支配権への影響も考慮しつつ、制度の目的に照らして過剰な規制とならないようにすべきである。

（３）「急速な買付け等」の規制

上記（１）の検討課題に関連して、当ワーキング・グループにおいては、「急速な買付け等」の規制[3]について

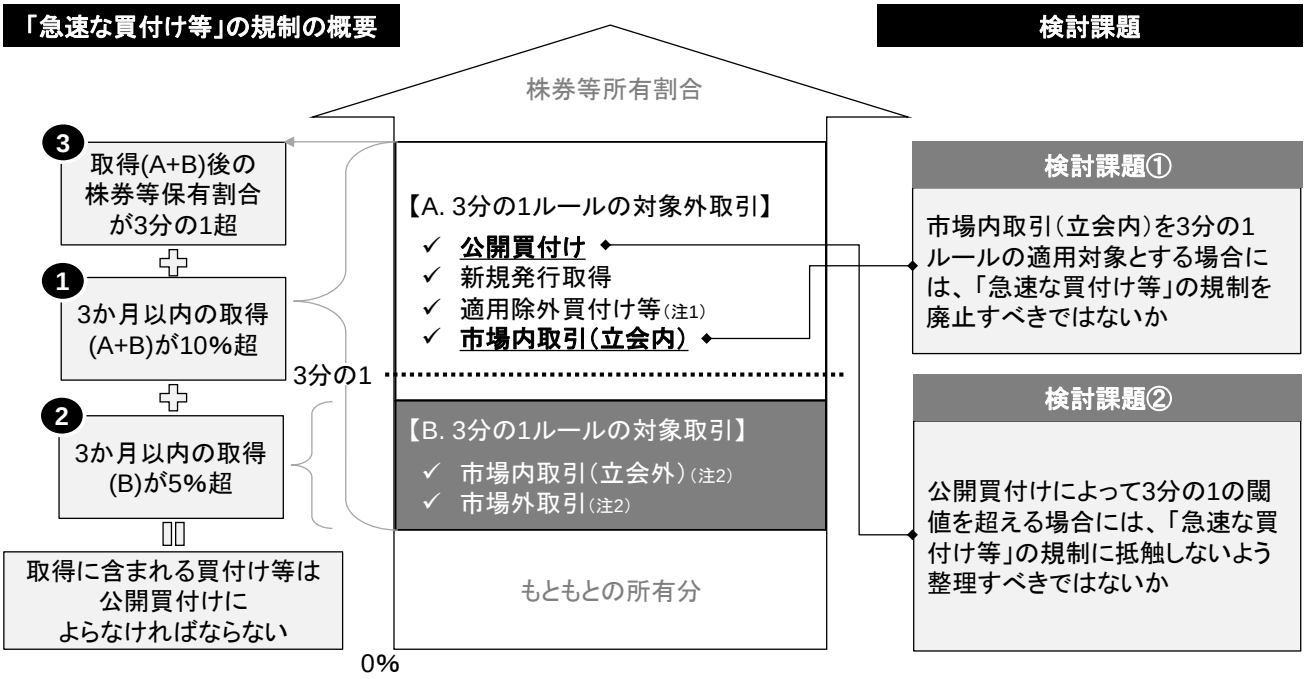
① 市場内取引（立会内）を３分の１ルールの適用対象とする場合には、「急速な買付け等」の規制を廃止すべきではないか

② 公開買付けによって３分の１の閾値を超える場合には、「急速な買付け等」の規制に抵触しないよう整理すべきではないか

といった点についても検討した。

[3] 「急速な買付け等」の規制とは、①３か月以内に、株券等の総数の 10%超の株券等の取得を行い、②①の取得のうち、株券等の総数の５%超の株券等の取得が、市場外取引又は立会外取引（公開買付け及び適用除外買付け等を除く。）によるものである場合であって、③取得の後における株券等所有割合が３分の１超となるときには、その中に含まれる株券等の買付け等は公開買付けによらなければならないという規制をいう。

（参考）「急速な買付け等」の規制の概要と検討課題



（注1）適用除外買付け等とは、新株予約権の行使による買付け等、1年以上継続して形式的特別関係者に該当する者からの買付け等その他政令で定める政令で定める株券等の買付け等をいう。
（注2）公開買付け及び適用除外買付け等を除く。

このうち①については、そもそも「急速な買付け等」の規制が適用される典型的な場面は、市場外取引や市場内取引（立会外）を通じて３分の１に至らない程度の大量の株券等を取得し、その直後に市場内取引（立会内）を通じて株券等を取得することで、公開買付けによらずに３分の１超の議決権を取得するような場面であったところ、市場内取引（立会内）を３分の１ルールの適用対象とする場合には、そのような場面においても３分の１ルールによって公開買付けの実施が義務付けられることとなるため、「急速な買付け等」の規制を維持する必要がないとの意見も見られた。一方で、市場内取引（立会内）を３分の１ルールの適用対象とする場合であっても、第三者割当増資（新株発行）や適用除外買付け等との組み合わせにより、公開買付けによらずに３分の１超の議決権を取得するような場面は想定されるとの意見や、「急速な買付け等」の規制を廃止すると実質的に一体とされる取引の範囲が不明確となり、萎縮効果を生じさせるおそれがあるとの意見も見られ、当ワーキング・グループにおいて、「急速な買付け等」の規制を廃止すべきとの結論には至らなかった。

また、②については、そもそも「急速な買付け等」の規制は、複数の取引を組み合わせることで公開買付けによらずに３分の１超の議決権を取得する取引を規制する目的で導入されたものであるところ、当該目的に照らせば、公開買付けによって３分の１の閾値を超える場合にはこれを適用する必要はないとの意見や、市場内取引（立会内）を通じて買収の足掛かり（toehold）を築いた後に公開買付けを開始するような買収取引が阻害されるべきでないとの意見も見られた。一方で、市場外取引や市場内取引（立会外）を通じて３分の１に至らない程度の大量の株券等を取得した後直ちに公開買付けを開始すること

は、透明性・公正性の観点で疑義があるとの意見も見られ、当ワーキング・グループにおいて、公開買付けによって３分の１の閾値を超える場合には、「急速な買付け等」の規制に抵触しないよう整理すべきとの結論には至らなかった。

なお、現行の「急速な買付け等」の規制は、(A) ３分の１ルールの適用対象とならない取引と、(B) ３分の１ルールの適用対象となる取引を区分し、３か月以内に (B) の取引により５%超の株券等を取得するとともに、(A) の取引と合計して 10%超の株券等を取得することで３分の１超の株券等所有割合に至る場面を規制するものである。現行の「急速な買付け等」の規制においては、市場内取引（立会内）は (A) の取引と位置づけられているところ、今般、市場内取引（立会内）を３分の１ルールの適用対象とすることに伴い、市場内取引（立会内）を (B) の取引として整理することが適切である。

３．強圧性の問題を巡る対応

現行の公開買付制度上、買付け等の後の株券等所有割合が３分の２以上となる場面を除き、部分買付け（上限を付した公開買付け）を実施することが許容されている。一方で、このような部分買付けについては、支配権取得後に対象会社の企業価値の減少が予測される場合に、一般株主において、企業価値の減少による不利益を回避するため、公開買付価格等に不満がある場合であっても公開買付けに応募するインセンティブが生じるという問題（いわゆる「強圧性」の問題）が指摘されている。

また、部分買付けについては、そのような強圧性の問題のほか、支配株主の異動により支配株主と一般株主との利益相反構造が生じ得る（又は変動し得る）にもかかわらず、按分比例の決済となるため全ての応募株式の売却が担保されているものではなく、一般株主に十分な売却機会が与えられないといった問題も指摘されている。

このような指摘や、欧州諸国においては部分買付けが原則禁止され、また、米国においても上場を維持したままの買収が行われることは稀であることを踏まえ、部分買付けについては基本的に禁止又は許容される範囲を制限すべきであるとの意見が多く見られた。一方で、部分買付けを禁止することについては、望ましい M&A を阻害する効果も伴い得るとの意見や、支配株主と一般株主との利益相反構造の解消に向けた対応のあり方については他の方策も含め検討すべきとの意見も見られた。このため、部分買付けを禁止すべきか否かについては、望ましい M&A を阻害する効果の検証等を含め、引き続き検討されるべきである。

一方で、上記のような部分買付けが内包する問題に鑑みれば、少なくとも部分買付けを実施する際には公開買付者（及び当該部分買付けに賛同する対象会社）が一般株主の理解を得るよう努めることが望ましく、そのような取組みを促すための方策を検討すべきである。具体的には、部分買付けを実施する公開買付者に対しては、公開買付届出書における開示の規律を強化し、部分買付け後に生じる少数株主との利益相反構造に対する対応策や一般株主から反対があった場合の対応策についての説明責任を果たさせる措置などが考

えられる[4]。

また、全部買付け（上限を付さない公開買付け）についても、事例によっては、強圧性やこれと類似する問題が生じ得るため、そのような問題を解決する観点から、公開買付けの成立後に追加応募期間の設定を義務付ける規制を設けるべきとの指摘がある。

そのような規制については、公開買付けの成立が確定するか否かをもって応募の是非を判断しようとする投資者の利益に資するとの意見も見られた一方、応募判断を先送りにしようとする投資者が多いような場合には公開買付けの成立可能性を著しく低下させることとなるといった意見や、そのような投資者が多いことを予見して公開買付けの下限を設定しない又は低い下限を設定するなど、かえって強圧性の高い公開買付けを誘引するのではないかといった意見も見られた。

もっとも、公開買付者が任意に追加応募期間を設けることを禁止する必要はなく、自ら強圧性の問題を解決するために、追加応募期間を設けることを希望する公開買付者が任意にこれを設けることができるよう制度を整備することが適切と考える。

４．３分の１ルールの閾値

現行の公開買付制度は、「３分の１」という数値が、株主総会の特別決議を阻止できる基本的な割合であること等に鑑み、買付け等の後の株券等所有割合が「３分の１」を超えるような場合には、著しく少数の者からの買付け等であっても公開買付けによることが義務付けられている（いわゆる「３分の１ルール」）。

他方、諸外国の公開買付制度を概観すると、公開買付けの実施が義務付けられる閾値を30%としている例が多く、また、我が国上場会社における議決権行使割合[5]を勘案すると、30%の議決権を有していれば、多くの上場会社において株主総会の特別決議を阻止することができ、株主総会の普通決議にも重大な影響を及ぼし得るものと推察される。

公開買付制度の目的が会社支配権等に影響を及ぼすような証券取引の「透明性・公正性」を確保する点にあることからすれば、上記のような諸外国の水準や議決権行使割合に鑑み、３分の１ルールの閾値を 30%に引き下げることが適当と考えられる[6]。

[4] このほか、英国においては①Takeover Panel の承認と②独立した株主の過半数の賛成があった場合に限り部分買付けが許容されていることを参考に、一定の株主の反対があった部分買付けについては、株主総会等による株主意思の確認を義務付ける措置を講じることも検討し、具体的な株主意思の確認方法等については意見の一致が見られなかったものの、当該措置に賛同する意見が多く見られた。

[5] 信託協会のデータに基づき金融庁が作成した資料（当ワーキング・グループ第２回事務局説明資料 17 頁参照）によれば、支配株主を有しない東京証券取引所上場企業のうち、95～97%の企業の議決権行使割合（ただし、当日行使分を含まない。）が 90%未満、半数近くの企業の議決権行使割合（ただし、当日行使分を含まない。）が 60%未満であった。

[6] なお、３分の１ルールの閾値を 30%に引き下げることに伴い、全部買付義務の閾値（３分の２）についても議決権行使割合に応じて引き下げることも考えられる。しかしながら、全部買付義務の閾値は、少数株主を強制的に退出させるために必要な議決権割合が３分の２であること等に着目したものである

５．金融商品取引業者等による顧客からの買付け等

現行の公開買付制度上、多数の者（60 日間で 10 名超）から買付け等を行い、買付け後の株券等所有割合が５％超となる場合には、公開買付けによらなければならないこととされている（いわゆる「５％ルール」）。このように比較的低い株券等所有割合であるにもかかわらず公開買付けが義務づけられる理由としては、主として「１対多数」の取引構造により生じ得る提供圧力から（勧誘を受ける）株主を保護する点に着目したものと考えられる。

このような現行の５％ルールについては、日常の営業活動等において反復継続的に株券等の売買を行っている金融商品取引業者等の売買取引を過度に制限している面があるため、上記の趣旨に照らして適切な範囲において、適用対象とならない取引の範囲を明確化すべきとの指摘がある。具体的には、顧客の流動性を確保する目的で金融商品取引業者等が顧客から自己勘定で行う買付け等のうち、特に下記①②のような取引については、５％ルールの適用対象とならないことを明確化すべきとの指摘がある。

① 単元未満株式の買付け等
② 機関投資家等の顧客からの買付け等であって、その後直ちに売却することを予定しているもの

上記①②のような取引は、証券会社等が実質的に顧客の売買を仲介するために実施するものと評価することができ、また、基本的には、これを５％ルールの適用対象外としても（勧誘を受ける）株主の利益を害するおそれを生じさせるものではないと考えられる。

このため、５％ルールの趣旨に照らして適切な範囲かつ当該趣旨を潜脱するおそれがない範囲において、上記①②のような取引が５％ルールの適用対象とならないことを明確化すべきである。

６．公開買付制度の柔軟化・運用体制

現行の公開買付制度は、公開買付けの条件等について各種規制を設けているが、これらの各種規制について、実質的な観点から個別事案ごとに例外的な取扱いを許容するような制度は設けられていない。

このような制度の下では硬直的な運用を招きかねないとして、実質的な観点から個別事案ごとに例外的な取扱いを許容するような制度を設けるとともに、当局においてそのような実質的判断機能を担う体制を整備していくべきとの指摘がある。

例えば英国においては、公開買付制度の監督機関・規制免除等に関する実質的判断機関として、Takeover Panel が設置されており、規則（Takeover Code）の制定権限のみなら

ところ、株券等所有割合が３分の２に満たない者が少数株主を強制的に退出させる局面においては、多くの少数株主が反対の議決権を行使する場面も想定され、必ずしも平時の議決権行使割合が参考となるものではないと考えられる。

ず、規則適用の免除・修正権限、規則の解釈・適用・実行の裁定権限、規則違反に対する制裁権限など幅広い権限が付与されているとともに、パネルメンバー・事務局ともに金融機関職員、会社役員、弁護士、会計士等の専門性の高い人員によって構成されている。これに対して、ドイツにおいては、当局（BaFin）が公開買付けの実施義務を免除する権限や公開買付けを禁止する権限を有している。また、フランスにおいては、当局（AMF）が公開買付届出書類の承認権限、公開買付けに係る計画の修正要請、スクイーズ・アウト時の退出株主への審査といった一般的な監督権限を有するほか、上場会社 M&A における基本原則に違反する当事者の行動があると判断した場合には、個別事案に介入して独自の見解を示すこともある。

我が国においても、公開買付制度の柔軟化を達成するためには、英国の Takeover Panel に準じた体制（専門性や独立性を備えた体制）を整備していくべきとの意見も見られた一方、直ちにそのような体制を整備していくことは困難であるとの意見や、我が国において同様の体制が適応するかについては慎重な検討を要するとの意見があった。

もっとも、英国の Takeover Panel に準じた体制まで整備されずとも、現行規制を緩和する方向であれば、現行の当局の体制を強化していくことで対応可能と考えられ、これにより一定の柔軟化を図ることは可能である。そこで、当局において引き続き体制の強化に努めていくことを前提に、まずは以下の各規制について、個別事案ごとに当局の承認を得ること等によって、規制が免除される制度を設けるべきである。

- 別途買付けの禁止に関する規制
- 形式的特別関係者に関する規制（一定の資本関係がある場合であっても、一定の場合[7]には形式的特別関係者から除外することを含む）
- 公開買付期間に関する規制（一定の場合[8]には、60 営業日を超える任意の延長を認め、又は公開買付届出書の訂正に伴う義務的な延長期間を不要若しくは短縮することを含む）
- 買付条件の変更に関する規制
- 公開買付けの撤回に関する規制
- 全部買付義務・全部勧誘義務に関する規制（一定の場合[9]には、海外預託証券を全部勧誘義務の対象となる株券等の範囲から除外することを含む）

[7] 例えば、敵対的買収等により会社の意向に反して一定の株式を取得している場合に、当該買収者と当該会社の関係性の実態等を考慮した上で、当該買収者を当該会社の形式特別関係者から除外するような場面等が考えられる。

[8] 例えば、買収防衛策の差止めに係る裁判が係属している場合に、買収防衛策の内容や当該裁判の状況を考慮した上で、当該裁判が終結するまで 60 営業日を超える任意の延長を認める場面や、競争法上のクリアランスが取得されたことを理由とする公開買付届出書の訂正があった場合に、当該取得が見込まれていた確度等を考慮した上で、義務的な延長期間を不要とする場面等が考えられる。

[9] 例えば、海外預託証券について、他国の法規制や、公開買付代理人として当該預託証券の取扱いができる金融商品取引業者等が存在しない等の理由により、預託証券の形式で取得することができない場合において、当該預託証券の対象会社株式への転換可能性等を考慮した上で、当該預託証券を全部勧誘義務の対象から除外する場面等が考えられる。

７．公開買付けの予告

実務上、公開買付けを行う旨が公表される場合には、当該公表に際して具体的な開始日（通常は翌営業日）が明示されることが一般的であるが、公開買付者が公開買付けを行う予定である（又はその可能性がある）旨のみが公表され、具体的な開始日について明示されないケースも存在する（公開買付けの予告）。

このような公開買付けの予告については、競争法上のクリアランスを取得する場合など、一定の場合にはその必要性がある一方、市場の安定性という観点からは望ましくない側面もあると指摘されている。

このうち、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がないにもかかわらず、公開買付けを実施する可能性がある旨を公表するような場合については、風説の流布や相場操縦行為等に該当する場合もあり得ることがすでに当局において明確化されている。

一方、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がある場合であっても、長期間にわたって、公開買付けが開始されないような場合には、市場を不安定にするおそれがあるため、市場の安定性を担保する観点から、まずは当局のガイドライン等をもって公開買付けの予告を行う際の開示のあり方（公開買付けを行うための前提条件や開始予定時期の明示、公表後の進捗状況に関する開示等）を整備すべきである。

８．その他の課題

上記のほか、当ワーキング・グループにおいては、公開買付制度に関する以下の各課題について検討し、いずれの課題についても以下のとおり適切に対応されるべきとの結論を得た。

① 公開買付価格の均一性に関する規制に関して、特定の大株主等から、一般株主より低い価格での応募同意を得た場合であっても、１つの公開買付けの中で公開買付価格を区分することができず、２回にわたって公開買付けを実施しなければならないという課題について、１つの公開買付けの中でこれらの取引を実施することができるよう制度を整備すること

② 公開買付価格の均一性に関する規制に関して、異なる種類の株券等を公開買付けの対象とする場合に公開買付価格の均一性が要求されるのか、また、要求される場合にはどのように均一性を判断するのかが明確でないという課題について、これらを法令上明確化すること

③ 公開買付届出書の事前相談における当局の対応方針が不明確であるという課題について、当局の対応方針を明確化すること

④ 公開買付期間中に対象会社が配当を実施した場合であっても、公開買付価格を引き下げることが許容されていないという課題について、そのような場合には公開買付価格の引下げを可能とすること

⑤ 公開買付けの撤回事由が厳格すぎるという課題について、公開買付けの撤回事由を

拡充すること

⑥ どのような株式取得が「買付け等」に該当するかについて解釈に委ねられている部分があるところ、その外縁が不明確であり、必ずしも予測可能性が十分に担保されていないという課題について、「買付け等」の範囲を可能な範囲で法令上明確化すること

⑦ 公開買付説明書の内容が公開買付届出書とほぼ同内容となっており、その効果に比して当該公開買付説明書の交付・訂正に関する事務が負担となっているという課題について、公開買付届出書を参照すべき旨を記載することによって、公開買付説明書の内容を簡素化することを可能とすること

⑧ 公開買付届出書においてどのような情報を投資者に対して開示すべきか、改めて検証し、必要に応じ記載事項を見直すこと[10]

９．今後の課題

上記のほか、当ワーキング・グループにおいては、公開買付けに関する事前・事後の救済制度を設けるべきではないかといった点について検討した。

具体的には、公開買付けに関する事前の救済制度として、対象会社やその株主に法令違反又は著しく不公正な方法による公開買付けを差し止める権利を付与する制度の導入を、事後の救済制度として、公開買付制度に違反して取得した株式について議決権を停止する制度や売却命令を賦課する制度の導入を、それぞれ検討した。

これらについては、公開買付制度の実効性を担保し、株主の権利を確保する観点から、導入に賛同する意見も見られた一方で、要件と効果の結びつきに関する問題や、濫用的な制度利用のおそれに関する懸念が指摘されるとともに、英国の Takeover Panel に準じた体制が整備されるのであれば当該機関に判断を委ねることが相当ではないかといった意見も見られた。

以上を踏まえ、当ワーキング・グループにおいて、直ちに事前・事後の救済制度を設けるべきとの結論には至らなかったものの、これらの点については、必要に応じて引き続き検討を重ねていくことが考えられる。

また、現行の公開買付制度上も、公開買付制度の違反については、当局による訂正命令の発出や緊急差止命令の申立てといった手法による是正措置が設けられており、当局においてはこれらの手法を適切に活用していくことが期待される。具体的には、下記「Ⅱ．大量保有報告制度のあり方について」の「４．大量保有報告制度の実効性の確保」に記載のように、大量保有報告制度を遵守しないまま公開買付けを開始しようとする事例に対して適切な対応を講じていくことが考えられる。

[10] 例えば、市場内外を含めた急速な買い集めなどが行われる中、大量保有報告書の提出状況は、公開買付けの場面において重要な情報であり、公開買付届出書の記載事項とすることが考えられる。

Ⅱ．大量保有報告制度のあり方について

大量保有報告制度は、株券等の大量保有に係る情報が「経営に対する影響力」や「市場における需給」の観点から重要な情報であることから、当該情報を投資者に迅速に提供することにより、市場の透明性・公正性を高め、投資者保護を図ることを目的として、株券等の大量保有者に対して一定の開示を求める制度である。

具体的には、

- 株券等の大量保有者（株券等保有割合が５％超である者をいう。）となった場合には、その日から５営業日以内に大量保有報告書を提出し、また、その後、株券等保有割合が１％以上増減するなど重要な変更があった場合には、その日から５営業日以内に変更報告書を提出することを原則としつつ（いわゆる「一般報告制度」）、
- 金融商品取引業者等については、事前に届け出た月２回の基準日において、大量保有報告書・変更報告書の提出義務を判断し、当該基準日から５営業日以内に大量保有報告書・変更報告書を提出すれば足りる旨の緩和措置が講じられ（いわゆる「特例報告制度」）、
- 株券等の保有者は、その株券等保有割合の算出において、共同保有者の株券等保有割合も合算すること

が求められている。

大量保有報告制度に関しては、近時、パッシブ投資の増加や協働エンゲージメント[11]の広がり、企業と投資家の建設的な対話の重要性の高まりといった市場環境の変化に伴い、様々な課題が指摘されているところであり、これらの課題を踏まえた制度のあり方について、以下のとおり、見直しの方向性を検討した。

１．重要提案行為の範囲

金融商品取引業者等が特例報告制度を利用するためには、その要件として、重要提案行為を行うことを保有の目的としないことが必要とされている。

この重要提案行為の範囲については、2014 年のスチュワードシップ・コード策定時に一定の解釈の明確化が図られたものの、いまだ不明確又は広範な規制となっており、企業と投資家との実効的なエンゲージメントの促進のためには、更なる明確化又は限定が必要との指摘がされている[12]。

そもそも重要提案行為は、当該行為の経営に対する影響力に着目し、そのような行為を目的としている場合には特例報告制度によらず一般報告制度により迅速な情報開示を求

[11] 他の機関投資家と協働して個別の企業に対して対話を行うこと。

[12] 具体的には、パッシブ投資家をはじめとする大量の銘柄を保有する投資家にとっては、特例報告制度が利用できなくなることを回避するため、重要提案行為に該当しないようにエンゲージメントを行っている実態があり、そのようなエンゲージメントによってスチュワードシップ・コードで求められている深度ある対話を実施することには限界があるとの指摘がされている。

めるものであるところ、現行の重要提案行為の範囲は、専ら提案行為の内容に着目し、一定の内容の提案行為を目的とする場合に一般報告制度による迅速な情報開示を求めている。

この点、役員の指名や一定割合以上の議決権の取得などといった企業支配権等に直接関係する行為を目的とする場合については、当該行為それ自体が経営に対して大きな影響を及ぼすものであり、迅速な情報開示を求めるべきといえる。一方、配当方針・資本政策に関する変更などといった企業支配権等に直接関係しない事項の提案行為を目的とする場合については、単に提案行為を行うことのみによって直ちに経営に対して大きな影響が生じるものとは言い難い。

したがって、企業支配権等に直接関係する行為を目的とする場合については、広く重要提案行為に該当する規律としつつ、企業支配権等に直接関係しない提案行為を目的とする場合については、当該提案行為の態様について着目し、その採否を発行会社の経営陣に委ねないような態様[13]による提案行為を行うことを目的とする場合に限り、重要提案行為に該当する規律とすることが適当である。

２．共同保有者の範囲

現行の大量保有報告制度上、保有者との間で、共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者については、例外なく共同保有者に該当することとされている。

諸外国の制度を概観すると、大量保有報告制度や公開買付制度における共同保有者（特別関係者）と同種の規律が協働エンゲージメントの支障となるおそれがあることを踏まえ、協働エンゲージメントに関するセーフハーバー・ルール等が設けられている。

我が国における上記の共同保有者概念は、（諸外国における同種の規制と異なり）株主としての議決権その他の権利に関する合意がある場合に限って適用されることとされているため、協働エンゲージメントの局面に直ちに適用されるものではないと考えられるが、一方で上記合意に黙示の合意が含まれることとなる結果、機関投資家による協働エンゲージメントに萎縮効果をもたらしているとの指摘がされている[14]。

そこで、そのような萎縮効果を低減させるべく、上記の共同保有者概念が経営に対する影響力に着目した規律であることを踏まえ、例えば、機関投資家による協働エンゲージメントに関して、共同して重要提案行為等を行うことを合意の目的とせず、かつ継続的でない議決権行使に関する合意をしているような場合については、上記の共同保有者概念から

[13] 例えば、株主提案権の行使、株式の追加取得等を示唆して提案を行う場合が考えられる。

[14] 具体的には、共同保有者に該当することとなった場合、大量保有報告書や変更報告書の提出の要否を判断するため、当該共同保有者との間で頻繁にその保有割合に関する情報を交換する作業が必要となるところ、日常の営業活動等において反復継続的に株券等の売買を行っている機関投資家にとって、そのような作業による負担が過大となるおそれがあるとともに、自らの保有割合を他者に伝達することによるリスクも生じるため、共同保有者に該当することとならないよう十分な配慮を要するとの指摘がされている。

除外することが適当である（なお、大量保有報告制度の実効性の確保という観点から、共同保有者の認定に係る立証の困難性の問題を解決すべく、一定の外形的事実が存在する場合には共同保有者とみなす旨の規定を拡充していくべきことについて、下記「４．大量保有報告制度の実効性の確保」参照）。

３．デリバティブの取扱い

現行の大量保有報告制度上、現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引のロングポジションを保有するのみでは、基本的に大量保有報告制度の適用対象にならないと考えられている。

この点、大量保有報告制度が経営に対する影響力に着目して大量保有者に情報開示を求める制度である点を重視するのであれば、経済的な利益の獲得を目的とし、議決権その他の株主権の移動を伴わない現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引について、情報開示を求める必要性は高くない。

一方で、現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引であっても、現物決済型のエクイティ・デリバティブ取引に変更することを前提としている事例や、そのようなポジションを有することをもって発行会社にエンゲージメントを行う事例なども存在し、これらの事例については大量保有報告制度に基づく情報開示を求めるべきとの指摘がある。

上記のような事例は、すでに現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引を開始した時点において、潜在的に経営に対する影響力を有しているものと評価することができるとともに、実質的に大量保有報告制度を潜脱する効果を有するものと評価することもできるため、そのようなエクイティ・デリバティブ取引[15]については、大量保有報告制度の適用対象とすることが適当である。

４．大量保有報告制度の実効性の確保

2008 年金融商品取引法改正により、大量保有報告制度の違反抑止の観点から、大量保有報告書等の不提出及び不実記載が課徴金制度の対象とされた。他方、その後も大量保有報告書等の提出遅延等は相次いでおり、大量保有報告制度の実効性が確保されていないとの指摘がされている。特に近時は、共同保有者の認定に係る立証の困難性を奇貨として、複数の者が暗黙裡に協調して株券等を取得していることが疑われる事例も見受けられるとの指摘がされている。

大量保有報告書等の提出遅延等が相次いでいる背景としては、大量保有報告制度違反に対する摘発事例が少ないこともその一因となっていると推測され、まずは大量保有報告制度違反に対する当局の対応を強化していくことが重要である。

[15] 例えば、①取引の相手方から株券等を取得することを目的とするもの、②取引の相手方が保有する株券等に係る議決権行使に一定の影響力を及ぼすことを目的とするもの、③これら①②のような地位にあることをもって発行会社に重要提案行為等を行うことを目的とするもの等が考えられる。

その際、全ての大量保有報告制度違反の摘発が現実的でないとしても、故意性が疑われる不提出や著しい提出遅延など市場の公正性を脅かしかねない事例については積極的に対応を講じていくべきである。また、そのような積極的な対応を促進する観点から、共同保有者の認定に係る立証の困難性の問題を解決すべく、一定の外形的事実が存在する場合には共同保有者とみなす旨の規定[16]を拡充すべきである[17]。

さらに、大量保有報告制度を遵守しないまま公開買付けを開始しようとする事例に対しては、公開買付届出書の事前相談の際に大量保有報告書の提出や訂正を求めるなど、適切な対応を講じていくべきである。また、公開買付届出書の提出後に大量保有報告制度の違反が発覚したような場面に備え、そのような場合には訂正命令等の是正措置を行うことができるような枠組みを整備すべきである[18]。

なお、この点について、大量保有報告制度の実効性を確保するためには、欧州諸国の例に倣い、大量保有報告制度に違反した者が保有する株式の議決権を停止する制度を設けることが最も効果的であるとの意見も見られた。そのような制度については、公開買付制度に関する議論（上記「Ⅰ．公開買付制度のあり方について」の「９．今後の課題」参照）と同様の課題もあり、当ワーキング・グループにおいて、直ちにそのような制度を設けるべきとの結論には至らなかったものの、この点については、上記のような対応強化による改善状況も踏まえつつ、必要に応じて引き続き検討を重ねていくことが考えられる。

５．その他の課題

上記のほか、当ワーキング・グループにおいては、大量保有報告制度に関する以下の各課題について検討し、いずれの課題についても以下のとおり適切に対応されるべきとの結論を得た。

① 株券等保有割合の算出に際して、取得請求権付株式や取得条項付株式の転換後の株式数が勘案されていないという課題について、転換後の株式数も勘案の上、いずれか多いほうを株券等保有割合の算出に用いることとすること

② 大量保有報告書等の記載事項である「保有目的」や「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」等について、その記載内容・記載方法が必ずしも明確化されておらず、提出者によって記載ぶりが区々となっているという課題や、現行の記載方法が複雑であることが提出遅延の一因となっている可能性を踏まえ、大量保有報告書等

[16] 現行の大量保有報告制度上、保有者との間で、一定の資本関係、親族関係その他特別の関係がある者については共同保有者とみなす旨の規律が設けられている。

[17] 例えば、役員兼任関係や資金提供関係などに着目して検討することが考えられる。

[18] 大量保有報告書の提出状況を公開買付届出書の記載事項とする場合（上記「Ⅰ．公開買付制度のあり方について」の「７．その他の課題」⑧参照）には、事後的に大量保有報告制度違反が発覚した場合における公開買付届出書の訂正等を通じた対応を行うことも考えられる。なお、現行制度上、訂正命令が発出された場合、公開買付者は、当該訂正命令に係る訂正届出書が提出されるまでの間、公開買付けの応募手続を行うことができないこととされている。

の記載内容・記載方法の明確化及び見直しを行うこと

③ 一定の資本関係がある場合には、別個独立に議決権等を行使する方針であったとしても、共同保有者とみなされるという課題について、一定の場合[19]には当局の承認を得ること等によって共同保有者から除外される制度とすること

[19] 例えば、資産運用会社とその親会社である金融持株会社（及びその子会社）について、これらの者が別個独立に議決権行使等に関する判断を行う体制が整備されているか否か等を考慮した上で、これらの者を共同保有者から除外するような場面等が考えられる。

Ⅲ．実質株主の透明性について

現行制度上、名義株主については、会社法上の株主名簿や有価証券報告書等の大株主の状況に関する開示を通じて、発行会社や他の株主がこれを把握する制度が整備されている一方、当該株式について議決権指図権限や投資権限を有する者（以下「実質株主」という。）については、大量保有報告制度の適用対象（５％超）となる場合を除き、発行会社や他の株主がこれを把握する制度が存在しない。

このため、企業と株主・投資家の対話を促進する観点から、実質株主とその持株数について、発行会社や他の株主が効率的に把握できるよう、諸外国の制度も参考に実務的な検討がされるべきとの指摘がされている[20]。

諸外国の制度を概観すると、主として

- 米国のように、一定の運用資産を有する機関投資家に対して、定期的にその保有明細の公衆開示を求める制度や
- 欧州諸国のように、発行会社が実質株主や名義株主に対してその保有状況や実質株主に関する情報について質問した場合に、その質問に対する回答を義務づける制度

が存在する。

このうち米国の制度については、発行会社や他の株主のみならず、あらゆる者が機関投資家の保有明細を閲覧することを可能とするものであるため、市場の透明性向上に資する制度であると考えられるものの、企業と株主・投資家の対話を促進するという目的に照らすと過剰な規制であるとの意見や、制度の設計次第では企業にとって必要な情報が開示されない場合があるとの意見が見られた。

これに対して、欧州諸国の制度は、発行会社に対して実質株主の保有状況を伝達するものであり、企業と株主・投資家の対話を促進するという目的により適うものといえる[21]。

このため、今後、関係者においては、欧州諸国の制度を参考に適切な制度整備等に向けた取組みを進めるべきである。具体的には、まずは早急に、機関投資家の行動原則としてその保有状況を発行会社から質問された場合にはこれに回答すべきであることを明示することを、またその後、そのような回答を法制度上義務づけることを、それぞれ検討すべきである[22]。

併せて、こうした実質株主の把握プロセスを効率的にするための制度・運用のあり方についても検討されることが期待される。

[20] 近時、企業と投資家の建設的な対話の重要性が急速に高まっていることや、大量保有報告制度の実効性について課題が存在すること（上記「Ⅱ．大量保有報告制度のあり方について」の「４．大量保有報告制度の実効性の確保」）等に鑑みれば、発行会社や他の株主が実質株主とその持株数を把握するための制度が存在しないことは、我が国の資本市場における喫緊の課題であるとの意見も見られた。

[21] 他方、市場の透明性向上の重要性に鑑み、米国の制度を参考にした制度の導入についても引き続き検討すべきとの意見も見られた。

[22] その際、企業が得た実質株主に係る情報の有価証券報告書等を通じた開示のあり方について検討すべきとの意見も見られた。

おわりに

以上が、2023 年６月以降、当ワーキング・グループにおいて行ってきた審議の内容を取りまとめ、整理したものである。今後、関係者において、本整理の内容を踏まえ、公開買付制度・大量保有報告制度については、金融商品取引法の改正案を速やかに検討するとともに、その後必要となる政府令を整備するほか、実質株主の透明性については、関係者間で協議の上、連携して制度導入に向けた必要な対応を速やかに検討することが期待される。

三　重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書（第二項において準用する第二十七条の九第一項に規定する公開買付説明書をいい、第二項において準用する同条第四項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。次項において同じ。）を作成した者

12・13　（略）

（大量保有報告書の提出）

第二十七条の二十三　（略）

2　（略）

3　第一項の保有者には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて株券等を所有する者（売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する者その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。）のほか、次に掲げる者を含むものとする。ただし、第一号に掲げる者については、同号に規定する権限を有することを知つた日において、当該権限を有することを知つた株券等（株券等に係る権利を表示する第二条第一項第二十号に掲げる有価証券その他の内閣府令で定める有価証券を含む。以下この項及び次条において同じ。）に限り、保有者となるものとみなし、第三号に掲げる者については、同号に規定するデリバティブ取引の原資産である株券等の数を算出する計算方法として内閣府令で定める計算方法により算出さ

じ。）を提出した者

三　重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書（第二項において準用する第二十七条の九第三項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。次項において同じ。）を作成した者

12・13　（略）

（大量保有報告書の提出）

第二十七条の二十三　（略）

2　（略）

3　第一項の保有者には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて株券等を所有する者（売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する者その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。）のほか、次に掲げる者を含むものとする。ただし、第一号に掲げる者については、同号に規定する権限を有することを知つた日において、当該権限を有することを知つた株券等（株券等に係る権利を表示する第二条第一項第二十号に掲げる有価証券その他の内閣府令で定める有価証券を含む。以下この項及び次条において同じ。）に限り、保有者となつたものとみなす。

れた数の株券等について保有者となるものとみなす。

一・二　（略）

三　株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有する者（前二号に該当する者を除く。）であつて、当該デリバティブ取引の相手方から当該株券等を取得する目的その他の政令で定める目的を有する者

4　第一項の「株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項第一号若しくは第二号に規定する権限又は同項第三号に規定する権利を有する場合を含む。以下この章において同じ。）に係る当該株券等（自己株式（会社法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。）その他当該株券等の保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の数（株券については内閣府令で定めるところにより計算した株式の数を、その他のものについては内閣府令で定める数をいう。以下この章において同じ。）の合計から当該株券等の発行者が発行する株券等のうち、第百六十一条の二第一項に規定する信用取引その他内閣府令で定める取引の方法により譲渡したことにより、引渡義務（共同保有者に対して負うものを除く。）を有するものの数を控除した数（以下この項及び第六項において「保有株券等の数」という。）に当該発行者が発行する株券等に係る共同保有者の保有株券等の数（保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他の政令で定める権利が存在する株券等の数を除く。）を加算した数（第二十七条の二十五第一項

一・二　（略）

（新設）

4　第一項の「株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場合を含む。以下この章において同じ。）に係る当該株券等（自己株式（会社法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。）その他当該株券等の保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の数（株券については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定める数をいう。以下この章において同じ。）の合計から当該株券等の発行者が発行する株券等のうち、第百六十一条の二第一項に規定する信用取引その他内閣府令で定める取引の方法により譲渡したことにより、引渡義務（共同保有者に対して負うものを除く。）を有するものの数を控除した数（以下この章において「保有株券等の数」という。）に当該発行者が発行する株券等に係る共同保有者の保有株券等（保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他の政令で定める権利が存在するものを除く。）の数を加算した数（以下この章において「保有株券等の総数」という。）を、当該発行者の発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定め

において「保有株券等の総数」という。）を、当該発行者の発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等（株券その他の内閣府令で定める有価証券を除く。）の数を加算した数で除して得た割合をいう。

5　前項の「共同保有者」とは、株券等の保有者が、当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合（次に掲げる要件の全てに該当する場合を除く。）における当該他の保有者をいう。

一　当該保有者及び他の保有者が金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）、銀行その他の内閣府令で定める者であること。

二　共同して第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行うことを合意の目的としないこと。

三　共同して当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意（個別の権利の行使ごとの合意として政令で定めるものに限る。）であること。

6　株券等の保有者と当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者が、株式の所有関係その他の政令で定める特別の関係にある場合においては、当該他の保有者を当該保有者に係る第四項の共同保有者とみなす。ただし、当該保有者又は他の保有者のいずれかの保

る数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等（株券その他の内閣府令で定める有価証券を除く。）の数を加算した数で除して得た割合をいう。

（新設）

5　前項の「共同保有者」とは、株券等の保有者が、当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者をいう。

（新設）

（新設）

6　株券等の保有者と当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者が、株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある場合においては、当該他の保有者を当該保有者に係る第四項の共同保有者とみなす。ただし、当該保有者又は他の保有者のい

有株券等の数が内閣府令で定める数以下である場合においては、この限りでない。

（電子情報処理組織を使用する方法等による目論見書記載事項の提供等）

第二十七条の三十の九　（略）

2　前項の規定は、第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面、第二十七条の九第三項又は第四項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付しなければならない公開買付説明書（第二十七条の九第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付説明書をいい、その訂正した公開買付説明書を含む。）及び第二十七条の二十四の規定により交付しなければならない通知書について準用する。

（登録の申請）

第二十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下この章（第二十九条の四第一項第五号ホ⑶及び第五節を除く。）から第三章の五までにおいて同じ。）の氏名又は名称

ずれかの保有株券等の数が内閣府令で定める数以下である場合においては、この限りでない。

（電子情報処理組織を使用する方法等による目論見書記載事項の提供等）

第二十七条の三十の九　（略）

2　前項の規定は、第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面、第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付しなければならない公開買付説明書（第二十七条の九第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付説明書をいい、その訂正した公開買付説明書を含む。）及び第二十七条の二十四の規定により交付しなければならない通知書について準用する。

（登録の申請）

第二十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下この章（第二十九条の四第一項第五号ホ⑶及び第五節を除く。）から第三章の四までにおいて同じ。）の氏名又は名称

第二十七条の十二	（略）	（略）
	次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項第二号及び第二項第二号	第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項第二号
2・3　（略）	（略）	（略）

（株券等の引渡請求権を有する者に準ずる者等）

第十四条の六　（略）

2　法第二十七条の二十三第三項第三号に規定する政令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

一　株券等に係るデリバティブ取引の相手方から当該株券等の発行者が発行する株券等を取得する目的

二　株券等の発行者に対して当該発行者が発行する株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有することを示して法第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行う目的

第二十七条の十二	（略）	（略）
	次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項	第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項
2・3　（略）	（略）	（略）

（株券等の引渡請求権を有する者に準ずる者）

第十四条の六　（略）

（新設）

三　株券等に係るデリバティブ取引の相手方が保有する議決権（当該株券等の発行者が発行する株券等に係るものに限る。）の行使に影響を及ぼす目的

（個別の権利行使ごとの合意）

第十四条の六の三　法第二十七条の二十三第五項第三号に規定する政令で定める合意は、株券等の保有者が当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者との間で当該発行者の株主総会又は投資主総会ごとにする合意であつて、合意の対象とする当該発行者の株主総会又は投資主総会の議案を他の議案と明確に区別できるよう特定し、かつ、当該議案に対する賛否を定めて、当該保有者及び他の保有者が当該議案について共同して議決権を行使することを内容とするものとする。

（特別の関係）

第十四条の七　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

（削る）

一　会社の総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。次項において同じ。）の名義をもつて所有している者（次号及び同項において「支配株主等」という。）と当該会社（同号及び同項において「被支配会社」という。）との関係

（新設）

（特別の関係）

第十四条の七　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　夫婦の関係

二　会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

二　（略）	三　（略）
三　その他前二号に掲げる関係に準ずるものとして内閣府令で定める関係	四　その他前三号に掲げる関係に準ずるものとして内閣府令で定める関係
（削る）	2　夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。
2　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして前項及びこの項の規定を適用する。	3　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項及びこの項の規定を適用する。
3　第四条の四第三項の規定は、第一項第一号及び前項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。	4　第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。
（重要提案行為等） 第十四条の八の二　法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等の	（重要提案行為等） 第十四条の八の二　法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等の

発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものは、発行者又はその子会社に係る次の各号に掲げる事項を、その株主総会若しくは投資主総会又は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四号及び第五号において同じ。）に対して提案する行為とする。ただし、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一・二　（略）

三　代表取締役若しくは代表執行役の選定若しくは解職又は執行役員の選任若しくは解任（次号に該当するものを除く。）

四　特定の者の役員への選任

五　（略）

（削る）

（削る）

六～十二　（略）

2・3　（略）

（適格機関投資家等特例業務）

第十七条の十二　（略）

2　法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利が次に掲げる要件

発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものは、発行者又はその子会社に係る次の各号に掲げる事項を、その株主総会若しくは投資主総会又は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四号において同じ。）に対して提案する行為とする。ただし、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一・二　（略）

三　代表取締役の選定又は解職

（新設）

四　（略）

五　支配人その他の重要な使用人の選任又は解任

六　支店その他の重要な組織の設置、変更又は廃止

七～十三　（略）

2・3　（略）

（適格機関投資家等特例業務）

第十七条の十二　（略）

2　法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利が次に掲げる要件

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） 第一条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　対象有価証券カバードワラント　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で対象有価証券（法第二十七条の二十三第二項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）に係るオプション（同号に規定するオプションをいう。以下同じ。）（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するものをいう。 二　［略］ 三　株券預託証券　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券、外国の者が発行者である証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）に係る権利を表示するものをいう。 四　［略］ 五　対象有価証券信託受益証券　有価証券信託受益証券（令第二条	（定義） 第一条　［同上］ 一　対象有価証券カバードワラント　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で対象有価証券（法第二十七条の二十三第二項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するものをいう。 二　［同上］ 三　株券預託証券　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものをいう。 四　［同上］ 五　対象有価証券信託受益証券　有価証券信託受益証券（金融商品

の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）で、受託有価証券（同号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が対象有価証券であるものをいう。

六　株券信託受益証券　有価証券信託受益証券で、株券、外国の者が発行者である証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等が受託有価証券であるものをいう。

七　［略］

八　対象有価証券償還社債　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社以外の会社（外国会社を含む。以下同じ。）が発行した対象有価証券により償還されるもの（当該社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し当該対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）をいう。

（大量保有報告書を提出する必要がない場合）

第三条　法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第五条第一項第二号に掲げる株式に係る株券の取得と引換えに交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合において、当該市場価額その他の指標の変動のみによって保有株券等の総数が増加するとき。

取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の三第三号に掲げる有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）で、受託有価証券（同号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が対象有価証券であるものをいう。

六　株券信託受益証券　有価証券信託受益証券で、株券が受託有価証券であるものをいう。

七　［同上］

八　対象有価証券償還社債　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社以外の会社が発行した対象有価証券により償還されるもの（当該社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し当該対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）をいう。

（大量保有報告書を提出する必要がない場合）

第三条　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

三　新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。第五条第三項第六号及び第九条第三号において同じ。）に係る新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の目的である投資口（同条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。第五条第三項第六号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合

（デリバティブ取引の原資産である株券等の数の計算方法）

第三条の三　法第二十七条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める計算方法は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める計算方法とする。

一　株券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）のうち、現実数値（同号に規定する現実数値をいう。以下この条において同じ。）が約定数値（同号に規定する約定数値をいい、外国市場デリバティブ取引にあっては、これに相当するものをいう。以下この条において同じ。）を上回った場合に金銭を受領

二　新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。第五条第一項第六号及び第九条第二号において同じ。）に係る新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の目的である投資口（同条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。第五条第一項第六号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合

（権限を有することを知った有価証券）

第三条の三　法第二十七条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、株券預託証券及び株券信託受益証券とする。

［号を加える。］

する立場の当事者となる取引　約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

二　株券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融商品取引所（同条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）の定めるものを含む。以下この号において同じ。）に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくはこれに準ずるもので金融商品取引所の定めるもの又はこれらに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引　約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

三　株券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（株券等に係る金融商品（同条第二十四項に規定する金融商品をいい、同項第三号及び第三号の三に掲げるものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の利率等（同条第二十一項第四号に規定する利率等をいう。以下この条において同じ。）又は金融指標（同号に規定する金融指標をいう。以下この条において同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（これらの金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相

［号を加える。］

［号を加える。］

当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に限る。次号において同じ。）に係るもののうち、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値（当該金融商品を授受することを約している場合にあっては、当該算出される値から当該授受をする金融商品の数を控除した値）又はこれに類似する値による方法

四　株券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第四号に掲げる取引において株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値（当該金融商品を授受することを約している場合にあっては、当該算出される値から当該

［号を加える。］

授受をする金融商品の数を控除した値）又はこれに類似する値による方法	
五　株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引のうち、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引又はこれに類似する取引　約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法	［号を加える。］
六　株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引　約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法	［号を加える。］
七　株券等に係る法第二条第二十二項第四号に掲げる取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引　当該あらかじめ約定する数値と現実の当該株券等の価格との差を乗ずることにより授受を約する	［号を加える。］

金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

八　株券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（株券等に係る金融商品（同条第二十四項に規定する金融商品をいい、同項第三号、第三号の三及び第五号に掲げるものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（これらの金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に限る。同号において同じ。）に係るもの又はこれに類似するもののうち、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引又はこれに類似する取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値（当該金融商品を授受することを約している場合にあっては、当該算出される値から当該授受をする金融商品の数を控除した値）又はこれに類似する値による方法

九　株券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引又はこれに類似するものに係る同項第三号に掲げる取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に

［号を加える。］

［号を加える。］

銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値（当該金融商品を授受することを約している場合にあっては、当該算出される値から当該授受をする金融商品の数を控除した値）又はこれに類似する値による方法

十一　前各号に掲げる取引以外のデリバティブ取引（法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）　零とする方法

（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）

第四条　法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一　信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む者が信託財産として保有する株券等（その者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

二　有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第五条の二の二第一号において同じ。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等（引受けの場合

［号を加える。］

（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）

第四条　［同上］

一　信託業を営む者が信託財産として保有する株券等（その者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

二　有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第十一条第一号において同じ。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等（引受けの場合（法第

（法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合を除く。）にあっては当該株券等の払込期日の翌日以後、同号に掲げるものを行う場合にあっては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後、売出しの場合にあっては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。）

［イ・ロ　略］

［三～五　略］

六　金融商品取引所で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより保有する株券（令第十四条の六第二項各号に掲げる目的で保有するものを除く。）

［七～九　略］

十　会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この号及び第五条の三第二号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買い付けていた株券以外の株

二条第六項第三号に掲げるものを行う場合を除く。）にあっては当該株券等の払込期日の翌日以後、同号に掲げるものを行う場合にあっては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後、売出しの場合にあっては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。）

［イ・ロ　同上］

［三～五　同上］

六　金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第二十一条において同じ。）で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより保有する株券（当該先物取引の売買取引最終日の翌日以後保有するものを除く。）

［七～九　同上］

十　会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、

券等を買い付けたときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

十一　外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この条及び第十六条第四号において「社債等振替法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理業者」という。）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号（社債等振替法第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百二十七条の四第二項第二号、第百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百六十五条第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であって、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（当該外国社債等管理業者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

十一　外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この条において「社債等振替法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理業者」という。）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号（社債等振替法第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百二十七条の四第二項第二号、第百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百六十五条第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であって、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（当該外国社債等管理業者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

（株券等の数）

第五条　法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式の数は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一　株式（次号に掲げるものを除く。）　当該株式の数

二　発行者がその発行する全部若しくは一部の株式の内容として株

（新株予約権証券等の換算）

第五条　法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一　新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。

イ　株券等の保有者が会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ　当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間（同法第二百七十九条第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ　その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。第六号ハにおいて同じ。）が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

二　新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付

主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨又は発行者がその発行する全部若しくは一部の株式の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式（当該株式に係る株券の取得と引換えに交付される株券等に係る議決権の数（株券については株式に係る議決権の数を、その他のものについては第三項各号に規定する株式又は投資口に係る議決権の数をいう。以下この号において同じ。）が当該株式に係る議決権の数よりも大きいものに限る。）　当該交付される株券等に係る議決権の数が最も多い株券等の数

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

与されている新株予約権の目的である株式の数

三　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数

四　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五　投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口の数

六　新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。）については、新投資口予約権等（新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。）の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。

［号を削る。］

イ　株券等の保有者が投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ　当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間（同法第八十八条の十五第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ　その募集に際し、当該新投資口予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権証券の全て（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

七　対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる株式の数

ロ　新株予約権証券　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該対象有価証券カバードワラントに

［号を削る。］

おいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

八‖　対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ロ　新株予約権証券　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

［号を削る。］

ハ　新株予約権付社債券　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

九　対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ロ　新株予約権証券　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該対象有価証券信託受益証券に表示

［号を削る。］

される受益権の内容である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

十一　対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該償還を受ける株式の数

ロ　新株予約権証券　当該償還を受ける新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該償還を受ける新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　償還を受ける株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は

2‖　前項第二号の規定により特定の日における株式の数を計算する場合において、交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合における当該交付される株券等の数は、当該特定の日に交付されたものとみなして計算した数とする。

3‖　法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一　新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。

イ　株券等の保有者が会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ　当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間（同法第二百七十九条第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ　その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取

新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該償還を受ける投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該償還を受ける新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

［項を加える。］

［項を加える。］

引業を行う者に限る。）をいう。第六号ハにおいて同じ。）が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

二　新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

三　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数

四　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五　投資証券等については、投資口の数

六　新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。）については、新投資口予約権等（新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。）の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。

イ　株券等の保有者が投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ　当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間（同法第八十八条の十五第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ　その募集に際し、当該新投資口予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権証券の全て（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

七　対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる株式の数

ロ　新株予約権証券　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

八　対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ロ　新株予約権証券　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

九　対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ロ　新株予約権証券　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有する

もの　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

十　対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該償還を受ける株式の数

ロ　新株予約権証券　当該償還を受ける新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該償還を受ける新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　償還を受ける株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該償還を受ける投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該償還を受ける新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数 4　第一項及び第二項の規定は、前項各号に掲げる数について準用する。 5　［略］	［項を加える。］ 2　［同上］
（株券等保有割合に加算しない有価証券） 第五条の二　法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。 一　株券（前条第一項第二号に掲げる株式に係る株券のうち、同号に定める数が当該株式の数を超える部分に係るものを除く。） ［二・三　略］ 四　株券預託証券（株券に係る権利を表示するものにあっては、第一号に掲げる株券に係る権利を表示するものに限る。） 五　株券信託受益証券（受託有価証券が株券であるものにあっては、第一号に掲げる株券を受託有価証券とするものに限る。） 六　共同保有者（令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する株券等（前各号に掲げるものを除く。）であって、保有者及び共同保有者の間で令第十四条の六の二各号に掲げる権利が存在するもの	（株券等保有割合に加算しない有価証券） 第五条の二　［同上］ 一　株券 ［二・三　同上］ 四　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券、投資証券等又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの 五　有価証券信託受益証券で受託有価証券が株券、投資証券等又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの ［号を加える。］

（共同保有者から除外される金融商品取引業者等の者）

第五条の二の二　法第二十七条の二十三第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号及び第十一条第二号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為を行う業務に限る。次号及び第十一条第二号において同じ。）を行う者に限る。同条第一号において同じ。）、銀行、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。同号において同じ。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

二　外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業、投資運用業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者であって前号に掲げる者以外の者

（特別の関係）

第五条の三　令第十四条の七第一項第三号に規定する内閣府令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

［条を加える。］

（特別の関係）

第五条の三　令第十四条の七第一項第四号に規定する内閣府令で定める関係は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社（

一㈠　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社（組合に限る。）と同項に規定する親会社との関係	組合に限る。）と同項に規定する親会社の関係とする。
二㈠　会社（前条各号に掲げる者（その保有する株券等について法第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行うことを保有の目的としない者に限る。）を除く。次号において同じ。）と当該会社の代表者等（当該会社を代表する役員及び当該会社による株券等の取得、処分又は管理に係る業務を執行する役員をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会社に対しこれらの役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。同号において同じ。）との関係	［号を加える。］
三㈠　会社の代表者等が他の会社の代表者等である場合における当該会社と当該他の会社との関係	［号を加える。］
四㈠　株券等を取得するための資金を供与した者と当該資金の供与を受けた者との関係（当該資金を供与した者が、当該資金の供与を受けた者に対し、当該資金を充ててその保有する株券等の発行者が発行する株券等を取得することの要請（次に掲げるものを除く。）をした場合に限る。） イ　法第二十七条の二十三第三項第二号に規定する権限に基づく指図に係るもの ロ　金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業	［号を加える。］

をいう。ロ及びホにおいて同じ。）を行う者に限る。）をいう。）、特例業務届出者（法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。）又は海外投資家等特例業務届出者（法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。）に対して投資運用業として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ハ　令第一条の八の六第一項各号に掲げる行為として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ニ　信託会社等（法第三十九条第一項第一号に規定する信託会社等をいう。）に対して信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。）として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ホ　外国の法令に準拠して外国において投資運用業又は信託業を営む者に対して投資運用業又は信託業として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ヘ　令第一条の三の三第五号又は第六号に掲げる権利を有する者が当該権利に係る契約に基づく買付けとして当該株券等の取得を行うことを要請するもの

五　株券等を取得することの要請（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この号において同じ。）を行う者に限る。）又は外国の法令に準拠して外国において第

［号を加える。］

一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者に対して第一種金融商品取引業又はこれと同種類の業務として当該株券等の取得を行うことを要請するものを除く。）をした者と当該者に当該株券等を譲渡する目的をもって当該要請に基づいて当該株券等を取得した者との関係

六　法第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行うことの要請（法第二十七条の二十三第三項第一号又は第二号に規定する権限に基づく指図に係るものを除く。）をした者と当該要請に基づいて当該重要提案行為等を行った者との関係

（変更報告書を提出する必要がない場合）

第九条　法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第五条第一項第二号に掲げる株式に係る株券の取得と引換えに交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合において、当該市場価額その他の指標の変動のみによって保有株券等の総数が増加し又は減少するとき。

三　［略］

（重要な事項の変更から除外されるもの等）

第九条の二　令第十四条の七の二第一項第五号に規定する軽微なもの

［号を加える。］

（変更報告書を提出する必要がない場合）

第九条　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

（重要な事項の変更から除外されるもの等）

第九条の二　令第十四条の七の二第一項第五号に規定する軽微なもの

として内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があった株券等の数を、当該株券等の発行者の発行済株式の総数又は発行済投資口の総数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（次項第一号において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2　令第十四条の七の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　株券等の保有者若しくはその共同保有者の氏名若しくは名称若しくは住所若しくは所在地又は当該保有者若しくは共同保有者が法人である場合におけるその代表者の変更であって、当該変更の内容が国内においてインターネットの利用その他の方法により周知されているもの

三　第一号様式及び第三号様式に記載すべき事項のうち、軽微な変更

3　令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

として内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があった株券等の数を、当該株券等の発行者の発行済株式の総数又は発行済投資口の総数に当該保有者及び共同保有者（令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（以下この条において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　第一号様式及び第三号様式に記載すべき事項のうち、軽微な変更（前号に掲げるものを除く。）

3　令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　新株予約権付社債券

二　新株予約権証券

［号を削る。］

［号を削る。］

（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者）

第十一条　法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引業者、銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

三　外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四　新投資口予約権証券等

（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者）

第十一条　［同上］

一　金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。）、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

［二～四　略］

［二～四　同上］

（保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合）

第十三条　法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める

（保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合）

第十三条　［同上］

場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

三　金融商品取引業者等が株券等の取得（共同保有者による取得を含む。以下この号において同じ。）の後における当該金融商品取引業者等が保有する株券等に係る株券等保有割合が百分の十を超えることとなる株券等の取得を行う目的を有する場合

（重要提案行為等となるもの）

第十六条　令第十四条の八の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　資本政策に関する重要な変更（令第十四条の八の二第一項第九号に掲げるものを除く。）

［二・三　略］

四　発行者が発行する株券等の発行者以外の者による取得であって、当該取得の後に当該発行者以外の者及び当該発行者以外の者と令第十四条の七第一項各号に掲げる関係にある者（同条第二項に規定する場合に該当することにより当該関係にあることとなる者を含む。）が合わせて当該発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。）の数の百分の五十を超える数の議決権（社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口に係る議決権を含む。）に係

［一・二　同上］

［号を加える。］

（重要提案行為等となるもの）

第十六条　令第十四条の八の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　資本政策に関する重要な変更（令第十四条の八の二第一項第十号に掲げるものを除く。）

［二・三　同上］

［号を加える。］

る株式又は投資口を所有することとなるもの

第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)

【根拠条文】　法第27条の　第　項

【提出先】　　財務（支）局長

【氏名又は名称】(3)

【住所又は本店所在地】(3)

【報告義務発生日】(4)　　年　月　日

【提出日】　　年　月　日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】(5)

【変更報告書提出事由】(6)

第１　［略］

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】(8)

［(1)～(3)　略］

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】(12)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号
株券又は投資証券等（株・口）				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	―	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	―	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			

第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)

【根拠条文】　法第27条の　第　項

【提出先】　　財務（支）局長

【氏名又は名称】(3)

【住所又は本店所在地】(3)

【報告義務発生日】(4)　　年　月　日

【提出日】　　年　月　日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】(5)

【変更報告書提出事由】(6)

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　［同左］

①　［同左］

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	―	H
新株予約権付社債券（株）	B	―	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数（総数）（Ｖ＋Ｗ＋Ｘ＋Ｙ－Ｚ－ＡＡ）	AB
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC
保有潜在株券等の数（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ＋Ｇ＋Ｈ＋Ｉ＋Ｊ＋Ｋ＋Ｌ＋Ｍ＋Ｎ＋Ｏ＋Ｐ＋Ｑ＋Ｒ＋Ｓ＋Ｔ＋Ｕ＋AC）	

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（％）（AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	

［(5)・(6)　略］

(7)【保有株券等の取得資金】(15)

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG＋AH＋AI）	

［②・③　略］

第３【共同保有者に関する事項】(16)

１【共同保有者／１】(17)

(1)　［略］

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

①【保有株券等の数】

保有株券等の数（総数）（Ｏ＋Ｐ＋Ｑ－Ｒ－Ｓ）	T
保有潜在株券等の数（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ＋Ｇ＋Ｈ＋Ｉ＋Ｊ＋Ｋ＋Ｌ＋Ｍ＋Ｎ）	U

②　［同左］

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	V
上記提出者の株券等保有割合（％）（T／（U＋V）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	

［(5)・(6)　同左］

(7)　［同左］

①　［同左］

自己資金額(W)（千円）	
借入金額計(X)（千円）	
その他金額計(Y)（千円）	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計（千円）（W＋X＋Y）	

［②・③　同左］

第３　［同左］

１　［同左］

(1)　［同左］

(2)　［同左］

①　［同左］

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号
株券又は投資証券等（株・口）				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	―	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	―	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数）（Ｖ＋Ｗ＋Ｘ＋Ｙ－Ｚ－AA）	AB			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ＋Ｇ＋Ｈ＋Ｉ＋Ｊ＋Ｋ＋Ｌ＋Ｍ＋Ｎ＋Ｏ＋Ｐ＋Ｑ＋Ｒ＋Ｓ＋Ｔ＋U＋AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF

	法第２７条の２３第３項本文	法第２７条の２３第３項第１号	法第２７条の２３第３項第２号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	―	H
新株予約権付社債券（株）	B	―	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数）（Ｏ＋Ｐ＋Ｑ－Ｒ－Ｓ）	T		
保有潜在株券等の数（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ＋Ｇ＋Ｈ＋Ｉ＋Ｊ＋Ｋ＋Ｌ＋M＋N）	U		

②　［同左］

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	V
上記提出者の株券等保有割合　（%）（Ｔ／（Ｕ＋Ｖ）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合　（%）	

上記共同保有者の株券等保有割合（%）（AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１　［略］

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(21)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号
株券又は投資証券等（株・口）				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	—	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数）（V＋W＋X＋Y－Z－AA）	AB			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N＋O＋P＋Q＋R＋S＋T＋U＋AC）				

第４　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

(1)　［同左］

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数）（O＋P＋Q－R－S）	T		
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N）	U		

⑵【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

⑶　［略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ・ｂ　略］

ｃ　会社の株券等が新たに金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から５日（日曜日及び令第14条の５に規定する休日の日数は、算入しない。⑭において同じ。）以内にこの報告書を提出すること。

［ｄ・ｅ　略］

［⑵～⑼　略］

⑽　保有目的

ａ　「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

ｂ　重要提案行為等（法第27条の26第１項に規定する重要提案行為等をいう。ｂ、⑾及び⑭ａにおいて同じ。）を現に行い、又は行うことを予定している場合（当該重要提案行為等が、報告書の提出者が第16条第４号に掲げる事項を行うことを提案するものである場合を除く。）には、その内容（例えば、当該重要提案行為等の具体的な内容、当該重要提案行為等を行う時期、当該重要提案行為等を行う条件、当該重要提案行為等の目的）について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

ｃ　株券等保有割合を100分の５を超える割合増加させる行為（保有株券等の総数を増加させない行為及び法第２条第９項に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）を行う者に限る。）又は外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者が株券等の流通の円滑を図るために顧客から行う株券等の取得であって、当該株券等の取得により取得した株券等を当該株券等の取得の後直ちに譲渡することとするものを除く。ｃにおいて同じ。）を行うことについての決定（報告書の提出者が法人である場合にあっては、その業務執行を決定する機関の決定）をしている場合には、その内容（例えば、取得を行う株券等の種類、取得の時期、取得価格、取得を行う株券等の数量、取得の目的、取得の方法、取得の相手方）をできる限り具体的に記載すること。大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合であって、これらの報告書の提出義務が発生した日から３月以内に株券等保有割合を100分の５を超える割合増加させる行為を行うことを予定している

⑵　［同左］

発行済株式等総数（株・口） （　　年　月　日現在）	V
上記提出者の株券等保有割合　（%） （T／（U＋V）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合　（%）	

⑶　［同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　会社の株券等が新たに金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から５日（日曜日及び令第14条の５に規定する休日の日数は、算入しない。）以内にこの報告書を提出すること。

［ｄ・ｅ　同左］

［⑵～⑼　同左］

⑽　［同左］

「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

場合も、同様とする。	
⑾　［略］	⑾　［同左］
⑿　上記提出者の保有株券等の内訳	⑿　［同左］
a　保有株券等の内訳は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については第５条に規定するところにより計算した株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第５条に規定する数を記載すること。ただし、新株予約権又は新投資口予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。 　なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。	a　保有株券等の内訳は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第５条に規定する数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権又は新投資口予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。 　なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。
b　［略］	b　［同左］
c　「法第 27 条の 23 第３項第１号」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券等（ｂ及びｄに掲げるものを除く。）であって、当該発行者の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。	c　「法第 27 条の 23 第３項第１号」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券等（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）であって、当該発行者の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。
d　「法第 27 条の 23 第３項第２号」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（ｂに掲げるものを除く。）の数を記載すること。	d　「法第 27 条の 23 第３項第２号」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。
e　「法第 27 条の 23 第３項第３号」欄には、法第 27 条の 23 第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定により、株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有する者が保有者となるものとみなされる株券等（ｂからｄまでに掲げるものを除く。）の数を記載すること。	［加える。］
ｆ～ｋ　［略］	ｅ～ｊ　［同左］
l　信用取引において、顧客（金融商品取引業者（法第２条第９項に規定する金融商品取引業者をいう。ｌにおいて同じ。）を含む。）が金融商品取引業者から株券の貸付けを受けたことにより、当該金融商品取引業者に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。	k　信用取引において、顧客（金融商品取引業者（第４条第３号に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）を含む。）が金融商品取引業者から株券の貸付けを受けたことにより、当該金融商品取引業者に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。
m　保有者が共同保有者に対して令第14条の６の２各号に掲げる権利を有する株券等がある場合には、当該株券等の数を「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄に記載すること。	l　法第27条の23第４項の規定により保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他の令第14条の６の２各号で定める権利が存在する株券等がある場合には、当該株券等の数を「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄に記載すること。
n　保有する株券、株券預託証券において表示される権利に係る株券又は株券信託受益証券の受託有価証券である株券が第５条第１項第２号に掲げる株式に係る株券である場合において、同号に定める数から当該株式の数を控除した数を「株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数」欄に記載すること。	［加える。］
o　提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数の合計を「提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数」欄に記載すること。	［加える。］
p　提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数に含まれる株券等であって、令第14条の６の２各号に掲げる権利を保有者が共同保有者に対して有し、又は共同保有者が保有者若しくは他の共同保有者に対して有するものがある場合には、当該株券等の数の合計を「保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数」欄に記載すること。	［加える。］
q　株券等を共有（民法第 249 条に規定する共有をいう。ｑ及び⒁において同じ。）により保有する場	m　株券等を共有（民法第 249 条に規定する共有をいう。以下このm及び⒁において同じ。）により保

合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。

r　［略］

⑬　当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

［ａ～ｃ　略］

ｄ　「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」の発行済株式等総数と提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数を合計した数から保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数を控除した数で除して得た割合を記載すること。

［ｅ・ｆ　略］

⑭　当該株券等に関する担保契約等重要な契約

ａ　株券等に関する売買契約（契約を締結した日から５日以内に受渡しを行うものを除く。）、貸借契約、担保契約（提出者が担保権者であるものを除く。）、オプションに係る契約、売戻し契約、売り予約、買戻し契約、買い予約、次に掲げる合意その他の将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類（貸借契約の場合には、貸借の別を含む。）、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。なお、当該契約の相手方と締結している契約の対象となっている株券等の数を第９条の２第１項に規定する発行済株式総数等で除して得た割合が100分の１未満である場合における当該契約の相手方の記載に当たっては、相手方の属性のみを記載しても差し支えない。また、第11条第４号に規定する金融商品取引業者等（重要提案行為等を行うことを保有の目的とする者を除く。）がその業務に関して顧客との間で締結する契約の記載に当たっては、その契約の種類ごとに、契約の相手方の数、契約の対象となっている株券等の数量の合計のみを記載しても差し支えない。

⑻　当該提出者による株券等の譲渡その他の処分について当該契約の相手方の事前の承諾を要する旨の合意

⑼　当該提出者が一定の株券等保有割合を超えて株券等を保有することを制限する旨の合意

⑽　株券等の発行その他の行為が当該提出者の株券等保有割合の減少を伴うものである場合に、当該提出者がその株券等保有割合に応じて当該株券等を引き受けることができる旨の合意

⑾　契約が終了した場合に、当該契約の相手方が当該提出者に対しその保有株券等を当該契約の相手方（当該契約の相手方が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨又は当該提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を当該提出者（当該提出者が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

⑿　契約が終了した場合に、当該契約の相手方が当該提出者に対しその保有株券等を買い取ることを請求することができる旨又は当該提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を買い取ることを請求することができる旨の合意

ｂ　報告書の提出者が、法第27条の23第３項第３号に該当する者である場合には、当該デリバティブ取引の種類、相手方、決済日又は権利行使期間若しくは取引期間等当該デリバティブ取引の内容を記載すること。なお、当該取引の相手方と締結している契約の対象となっている株券等の数を第９条の２第１項に規定する発行済株式総数等で除して得た割合が100分の１未満である場合における当該取引の相手方の記載に当たっては、相手方の属性のみを記載しても差し支えない。

ｃ　報告書の提出者が、発行者が発行する株券等の他の保有者（提出者と令第14条の７第１項各号に掲

有する場合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。

n　［同左］

⑬　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」の保有潜在株券等の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。

［ｅ・ｆ　同左］

⑭　［同左］

保有株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売り予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を組合又は社団等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

げる関係にある者を除く。）と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合（法第27条の23第５項各号に掲げる要件の全てに該当する場合を除く。）には、当該合意の内容を記載すること。

d　報告書の提出者（発行者の完全親会社（会社法第847条の２第１項に規定する完全親会社をいう。）を除く。）と発行者（当該発行者が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該発行者又はその連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第４号に規定する連結子会社をいう。）。dにおいて同じ。）との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日及び当該合意の内容を含む。）及び当該合意の目的を具体的に記載すること。

(a)　当該発行者の役員について候補者を指名する権利を当該提出者が有する旨の合意

(b)　当該提出者による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c)　当該発行者の株主総会又は取締役会（当該発行者が投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第12項に規定する投資法人をいい、同条第25項に規定する外国投資法人を含む。）の場合にあっては、投資主総会又は役員会）において決議すべき事項について当該提出者の事前の承諾を要する旨の合意

e　株券等を組合若しくは社団等の業務執行組合員等として保有している場合又は共有している場合等には、その旨記載すること。

⑮　保有株券等の取得資金

a　取得資金の内訳

報告義務が発生した日に保有する株券等を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「上記（AI）の内訳」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等具体的な取得原因を記載すること。ただし、平成２年12月１日より前に取得された株券等に係る取得資金については、記載することを要しない。

［b・c　略］

［⑯～⑱　略］

⑲　上記共同保有者の保有株券等の内訳

a　共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第２　提出者に関する事項」の「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

b　この場合において、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄には、共同保有者が保有者又は他の共同保有者に対して令第14条の６の２各号に掲げる権利を有する株券等の数を記載すること。

［⑳～㉒　略］

第二号様式

⑸　［略］

（記載上の注意）

この様式は、法第27条の25第２項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第２　提出者に関する事項」の「⑸　当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。

［a～c　略］

d　「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を第一号様式の「第２　提出者に関する事

⑮　［同左］

a　［同左］

報告義務が発生した日に保有する株券等を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「上記㈦の内訳」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等具体的な取得原因を記載すること。ただし、平成２年12月１日より前に取得された株券等に係る取得資金については、記載することを要しない。

［b・c　同左］

［⑯～⑱　同左］

⑲　［同左］

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第２　提出者に関する事項」の「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

［⑳～㉒　同左］

第二号様式

⑸　［同左］

（記載上の注意）

［同左］

［a～c　同左］

d　「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を第一号様式の「第２　提出者に関する事

項」の「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」の発行済株式等総数と提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数を合計した数から保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数を控除した数で除して得た割合を記載すること。

［ｅ～ｈ　略］

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】　法第27条の26第　項

【提出先】　　財務（支）局長

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】　年　月　日

【提出日】　年　月　日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】

【変更報告書提出事由】

第１　［略］

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

［⑴・⑵　略］

⑶【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号
株券又は投資証券等（株・口）				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	—	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y

項」の「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」の保有潜在株券等の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。

［ｅ～ｈ　同左］

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】　法第27条の26第　項

【提出先】　　財務（支）局長

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】　年　月　日

【提出日】　年　月　日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】

【変更報告書提出事由】

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　［同左］

①　［同左］

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q

信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA
保有株券等の数（総数）（V＋W＋X＋Y－Z－AA）	AB
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N＋O＋P＋Q＋R＋S＋T＋U＋AC）	

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF

上記提出者の株券等保有割合（%）（AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

⑷　［略］

第３【共同保有者に関する事項】

１【共同保有者／１】

⑴　［略］

⑵【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号
株券又は投資証券等（株・口）				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	—	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q

信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S
保有株券等の数（総数）（O＋P＋Q－R－S）	T
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N）	U

②　［同左］

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	V
上記提出者の株券等保有割合（%）（T／（U＋V）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

⑷　［同左］

第３　［同左］

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

①　［同左］

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券カバードワラント	C		J

株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数）（V＋W＋X＋Y－Z－AA）	AB			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N＋O＋P＋Q＋R＋S＋T＋U＋AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記共同保有者の株券等保有割合（%）（AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１　［略］

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

⑴【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号

株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計（株・口）	O	P		Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数（総数）（O＋P＋Q－R－S）	T			
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N）	U			

②　［同左］

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	V
上記提出者の株券等保有割合（%）（T／（U＋V）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

第４　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号

株券又は投資証券等（株・口）				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	—	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数）（V＋W＋X＋Y－Z－AA）	AB			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N＋O＋P＋Q＋R＋S＋T＋U＋AC）				

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（%）（AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数）（O＋P＋Q－R－S）	T		
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N）	U		

(2)　［同左］

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	V
上記提出者の株券等保有割合（%）（T／（U＋V）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

(3)　［略］ （記載上の注意） ［(1)・(2)　略］	(3)　［同左］ （記載上の注意） ［(1)・(2)　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

第一号様式

【表紙】

【提出書類】⑵ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【根拠条文】 法第27条の　第　項

【提出先】 ＿＿財務（支）局長

【氏名又は名称】⑶ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【住所又は本店所在地】⑶ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【報告義務発生日】⑷ 年　月　日

【提出日】 年　月　日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出形態】⑸ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【変更報告書提出事由】⑹

第１【発行者に関する事項】⑺

発行者の名称	
証券コード	
上場・店頭の別	
上場金融商品取引所	

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】⑻

⑴【提出者の概要】⑼

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

⑵【保有目的】⑽

⑶【重要提案行為等】⑾

⑷【上記提出者の保有株券等の内訳】⑿

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号

株券又は投資証券等（株・口）				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	―	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	―	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数）（V＋W＋X＋Y－Z－AA）	AB			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N＋O＋P＋Q＋R＋S＋T＋U＋AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（%）（AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

⑸【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】⑬

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

⑹【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】⑭

⑺【保有株券等の取得資金】⑮

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円） （AG＋AH＋AI）	

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第３【共同保有者に関する事項】⑯

１【共同保有者／１】⑰

⑴【共同保有者の概要】⑱

①【共同保有者】

個人・法人の別	
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

⑵【上記共同保有者の保有株券等の内訳】⑲

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号
株券又は投資証券等（株・口）				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	―	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	―	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数）（Ｖ＋Ｗ＋Ｘ＋Ｙ－Ｚ－AA）	AB			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ＋Ｇ＋Ｈ＋Ｉ＋Ｊ＋Ｋ＋Ｌ＋Ｍ＋Ｎ＋Ｏ＋Ｐ＋Ｑ＋Ｒ＋Ｓ＋Ｔ＋Ｕ＋AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	AD

提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記共同保有者の株券等保有割合（%） （AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１【提出者及び共同保有者】⑳

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】㉑

⑴【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号
株券又は投資証券等（株・口）				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	―	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	―	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （Ｖ＋Ｗ＋Ｘ＋Ｙ－Ｚ－AA）	AB			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 （Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ＋Ｇ＋Ｈ＋Ｉ＋Ｊ＋Ｋ＋Ｌ＋Ｍ＋Ｎ＋Ｏ＋Ｐ＋Ｑ＋Ｒ＋Ｓ＋Ｔ＋U＋AC）				

⑵【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE

保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

⑶【共同保有における株券等保有割合の内訳】㉒

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数）（株・口）	株券等保有割合（%）
合計		

（記載上の注意）

⑴ 一般的事項

a 記載事項のうち「第２ 提出者に関する事項」には、提出者の株券等の保有状況について記載し、「第３ 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ、各共同保有者の株券等の保有状況について別々に記載し、「第４ 提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合にのみ、提出者及び共同保有者の株券等の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第３ 共同保有者に関する事項」及び「第４ 提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。

b 大量保有報告書又は変更報告書（以下この様式において「報告書」という。）の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの株券等の保有状況（変更報告書については、共同保有者のうち、前回提出の報告書から記載事項に一切の変更がない者に係る保有状況を除く。）について、別々に「第２ 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの者の株券等の保有状況を一括して「第４ 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。

c 会社の株券等が新たに金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から５日（日曜日及び令第14条の５に規定する休日の日数は、算入しない。⑭において同じ。）以内にこの報告書を提出すること。

d 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項の全てについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。

e 報告書に係る訂正報告書については、発行者の名称及び証券コード、提出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される報告書の報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

⑵ 提出書類

「大量保有報告書」又は「変更報告書」のいずれかを記載し、「変更報告書」である場合には、大量保有報告書を提出した後、最初に提出した変更報告書から数えた通し番号を記載すること。

⑶ 氏名又は名称及び住所又は本店所在地

a　報告書の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること。なお、代理人が提出する場合には、報告書の提出を委任した者が、当該代理人に、報告書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面の写しを添付すること（法第27条の30の５第１項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、報告書１通につき１通ずつ添付すること。）。

b　報告書の提出者が、共同保有者全員（変更報告書については、共同保有者のうち、前回提出の報告書から記載事項に一切の変更がない者を除く。）の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に報告書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面の写しを添付すること（法第27条の30の５第１項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、報告書１通につき１通ずつ添付すること。）。

c　「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記載すること。

d　報告書の提出者が個人であって、その住所を記載した書面を報告書に添付する場合には、「住所又は本店所在地」欄の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。

e　報告書の提出者が非居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第６号に規定する非居住者をいう。以下この様式及び第四号様式において同じ。）の場合には、原語名を括弧内に記載すること。

⑷　報告義務発生日

大量保有報告書にあっては大量保有者となった日を、変更報告書にあっては当該変更報告書に記載すべき変更があった日を記載すること。

⑸　提出形態

報告書の提出者が共同保有者全員（変更報告書については、共同保有者のうち、前回提出の報告書から記載事項に一切の変更がない者を除く。）の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には「連名」と記載し、それ以外の場合には「その他」と記載すること。

⑹　変更報告書提出事由

提出書類が変更報告書である場合には、変更報告書を提出する義務が生じることとなった変更事由を、例えば「株券等保有割合が１％以上増加したこと」などと記載すること。

⑺　発行者に関する事項

a　「証券コード」欄には、証券コード協議会の証券コードを記載すること。

b　「上場・店頭の別」欄には、「上場」又は「店頭」のいずれかを記載し、「上場金融商品取引所」欄には、上場している全ての金融商品取引所の名称及び特定取引所金融商品市場（法第２条第32項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。）に上場している場合には、その旨を記載すること。

⑻　提出者（大量保有者）／１

報告書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者の株券等の保有状況を「１　提出者（大量保有者）／１」とし、当該共同保有者の株券等の保有状況を順に「２　提出者(大量保有者)／２」、「３　提出者（大量保有者）／３」と通し番号を付して記載すること。

⑼　提出者の概要

a　「個人・法人の別」欄には、個人の場合には「個人」と記載し、法人の場合には「法人（　）」として括弧内に「株式会社」、「有限会社」、「合名会社」、「合資会社」等具体的な会社形態を記載すること。組合（民法（明治29年法律第89号）第667条に規定する組合その他の法人格を有さない組合をいう。以下⑼及び⒁において同じ。）又は社団等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、株券等を所有し、又は法第27条の23第３項各号に規定する者に該当する業務執行組合員等（明示又は黙示の合意又は契約に基づき、形式的な業務執行組合員等とは別に当該株券等に係る処分権限を有する者がいる場合には当該者を含む。）を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を報告書の「⑹　当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すること。

b　報告書の提出者が非居住者の場合には、「氏名又は名称」欄に、原語名を括弧書すること。

c　報告書の提出者が個人であって、その住所を記載した書面を報告書に添付する場合には、「住所又は本店所在地」欄の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。

d　提出者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧氏名又は名称」及び「旧住所又は本店所在地」欄に、変更前の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地を記載すること。なお、報告書の提出者が個人である場合には、変更前の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。

e　提出者が個人の場合は「②　個人の場合」欄に、法人の場合は「③　法人の場合」欄にそれぞれ記載すること。

f　報告書の提出者が個人であって、その生年月日を記載した書面を報告書に添付する場合には、「生年月日」欄の記載を省略しても差し支えない。

g　「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。

h　「事業内容」欄には、報告書の提出義務が発生した日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。

⑽　保有目的

a　「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

b　重要提案行為等（法第27条の26第１項に規定する重要提案行為等をいう。ｂ、⑾及び⒁ａにおいて同じ。）を現に行い、又は行うことを予定している場合（当該重要提案行為等が、報告書の提出者が第16条第４号に掲げる事項を行うことを提案するものである場合を除く。）には、その内容（例えば、当該重要提案行為等の具体的な内容、当該重要提案行為等を行う時期、当該重要提案行為等を行う条件、当該重要提案行為等の目的）について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

c　株券等保有割合を100分の５を超える割合増加させる行為（保有株券等の総数を増加させない行為及び法第２条第９項に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）を行う者に限る。）又は外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者が株券等の流通の円滑を図るために顧客から行う株券等の取得であって、当該株券等の取得により取得した株券等を当該株券等の取得の後直ちに譲渡することとするものを除く。ｃにおいて同じ。）を行うことについての決定（報告書の提出者が法人である場合にあっては、そ

の業務執行を決定する機関の決定）をしている場合には、その内容（例えば、取得を行う株券等の種類、取得の時期、取得価格、取得を行う株券等の数量、取得の目的、取得の方法、取得の相手方）をできる限り具体的に記載すること。大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合であって、これらの報告書の提出義務が発生した日から３月以内に株券等保有割合を100分の５を超える割合増加させる行為を行うことを予定している場合も、同様とする。

⑾　重要提案行為等

第11条第１号から第４号までに掲げる者が重要提案行為等を行うことを株券等の保有の目的としているために本様式を使用する場合には、重要提案行為等を行う予定である旨を記載すること。

⑿　上記提出者の保有株券等の内訳

a　保有株券等の内訳は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については第５条に規定するところにより計算した株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第５条に規定する数を記載すること。ただし、新株予約権又は新投資口予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。

なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。

b　「法第27条の23第３項本文」欄には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する株券等（売買その他の契約に基づき、引渡請求権を有する株券等を含む。）の数を記載すること。

c　「法第27条の23第３項第１号」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券等（ｂ及びｄに掲げるものを除く。）であって、当該発行者の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。

d　「法第27条の23第３項第２号」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（ｂに掲げるものを除く。）の数を記載すること。

e　「法第27条の23第３項第３号」欄には、法第27条の23第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定により、株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有する者が保有者となるものとみなされる株券等（ｂからｄまでに掲げるものを除く。）の数を記載すること。

f　「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書若しくは直近の半期報告書若しくは金融商品取引所の規則で定めるところにより発行者が当該金融商品取引所に通知して当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供された情報又は直近の商業登記簿等に記載され、又は記録された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる発行済株式等総数を記載しても差し支えない。

⑷　直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第１項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第１項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた発行済株式等総数

⑸　⑷に掲げる発行済株式等総数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に発行済株式等総数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた発行済株式等総数で直近のもの

なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、発行済株式等総数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして発行済株式等総数を記入することとする。

g　「上記提出者の株券等保有割合」欄には、小数点以下３桁を四捨五入して小数点以下２桁まで算出した割合を記載すること。

h　変更報告書を提出する場合には、「直前の報告書に記載された株券等保有割合」欄に、当該変更報告書の直前の報告書に記載された株券等保有割合を記載すること。

i　信託業を営む者が信託契約に基づいて株券等を保有する場合に、当該信託業を営む者が法第27条の23第３項本文及び同項第１号に該当するとき、又は同項本文及び同項第２号に該当するときは、それぞれ、「法第27条の23第３項本文」欄ではなく、「法第27条の23第３項第１号」欄又は「法第27条の23第３項第２号」欄に記載すること。

j　新株の発行に際しては、当該株券の効力が生ずるまでの間は、その発行に係る株券は未だ保有していないものとみなして保有株券等の数を記載することができる。

k　現在は発行者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等の数を「他社株等転換株券」欄に記載すること。

l　信用取引において、顧客（金融商品取引業者（法第２条第９項に規定する金融商品取引業者をいう。 l において同じ。）を含む。）が金融商品取引業者から株券の貸付けを受けたことにより、当該金融商品取引業者に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。

m　保有者が共同保有者に対して令第14条の６の２各号に掲げる権利を有する株券等がある場合には、当該株券等の数を「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄に記載すること。

n　保有する株券、株券預託証券において表示される権利に係る株券又は株券信託受益証券の受託有価証券である株券が第５条第１項第２号に掲げる株式に係る株券である場合において、同号に定める数から当該株式の数を控除した数を「株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数」欄に記載すること。

o　提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数の合計を「提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数」欄に記載すること。

p　提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数に含まれる株券等であって、令第14条の６の２各号に掲げる権利を保有者が共同保有者に対して有し、又は共同保有者が保有者若しくは他の共同保有者に対して有するものがある場合に

は、当該株券等の数の合計を「保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数」欄に記載すること。

q　株券等を共有（民法第249条に規定する共有をいう。q及び⑭において同じ。）により保有する場合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。

r　相続財産については、相続人が一人の場合は、相続人は、単純承認又は限定承認により相続が確定するまでの間は、当該相続財産に属する株券等を未だ保有していないものとみなして保有株券等の数を記載することができる。また、相続人が数人いる場合は、相続人は、相続財産に属する株券等に係る遺産分割が了しない間は当該株券等を未だ保有していないものとみなして保有株券等の数を記載することができる。

⑬　当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

a　報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、報告義務が発生した日までの間の株券等の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、１日に市場内取引及び市場外取引（相対取引及び立会外取引を含む。）を行ったときは、市場内取引と市場外取引の別にそれぞれ１日分を合算し、更に１日に２回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ１日分を合算し、単価の欄については平均の単価を記載すること。ただし、市場内取引については単価を記載することを要しない。

平成２年12月１日より前の株券等の取得又は処分の状況については、記載することを要しない。

b　「株券等の種類」欄には、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券等の別を記載し、株券等に種類の別がある場合には、その別を記載すること。なお、旧新株引受権証券等（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券又は同条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債をいう。第二号様式の記載上の注意bにおいて同じ。）がある場合には、その旨を注記すること。

c　「数量」欄には、取得し、又は処分した株券等の数量を記載すること。

d　「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」の発行済株式等総数と提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数を合計した数から保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数を控除した数で除して得た割合を記載すること。

e　「取得又は処分の別」欄には、「取得」又は「処分」のいずれかを記載すること。

f　「単価」欄には、売買により株券等を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等売買以外の方法により株券等を取得し、又は処分した場合にはその旨記載すること。

⑭　当該株券等に関する担保契約等重要な契約

a　株券等に関する売買契約（契約を締結した日から５日以内に受渡しを行うものを除く。）、貸借契約、担保契約（提出者が担保権者であるものを除く。）、オプションに係る契約、売戻し契約、売り予約、買戻し契約、買い予約、次に掲げる合意その他の将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類（貸借契約の場合には、貸借の別を含む。）、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。なお、当該契約の相手方と締結している契約の対象となっている株券等の数を第９条の２第１項に規定する発行済株式総数等で除して得た割合が100分の１未満である場合における当該契約の相手方の記載に当たっては、相手方の属性のみを記載しても差し支えない。また、第11条第４号に規定する金融商品取引業者等（重要提案行為等を行うことを保有の目的とする者を除く。）がその業務に関して顧客との間で締結する契約の記載に当たっては、その契約の種類ごとに、契約の相手方の数、契約の対象となっている株券等の数量の合計のみを記載しても差し支えない。

⑷　当該提出者による株券等の譲渡その他の処分について当該契約の相手方の事前の承諾を要する旨の合意

⑹　当該提出者が一定の株券等保有割合を超えて株券等を保有することを制限する旨の合意

⑹　株券等の発行その他の行為が当該提出者の株券等保有割合の減少を伴うものである場合に、当該提出者がその株券等保有割合に応じて当該株券等を引き受けることができる旨の合意

⑹　契約が終了した場合に、当該契約の相手方が当該提出者に対しその保有株券等を当該契約の相手方（当該契約の相手方が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨又は当該提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を当該提出者（当該提出者が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

⑹　契約が終了した場合に、当該契約の相手方が当該提出者に対しその保有株券等を買い取ることを請求することができる旨又は当該提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を買い取ることを請求することができる旨の合意

b　報告書の提出者が、法第27条の23第３項第３号に該当する者である場合には、当該デリバティブ取引の種類、相手方、決済日又は権利行使期間若しくは取引期間等当該デリバティブ取引の内容を記載すること。なお、当該取引の相手方と締結している契約の対象となっている株券等の数を第９条の２第１項に規定する発行済株式総数等で除して得た割合が100分の１未満である場合における当該取引の相手方の記載に当たっては、相手方の属性のみを記載しても差し支えない。

c　報告書の提出者が、発行者が発行する株券等の他の保有者（提出者と令第14条の７第１項各号に掲げる関係にある者を除く。）と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合（法第27条の23第５項各号に掲げる要件の全てに該当する場合を除く。）には、当該合意の内容を記載すること。

d　報告書の提出者（発行者の完全親会社（会社法第847条の２第１項に規定する完全親会社をいう。）を除く。）と発行者（当該発行者が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該発行者又はその連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第４号に規定する連結子会社をいう。）。dにおい

て同じ。）との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日及び当該合意の内容を含む。）及び当該合意の目的を具体的に記載すること。

⑷　当該発行者の役員について候補者を指名する権利を当該提出者が有する旨の合意

⑹　当該提出者による議決権の行使に制限を定める旨の合意

⑹　当該発行者の株主総会又は取締役会（当該発行者が投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第12項に規定する投資法人をいい、同条第25項に規定する外国投資法人を含む。）の場合にあっては、投資主総会又は役員会）において決議すべき事項について当該提出者の事前の承諾を要する旨の合意

e　株券等を組合若しくは社団等の業務執行組合員等として保有している場合又は共有している場合等には、その旨記載すること。

⒂　保有株券等の取得資金

a　取得資金の内訳

報告義務が発生した日に保有する株券等を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「上記（AI）の内訳」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等具体的な取得原因を記載すること。ただし、平成２年12月１日より前に取得された株券等に係る取得資金については、記載することを要しない。

b　借入金の内訳

「①　取得資金の内訳」欄に記載した借入金の内訳について記載すること。

「業種」欄には、「銀行」、「その他の金融機関」（令第１条の９に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等具体的に記載すること。

借入先が個人である場合には、「所在地」欄の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。

「借入目的」欄には、取得資金が銀行又はその他の金融機関（以下この様式において「銀行等」という。）からの借入金である場合において、借入れを行った際に当該借入れを株券等の取得資金に充てることを当該銀行等に対して明らかにしなかった場合には「１」を記載し、明らかにした場合及び取得資金が銀行等以外からの借入金である場合には「２」を記載すること。「１」を記載した場合には、その借入金の借入先については、「②　借入金の内訳」の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載せず、「③　借入先の名称等」の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載すること。

c　借入先の名称等

この欄には、「②　借入金の内訳」において「１」を記載した借入金について、その借入先の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」を記載すること。なお、法第27条の30の５第１項の規定により報告者が報告書の写しを金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会及び発行者に送付する際には、本欄を削除して送付すること。訂正報告書についても同様とすること。

⒃　共同保有者に関する事項

報告書の提出者が共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には、「第３　共同保有者に関する事項」の下に「該当事項なし」と記載し、「１　共同保有者／１」については記載することを要しない。

⑰　共同保有者／１

各共同保有者の株券等の保有状況について別々に記載し、順に「１　共同保有者／１」、「２　共同保有者／２」と通し番号を付して記載すること。

⑱　共同保有者の概要

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第２　提出者に関する事項」の「⑴　提出者の概要」に準じて記載すること。

⑲　上記共同保有者の保有株券等の内訳

ａ　共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第２　提出者に関する事項」の「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

ｂ　この場合において、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄には、共同保有者が保有者又は他の共同保有者に対して令第14条の６の２各号に掲げる権利を有する株券等の数を記載すること。

⑳　提出者及び共同保有者

共同保有者（変更報告書を提出する場合において、変動等がないことにより提出しない者を含む。）がいる場合に、提出者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること（提出者及び共同保有者が非居住者の場合には、原語名を括弧内に記載すること。）。

㉑　上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有株券等の数を合計して、「第２　提出者に関する事項」の「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

㉒　共同保有における株券等保有割合の内訳

前回提出の報告書から記載事項に一切の変更がない共同保有者に係る保有株券等の数（総数）及び株券等保有割合についても記載すること。

令和８年５月１日
金融庁企画市場局

株券等の大量保有報告に関するＱ＆Ａ

＜目次＞

法第 27 条の 23 第１項関係
問１（任意の提出）……1
問２（株券等保有割合が５％以下となった後に再度５％超となった場合）……1
問３（記載事項－第三者割当における一定期間譲渡しない旨の合意）……3
問４（記載事項－取得資金の内訳－組織再編による取得等）……3
問５（記載事項－取得資金の内訳－借入金の返済等）……4
法第 27 条の 23 第２項関係
問６（対象有価証券－相互保有株式）……4
問７（対象有価証券－無議決権株式）……5
法第 27 条の 23 第３項関係
問８（投資一任契約の顧客）……5
問９（貸借）……6
問 10（担保権の設定）……7
問 11（停止条件付売買等）……8
問 12（取引先持株会等）……9
問 13（プライム・ブローカレッジ業務）……9
問 14（デリバティブ取引の権利者が保有者とみなされる時期）……10
法第 27 条の 23 第４項関係
問 15（新株発行による発行済株式総数の増加）……11
問 16（売買－６営業日目以降に決済する場合）……11
問 17（公開買付けによる株券等の取得、公開買付けへの応募）……12
問 18（合併等）……13
問 19（組合財産である株券等）……14
問 20（株式併合による保有株券等の数及び発行済株式総数の減少）……14
法第 27 条の 23 第５項関係
問 21（口頭の合意）……15
問 22（片面的意思）……15
問 23（議決権行使に関する話合い）……15
問 24（株主提案権の行使）……16
問 25（共同して取得する合意の解消）……16
問 26（個別の権利の行使ごとの合意）……17
法第 27 条の 25 第１項関係
問 27（発行会社の商号変更）……18
問 28（保有株券等の総数が変わらない場合）……18
問 29（単体株券等保有割合が 0.1%以下であった者が共同保有者となった場合）……19
問 30（新株予約権無償割当て）……20

問 31（新株予約権の行使）……20
問 32（新株予約権の行使期間の経過）……21
問 33（特例報告者が買増し後に目的を変更した場合）……21
法第 27 条の 25 第２項関係
問 34（５％以下となった後の短期大量譲渡）……22
問 35（短期大量譲渡を行った場合の記載事項）……22
法第 27 条の 26 第１項関係
問 36（重要提案行為等）……23
問 37（提出義務発生後の基準日の届出）……27
その他
問 38（「５％ルールの実務とＱ＆Ａ」について）……27

（凡例）

法　　：金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

令　　：金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）

大量保有府令：株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 36 号）

１．このＱ＆Ａにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。

２．このＱ＆Ａにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。

３．このＱ＆Ａにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

（記載事項－第三者割当における一定期間譲渡しない旨の合意）

（問３）いわゆる第三者割当増資において、割当先が発行会社との間で、割当てを受けた株式を一定期間譲渡しない旨を合意した場合、「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載する必要がありますか（法第 27 条の 23 第１項関係）。

（答）

記載する必要があると考えられます。

第三者割当増資以外の場面において、同趣旨の合意をした場合（例えば、新規上場におけるロックアップ）も同様であると考えられます。

（記載事項－取得資金の内訳－組織再編による取得等）

（問４）合併等、会社法上のいわゆる組織再編によって株券等を取得した場合、「取得資金の内訳」欄にどのように記載する必要がありますか（法第 27 条の 23 第１項関係）。

（令和３年３月１日内容変更）

（答）

合併等、会社法上のいわゆる組織再編によって株券等を取得した場合、「上記（AI）の内訳」欄にその旨を記載すれば足りるものと考えられます。

具体的には、例えば、「〇年〇月〇日に発行者と〇〇株式会社の合併により取得した。」等と記載することが考えられます。

（注）組織再編によって株券等を取得した後、他の方法によって当該株券等を取得し、さらに処分した場合のように、当該時点において保有する株券等が組織再編によって取得したものであるか否かを特定することができない場合、先に取得したものから順番に処分したと仮定するなど、合理的な仮定の下に計算した上で記載し、その旨を欄外に注記すれば足りるものと考えられます。

なお、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等により取得した場合も同様です（大量保有府令第１号様式記載上の注意（15）ａ）。

（記載事項－取得資金の内訳－借入金の返済等）

（問５）借入金を取得資金として株券等を取得した場合において、①後日、当該借入金を返済した場合、「取得資金の内訳」欄の記載を変更する必要がありますか。②取得した株券等を処分したことにより変更報告書の提出が必要となった場合はどうですか（法第 27 条の 23 第１項関係）。

（答）

①借入金を返済した場合でも、それにより株券等を取得した際の資金の性質が変わるわけではない（自己資金による取得になるわけではない）ので、「取得資金の内訳」欄を変更する必要はなく、また、変更することはできないと考えられます。

これに対し、②取得した株券等を処分したことにより変更報告書の提出が必要となった場合には、「取得資金の内訳」欄は、その時点（報告義務発生日）に保有する株券等の取得資金を記載する必要があるため、当該処分した株券等に係る取得資金は差し引いて記載する必要があると考えられます。

（注）取得した際の価格が一定ではない場合、先に取得したものから順番に処分したと仮定して差し引く方法のほか、処分前の１株券等あたりの取得価格（平均）を算出し、当該価格に処分した株券等の数を乗じた額を差し引く方法等、合理的な仮定の下に計算した上で記載し、その旨を欄外に注記すれば足りるものと考えられます。

法第 27 条の 23 第２項関係

（対象有価証券－相互保有株式）

（問６）いわゆる相互保有により議決権のない株式は、大量保有報告の対象となる「対象有価証券」に該当しますか（法第 27 条の 23 第２項関係）。

（令和３年３月１日内容変更）

（答）

いわゆる相互保有により議決権のない株式（会社法第 308 条第１項、会社法施行規則第 67 条第１項参照）は、大量保有報告の対象となる「対象有価証券」（法第 27 条の 23 第２項）に該当すると考えられます。

（対象有価証券－無議決権株式）

（問７）議決権のある株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付されている無議決権株式は、大量保有報告の対象となる「対象有価証券」に該当しますか（法第 27 条の 23 第２項関係）。

（令和８年５月１日内容変更）

（答）

議決権のない株式であっても、当該株式を発行する会社が当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのある株式は、大量保有報告規制上の「議決権のない株式」には該当しません（令第 14 条の５の２第１号、大量保有府令第３条の２）。

したがって、議決権のある株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付されている無議決権株式は、大量保有報告の対象となる「対象有価証券」（法第 27 条の 23 第２項）に該当します。

なお、このような無議決権株式に係る株券等を保有している場合、大量保有報告書等においては、当該株式と引換えに交付される議決権のある株式に係る株券等の数を「保有株券等の数」として記載する必要があるとともに、「保有株券等の数」・「株券等保有割合」欄の記載にあたって、当該議決権のある株式に係る株券等の数のうち当該無議決権株式の数を超える部分について「保有潜在株券等の数」に加える必要があるほか、無議決権株式に係る株券等が含まれていること（当該無議決権株式の名称及び株式数を含みます。）をそれぞれの欄の欄外に注記する必要があると考えられます。

法第 27 条の 23 第３項関係

（投資一任契約の顧客）

（問８）投資一任契約の顧客が運用財産である株券等について議決権の行使に関する権限を有しない場合、当該顧客は大量保有報告書等を提出する必要がありますか（法第 27 条の 23 第３項関係）。

（答）

当該投資一任契約の内容に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、当該顧客が、議決権その他の権利を行使することができる権限若しくは当

該権利の行使について指図を行うことができる権限又は投資をするのに必要な権限をいずれも有しない場合、「保有者」（法第 27 条の 23 第３項）には該当せず、大量保有報告書等を提出する必要はないと考えられます。

なお、投資一任業者は、運用財産である株券等について投資をするのに必要な権限を有するため、議決権の行使に関する権限の有無にかかわらず、「保有者」に該当すると考えられます（法第 27 条の 23 第３項第２号）。

（貸借）

（問９）株券等の貸借を行う場合、貸主及び借主は、大量保有報告書等を提出する必要がありますか（法第 27 条の 23 第３項関係）。

（答）

株券等の貸借は、消費貸借である場合と賃貸借である場合が考えられます。

貸主は、消費貸借の場合も賃貸借の場合も、貸し付けた株券等について引渡請求権を有するため株券等保有割合に変化はありませんが、既に大量保有報告書等を提出している場合、「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄（以下「「担保契約等重要な契約」欄」といいます。）に消費貸借又は賃貸借により貸し付けている旨並びに相手方及び数量等を記載した変更報告書を提出する必要があります（大量保有府令第９条の２第１項に定める軽微なものを除きます。）。

これに対し、借主は、

① 消費貸借の場合、借り受けた株券等について所有権を有するため、株券等保有割合が増加したものとして、増加後の株券等保有割合に応じ、大量保有報告書等を提出する必要があると考えられます。その場合、「担保契約等重要な契約」欄に消費貸借により借り受けている旨並びに相手方及び数量等を記載する必要があります。

② 賃貸借の場合、消費貸借と異なり、借り受けた株券等について所有権を有するわけではないため、株券等保有割合は変化しないと考えられます。

（注）ただし、議決権の行使について指図を行うことができる権限を有していないかなど（法第 27 条の 23 第３項参照）に留意する必要があります。

以上の内容を簡単に整理すると、以下のようになります。

	消費貸借	賃貸借
貸主	・ 株券等保有割合は変化なし。 ・ 「担保契約等重要な契約」欄に記載。	・ 同左
借主	・ 株券等保有割合が増加。 ・ 「担保契約等重要な契約」欄に記載。	・ 株券等保有割合は変化なし。(ただし、上記②の（注）参照)

なお、「担保契約等重要な契約」欄に株券等の貸借について記載している場合において、記載された返還期日に株券等の返還があったに過ぎない場合（株券等保有割合に変化がない場合）には、株券等の返還があったこと自体を理由として変更報告書を提出する必要はないと考えられます。

（担保権の設定）

（問 10）株券等に担保権を設定した場合、担保権者及び担保権設定者は、大量保有報告書等を提出する必要がありますか（法第 27 条の 23 第３項関係)。

（答）

当該担保権が質権であるか譲渡担保権であるかにかかわらず、担保権者は、担保権を取得しただけでは、通常、「保有者」（法第 27 条の 23 第３項）には該当しないと考えられます。ただし、譲渡担保権については、当事者の目的や権利内容等の点において担保権としての実質を備えているもの（例えば、担保権設定者について特別株主の申出（社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第２項第１号参照）が行われるなど）でなければならないことに留意する必要があります。また、議決権の行使について指図を行うことができる権限を有していないかなど（法第 27 条の 23 第３項参照）に留意する必要があります。

これに対し、担保権設定者は、担保権を設定しただけでは、通常、株券等保有割合は変化しませんが、既に大量保有報告書等を提出している場合、「担保契約等重要な契約」欄に当該担保権の設定に係る契約に関する事項を記載した変更報告書を提出する必要があります（大量保有府令第９条の２第１項に定める軽微なものを除きます。)。

以上の内容を簡単に整理すると、以下のようになります。

	質権	譲渡担保権
担保権者	・ 株券等保有割合は変化なし。	・ 同左（※ただし実態に留意する必要）
担保権設定者	・ 株券等保有割合は変化なし。 ・ 「担保契約等重要な契約」欄に記載。	・ 同左（※ただし実態に留意する必要）

（停止条件付売買等）

（問 11）市場外（相対）で株券等の売買契約を締結した場合において、契約の効力発生に停止条件が付されている場合、買主は、どの時点から保有株券等の数に算入する必要がありますか（法第 27 条の 23 第３項関係）。

（答）

契約の効力発生に停止条件が付されていることにより、当該停止条件が成就するまで引渡請求権が発生しない場合には、通常、当該停止条件が成就するまでは保有株券等の数に算入する必要がないと考えられます。

しかし、例えば、当該売買契約の当事者の行為が停止条件となっており、かつ、当事者間において、当該行為が行われることが当然の前提となっている場合など、原則として当該停止条件が成就すると考えられる場合には、大量保有報告規制上は、契約締結時点で引渡請求権を有するものとして保有株券等の数に算入する必要があると考えられます。

なお、売買契約に、決済の前提となる条件（いわゆるクロージングの前提条件）が付されている場合については、当該契約の具体的内容に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、通常は、引渡請求権自体は発生していると認められる場合が多いものと考えられます。

（注１）引渡請求権が発生していると認められる場合で、かつ、契約締結日から５営業日以内に決済する場合、売主は、契約締結日に株券等保有割合が減少したものとして、減少後の株券等保有割合に応じ、同日から５営業日以内に変更報告書を提出する必要があります。契約締結日から６営業日目以降に決済する場合、契約締結時点では株券等保有割合は減少しませんが、契約締結日から５営業日以内に「担保契約等重要な契約」欄

に大量保有報告書を提出している者にあっては、株券等保有割合が１％以上増加するとき）には、当該目的を有するに至った日から５営業日以内に大量保有報告書等を提出する必要があると考えられます。

法第 27 条の 23 第４項関係

（新株発行による発行済株式総数の増加）

（問 15）発行会社による新株発行が行われた場合、株券等保有割合の計算において分母となる発行済株式の総数はどの時点から増加しますか（法第 27 条の 23 第４項関係）。

（答）

新株発行の払込期日（発行会社が払込みの期間を定めた場合には払込みが行われた日）から増加すると考えられます。

（売買－６営業日目以降に決済する場合）

（問 16）株券等の売買により大量保有報告書等の提出事由に該当する場合、売主及び買主は、どのように提出する必要がありますか（法第 27 条の 23 第３項及び第４項関係）。

（答）

当該売買における契約締結日（約定日）から決済日（受渡日）までの期間に応じて、大量保有報告書等の提出のタイミングや記載内容が異なります。

売主は、

① 契約締結日から５営業日以内に決済する場合には、契約締結日に株券等保有割合が減少したものとして、同日から５営業日以内に変更報告書を提出する必要があります（大量保有府令第４条第５号参照）。

② 契約締結日から６営業日目以降に決済する場合には、契約締結日から５営業日以内に「担保契約等重要な契約」欄に売買契約の締結並びに相手方、数量及び決済日等を記載した変更報告書を提出する必要があるとともに、決済日から５営業日以内に株券等保有割合の減少及び締結済みの売買契約につき決済した旨（「担保契約等重要な契約」欄）を記載した変更報告書を提出する必要があります。

（注）変更報告書を２回提出する必要があります。

これに対し、買主は、契約締結日に引渡請求権を有することとなるため、契約締結日から決済日までの期間にかかわらず、契約締結日に株券等保有割合が増加したものとして、同日から５営業日以内に大量保有報告書等を提出する必要があります。加えて、決済日が契約締結日から６営業日目以降である場合には、「担保契約等重要な契約」欄に売買契約の締結並びに相手方、数量及び決済日等を記載する必要があると考えられます。

以上の内容を簡単に整理すると、以下のようになります。

	５営業日以内に決済	**６営業日目以降に決済**
売主	**変更報告書** 報告義務発生日：契約締結日 提出事由：株券等保有割合の減少	**変更報告書（１回目）** 報告義務発生日：契約締結日 提出事由：担保契約等重要な契約（契約の締結） **変更報告書（２回目）** 報告義務発生日：決済日 提出事由：株券等保有割合の減少（「担保契約等重要な契約」欄に決済した旨を記載）
買主	**大量保有報告書等** 報告義務発生日：契約締結日 提出事由：株券等保有割合の増加	**大量保有報告書等** 報告義務発生日：契約締結日 提出事由：株券等保有割合の増加（「担保契約等重要な契約」欄に契約を締結した旨を記載）

（注）６営業日目以降に決済する場合の売主は、変更報告書を２回提出する必要があります。

（公開買付けによる株券等の取得、公開買付けへの応募）

（問 17）公開買付けで株券等の買付け等が行われたことにより大量保有報告書等の提出事由に該当する場合、公開買付者及び応募株主等はどのように提出する必要がありますか（法第 27 条の 23 第３項及び第４項関係）。

（令和８年５月１日内容変更）

（答）

公開買付者は、公開買付期間の末日を提出義務発生日として、同日から５営業日以内に大量保有報告書等を提出する必要があると考えられます。

（注）決済開始日が公開買付期間の末日から６営業日目以降である場合には、さらに「担保契約等重要な契約」欄に公開買付けの成立及び決済開始日等を記載する必要があると考えられます。

これに対し、応募株主等は、公開買付期間の末日に応募株券等に係る売買契約を締結したものとして、公開買付期間の末日から決済開始日までの期間に応じ、通常の売買契約における売主と同じように変更報告書を提出する必要があると考えられます。すなわち、

① 決済開始日が公開買付期間の末日から５営業日以内である場合には、公開買付期間の末日に株券等保有割合が減少したものとして、同日から５営業日以内に変更報告書を提出する必要があると考えられます（大量保有府令第４条第５号参照）。

② 決済開始日が公開買付期間の末日から６営業日目以降である場合には、公開買付期間の末日から５営業日以内に「担保契約等重要な契約」欄に公開買付けに応募した旨並びに相手方、数量及び決済開始日を記載した変更報告書を提出する必要があるとともに、決済日から５営業日以内に株券等保有割合の減少及び公開買付けへの応募につき決済した旨（「担保契約等重要な契約」欄）を内容とする変更報告書を提出する必要があると考えられます。

（合併等）

（問 18）会社法上の合併により株券等を取得した場合、どの時点から保有株券等の数に算入する必要がありますか（法第 27 条の 23 第４項関係）。

（令和３年３月１日内容変更）

（答）

合併により株券等を承継取得する会社及び合併の対価として株券等の交付を受ける者のいずれも、合併の効力が確定的に生じた日から保有株券等の数に算入する必要があると考えられます。

すなわち、吸収合併においては、合併の効力発生日（会社法第 749 条第１項

	いるか否か等を考慮した上で、当局の承認を得ること等によって共同保有者から除外される制度とする」ことが課題として挙げられていたが、今回の改訂には反映されていないと認識している。当該課題については今後検討していくとの理解で良いか。	いものの、みなし共同保有者に係る規制の免除のあり方については引き続き検討して参ります。
113	みなし共同保有者の範囲が拡充されたことに伴い、「法第 27 条の 23 第 6 項関係」を新設し、みなし共同保有者に係る具体的な事例や判断基準等について解釈を示していただきたい。	貴重なご意見として承ります。
114	実質的共同保有者の合意内容を記載することとされているが、みなし共同保有者の合意は記載する必要がないと整理されている。今般みなし共同保有者について、「代表者等」の中に「…同等以上の支配力を有するものと認められる者」が含まれたり、株券等の取得を要請しつつ、資金を供与した者も列挙されるなど、拡張されているが、大量保有報告書の内容として、単に共同保有者として列挙するのみではなぜ共同保有者となっているか、投資家には判別できないと思われる。また、財務局/金融庁も、どのようにみなし共同保有者に該当すると判断するか判然としない。上記の点について、どのように対応していくご想定であったかご教示いただきたい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、いわゆるみなし共同保有者に該当するか否かは、令第 14 条の 7 第 1 項各号及び大量保有府令第 5 条の 3 各号により、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されることとなります。
（４）大量保有報告書の記載事項の明確化等		
▼ 【保有目的】欄（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽関係）		
▽ 重要提案行為等を現に行い又は行うことの予定（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽b 関係）		
115	重要提案行為等を「予定」している場合について、提出者におけるどのレベルの機関又は担当者において「予定」している場合に記載が必要となるのか不明確であることから、例えば、提出者における売買担当部署の一担当者が取得を決定したのみの場合はどうか、また、担当部署の部長や責任者のレベルで決定されたが社内の正式な決定にはなっていない場合はどうか、といったように、どのような決定があれば「予定」していることになるのか明確になるように記載いただきたい。	提案者が発行者に対して重要提案行為等を行うことについて一定の蓋然性・具体性がある場合には、当該提案者が重要提案行為等を行うことを「予定」している場合に該当すると考えられます。 かかる蓋然性・具体性があるかは、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、法人である提出者においては、当該行為の実施に向けた業務が行われ、当該行為を行うことが具体的に見込まれることとなった場合や、提出者において当該行為を行うことについて実質的に決定権限を有する者が当該行為を行うことを決定した場合には、提出者における形式的な最終の決定がなされていなかったとしても、通常、当該行為を行うことを「予定」していると評価されると考えられます。他方、提出者において単に当該行為を行う可能性がある
116	投資家と発行会社とのエンゲージメントは流動的な性質があり、例えば、発行会社との議論の中で当初は想定していなかった重要提案行為等を行う場合も考えられる。また、発行会社の経営に懸念が生じて重要提案行為等を行う予定としたものの、その後短期間のうちに発行会社との間	

	で意見が一致することにより当該重要提案行為等の予定が消滅する場合などが考えられる。「予定」という文言は広範に解釈されうるが、流動的な状況において、逐一、重要提案行為等の具体的な内容の開示を行うと、投資者の誤解を招き、株価に不要なボラティリティを生じさせ、投資者保護に資さないと考えられる。「重要提案行為等（…）を（…）行うことを予定している場合」の「予定」の解釈について、可能性が低いものの可能性として必ずしも排除はできない場合には、「予定している」とされるのか。それとも、可能性が非常に高い場合にのみ「予定している」とされるのか。どの程度の確度があれば「予定している」と解釈されるのかご教示いただきたい。	にとどまり、その具体性がない場合や、提出者において何らの決定権限も有しない者が当該行為を行うことを決定したのみである場合には、通常、提出者において当該行為を行うことを「予定」しているとは評価されないと考えられます。
117	重要提案行為を行う可能性があるものの、「具体的に記載する」まで提案に係る内容、時期、条件、目的等が固まっていない場合は、未だ「重要提案行為を行う」には至っていないものとして、依然として特例対象株券等の保有者である金商品取引業者等の者は特例報告に依ることができる、との理解で差支えないか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、提出者において重要提案行為等に該当する提案の内容、重要提案行為等を行う時期等が決定されていない場合であっても、重要提案行為等を行うことを保有の目的としている場合には特例報告制度によることはできません（法第 27 条の 26 第 1 項）。なお、提出者において重要提案行為等を行うことを予定している場合は、通常、重要提案行為等を行うことを保有の目的としていると考えられます。 また、重要提案行為等を行うことを予定している場合には、大量保有報告書又は変更報告書の提出義務発生日時点で予定している当該行為の内容をできる限り具体的に保有目的欄に記載する必要があります（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽b）。 したがって、一時点において重要提案行為等を行うことを予定しているためその内容を【保有目的】欄に記載し、その後、当該内容に変更が生じた場合には、当該変更による保有目的の変更を提出事由とした変更報告書の提出が必要となると考えられます。
118	爾後重要提案行為を行う可能性はあるものの、一度は具体的なものとなった提案に係る内容、時期、条件、目的等を見直すこととなった場合には、「具体的に記載すること」ができなくなったものとして、「重要提案行為を行う」状況には該当しなくなるものと考えて差支えないか。	
119	既に提出された大量保有報告書又は変更報告書に記載された重要提案行為に係る具体的な内容、時期、条件、目的等の変更は、「大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更」に該当し、変更報告書の提出義務が生じることとなるか。	
120	投資家が、特定の重要提案行為等を行う可能性が相応にあると考えて、重要提案行為等を行うことを「予定している場合」に該当すると考え、その予定を開示したとしても、それはあくまで「予定」にすぎないため、必ずしもその予定を実行するとは限らない。他方で、株券の大量保有者が一定の重要提案行為等を「予定」している旨について具体的に開示を行うことによって、市場株価が	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、重要提案行為等を行うことを予定しているとして報告義務発生日時点で予定している重要提案行為等の内容を大量保有報告書又は変更報告書に記載した場合には、その後の状況の変化等により結果として重要提案行為等を行わなかったことのみをもって遡って虚偽記載（法第 172 条の 8）や風説の流布

	反応して大きく上昇する可能性があるところ、結果として「予定」を実行しなかった場合に、その後取引を行ったとしても、風説の流布（法第158条）などの法令違反に該当しないことを明らかにしていただきたい。	（法第158条）に該当することにはならないと考えられます。 なお、重要提案行為等を行うことを予定している旨を記載した大量保有報告書又は変更報告書を提出した後、当該予定がなくなった場合には、保有目的に変更があったことを提出事由とする変更報告書を提出することが必要となると考えられます。
121	重要提案行為に係る内容、時期、条件等をできるだけ具体的に記載することを求める背景は何か。重要提案行為欄の記載及びその変更により、予期せぬマーケット・インパクト（操縦的なものも含む）が生じる懸念はないか。	大量保有報告書の【保有目的】欄の記載内容・記載方法が必ずしも明確化されておらず、提出者によって記載ぶりが区々となっているとの指摘や、実務上大量保有報告書に記載される情報が市場の公正性、透明性の観点から必ずしも十分ではないことから、より情報開示を充実すべきとの指摘を踏まえ、重要提案行為等を行う目的を有する場合の記載内容を明確化するものです。
122	大量保有報告書における「保有目的」欄の記載として「重要提案行為等を行うこと」といった記載事例が多く見受けられるが、具体的な提案行為の内容等が確定しておらず、抽象的な可能性があるに留まる場合は、本改正後においても従前と同程度の記載も許容されるとの理解で良いか。提案行為を行うか否か、また、その内容が確定する前に、「具体的な記載」を行った場合、一般株主を却ってミスリードすることが懸念される。	大量保有報告書又は変更報告書の提出義務発生日時点における保有目的をできる限り具体的に【保有目的】欄に記載する必要があると考えられます（大量保有府令第一号様式記載上の注意(10)a）。 また、発行者に対して重要提案行為等を行う一定の蓋然性・具体性がある場合には、当該行為を行うことを「予定」しているものとして、提出義務発生日時点で予定している重要提案行為等の内容をできる限り具体的に【保有目的】欄に記載する必要があり（大量保有府令第一号様式記載上の注意(10)b）、令第14条の8の2第1項各号に掲げる事項の内容として具体的に予定しているものがある場合には、当該内容を【保有目的】欄に記載する必要があると考えられます。
123	大量保有府令第一号様式記載上の注意(10)b の「重要提案行為等…の内容」及び「当該重要提案行為等の具体的な内容」として記載が要求される具体性の程度については、令第14条の8の2第1項各号に記載されている項目程度の具体性で足りると理解して良いか。	
124	「重要提案行為等…の内容」及び「当該重要提案行為等の具体的な内容」の記載として、令第14条の8の2第1項各号に記載されている項目以上の具体性が求められる場合、記載上の注意において「できる限り」具体的に記載することが求められているが、「できる限り」の解釈として、記載をすることで大量保有者に与える悪影響又は投資家に対する悪影響が大きい場合においても記載を求める趣旨ではないという理解でよいか。例えば、発行会社とのエンゲージメントの内容は、機関投資家が時間、労力、費用を投じて分析した結果が含まれるなど、機関投資家の営業上重要な秘密事項である可能性もあり、開示することによっ	

	て保有者である機関投資家が大きな不利益を被る可能性がある。また、流動的な状況判断を伴うため、ひとたび開示をすることで資本市場に対して結果として誤ったメッセージを発する可能性もある。また、事業上のノウハウ・秘密を開示することによって、運用会社にとっての顧客である投資家に不測の不利益を被らせる可能性がある。さらに、株式を追加取得する予定の場合に、記載内容により株価が上昇し、予定していた株式の追加取得ができなくなるおそれもある。このような場合に開示を行うことは、投資家に対する運用者としての受託者責任の観点からも望ましくないと考えられるが、「できる限り」の解釈として、このような場合には開示が求められないという理解で良いか。	
125	保有目的として、大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽b の記載を求められることは、重要提案行為等を行う株主にとっては、非常に大きな変更点であり、そのような株主から意見の聴取を行うべきものと思料いたします。理由は、主に 3 点です。 1. 会社の取組みを阻害：株主が重要提案等を行う予定までを具体的に記載することにより、会社が了知する前に、株主が強制的に実質的なパブリック・キャンペーンを行うことと同様の効果をもたらすこととなり、会社との間の建設的な対話を阻害する効果を有します。また、会社が当該重要提案等を既に企画検討していた場合もそうではない場合も、一般投資家には、重要提案行為等を受けて会社が行動を起こしたように見えてしまい、会社の自主的改善に対する正当な評価を得難くする懸念があります。株主からの提案を真摯に検討し、自ら当該提案の全部又は一部を取り入れるなどの取り組みを行っている会社の取り組みを阻害する効果を有します。 2. 市場の健全性を阻害：重要提案行為等を行う予定までが記載されることにより、当該重要提案行為等に関する記載が株価に大きな影響を与えることになります。実際に会社が重要提案等の全部又は一部を実行するか否かは不明であるにも関わらず、重要提案行為等が具体的過ぎれば一般投資家はそれを会社は実現するであろうと過度な期待を持つ可能性があります。	大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽b において重要提案行為等を現に行い又は行う予定がある場合に大量保有報告書の【保有目的】欄への記載を求める趣旨は、当該欄の記載内容・記載方法が必ずしも明確化されておらず、提出者によって記載ぶりが区々となっているとの指摘や、実務上大量保有報告書に記載される情報が市場の公正性、透明性の観点から必ずしも十分ではないことから、より情報開示を充実すべきとの指摘を踏まえ、重要提案行為等を行う目的を有する場合の記載内容を明確化するものです。

	そのため、市場の価格発見機能が大きく阻害されることになります。 3. 株主のエンゲージメント活動への萎縮効果：市場や会社との対話の状況により重要提案行為等を行うか否かは日々変化するため、開示後の事情により、大量保有報告書に記載した予定を変更した場合に、株主が相場操縦を疑われるリスクがあります。また、企業買収における行動指針やコーポレートガバナンス・コードに基づく、企業価値の中長期的な成長に資する重要な提案は促進されるべきであるにもかかわらず、このような株主のエンゲージメント活動に非常に大きな影響を与える可能性のある改正が、実務上のインパクトや市場・株主への影響について十分な議論が行われないまま実施された場合、企業価値向上を目指す株主が重要提案行為等を行うことをためらうような萎縮効果を期待した改正であると、海外投資家を中心として資本市場から疑念を持たれてしまう可能性があります。 なお、投資家保護のための情報開示の観点から、重要提案行為等の具体的内容についてまで保有目的として大量保有報告書に記載する必要性があるのかについては、十分な議論が必要であるとともに、上記のとおり様々な弊害が生じる懸念もあることを踏まえると、保有目的としてどこまでの記載を求めるのが適切なのか、規制の必要性と効果も含めて慎重に検討すべきものと思料いたします。 米国証券法のSchedule 13D／13Gに基づく開示が日本の大量保有報告に相当しますが、求められるthe purpose of the Transaction（Item 4）でもinstructionは、重要提案行為等の「予定」について、具体的な内容、当該重要提案行為等を行う時期、当該重要提案行為等を行う条件、当該重要提案行為等の目的など、将来変更され得る事項をここまで細かく規定するよう求めていません。上記3つの観点に照らせば、米国におけるレベルと同レベルの instruction の記載に留めるべきであると考えます。	
▽ 株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為を行うことについての決定・予定（大量保有府令第一号様式記載上の注意(10)c関係）		
126	取得後直ちに転売することも併せて決定又は	ご意見を踏まえ、大量保有府令第一号様式記載

	予定することで（買付約定日と売付約定日が同日であり売付の決済日が約定日から 5 営業日以内の場合）当該取得等により大量保有報告上の保有割合が増加することが決定時又は予定時に想定されていない場合は、5%超を取得等する場合でも、5%超増加行為に該当せず、その決定及び予定の記載は必要ないということでよいか。 　また、その場合、実際の取引において、買付後の転売等ができず結果的に 5%超保有割合が増加した場合でも遡って本規制の違反となることはないということでよいか。	上の注意⑽c は以下のとおり修正いたしました。 ⑽　保有目的 ａ・ｂ　（略） ｃ　株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為（保有株券等の総数を増加させない行為及び法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）を行う者に限る。）又は外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者が株券等の流通の円滑を図るために顧客から行う株券等の取得であって、当該株券等の取得により取得した株券等を当該株券等の取得の後直ちに譲渡することとするものを除く。c において同じ。）を行うことについての決定（報告書の提出者が法人である場合にあっては、その業務執行を決定する機関の決定）をしている場合には、その内容（例えば、取得を行う株券等の種類、取得の時期、取得価格、取得を行う株券等の数量、取得の目的、取得の方法、取得の相手方）をできる限り具体的に記載すること。大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合であって、これらの報告書の提出義務が発生した日から 3 月以内に株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為を行うことを予定している場合も、同様とする。
127	一時的に 5%超の保有割合の増加が生じる場合でも、決定又は予定の時点で取得後速やかに転売することも含めて取得等の決定又は予定をしており、決定又は予定の内容がすべて実施された場合は最終的に 5%超の保有割合の増加は生じないという場合は本規制の 5%超増加行為の決定又は予定とならないと解釈してよいか。	したがって、株券等保有割合を 5%超増加させる行為が、第一種金融商品取引業者等が「株券等の流通の円滑を図るために顧客から行う株券等の取得であって、当該株券等の取得により取得した株券等を当該株券等の取得の後直ちに譲渡することとするもの」に該当する場合、【保有目的】欄への記載は不要となります。 　これに該当しない場合においては、株券等保有割合を 5%超増加させる行為を行うことを決定した場合には、当該行為の内容を【保有目的】欄に記載する必要があります。 　また、決定時点における保有目的は個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、決定していた株券等の譲渡が実行されなかったことなどにより、株券等保有割合を 5%超増加させる行為を行うことを決定していなかった者の株券等保有割合が、意図しない形で結果として 5%超増加したにすぎない場合には、当該事実のみをもって遡って大量保有報告制度に違反していたと評価されるものではないと考えられます。
128	「保有目的」欄において、株券等保有割合を 5%超増加させる行為を行うことについての決定・予定の内容を記載することが求められていますが、有価証券関連業を行う金融商品取引業者が有価証券の流通の円滑を図るために顧客を相手方として買い集めた株券等を直ちに転売することとする場合（ブロック・トレード等）には、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして、インサイダー取引規制の対象とされていません（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 62 条第 2 号）。 　これと同様に、ブロックトレード等で直ちに転売することとする場合には、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微であることから、大量保有報告制度上も、「保有目的」欄への記載を不要としていただくことを希望します。	
129	大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合であって、これらの報告書の提出義務が発生した日から 3 月以内に株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為を行うことを予定している場合とあるが、金融商品取引業者が、大量保有報告書等提出時にその業務の一環として、3 月以内に株券等保有割合の 100 分の 5 を超える割合増加させることを予定している場合にも、その具体的な記載を要するのか。その場合、その後	

	転売等により株券等保有割合を減少させることを予定している場合には、記載は不要という理解でよいか。	
130	大量保有報告書又は変更報告書の提出時に、さらに株券等の追加取得を決定又は予定している場合に、その具体的な内容の開示を求めるものであり、すでに大量保有報告書を提出しているものについて、cにて記載される決定・予定をしたことのみをもって、変更報告書の提出義務を発生させるものではないとの理解でよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、既に大量保有報告書等の提出を行っている者が新たに株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことを決定した場合には、当該決定があったことにより保有目的に変更があったものとして変更報告書の提出が必要となります。また、大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合において、株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことを予定している場合には、当該予定の内容を【保有目的】欄に記載する必要があります（大量保有府令第一号様式記載上の注意(10)c）。
131	「大量保有報告の提出または株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告の提出をする場合であって」とあるが、変更報告の場合について、「株券等保有割合の増加」が提出事由である場合のみを想定している理由をご教示いただきたい。また、事務負担の軽減のためにも、「株券等保有割合の増加」以外の提出事由の場合でも記載することを許容していただきたい。	株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことを予定している場合に【保有目的】欄に記載を求める場面を「大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合」に限っている趣旨は、現に買増しを開始した者が更に買増しを行うことを予定している場合に、市場の公正性、透明性の観点から、一連の買増しについて開示を行うことを求める点にあります。なお、現に買増しを開始していない者による買増しについては、株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことを決定した場合には、【保有目的】欄への記載が必要となります（大量保有府令第一号様式記載上の注意(10)c）。 後段については、株券等保有割合の増加以外を提出事由とする変更報告書の提出を行う際にかかる記載を行うことを妨げるものではありません。
132	「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為」について決定した場合、変更報告書が必要とされているが、例えば、大量保有者が公開買付けの開始を決定・公表し、その翌営業日に公開買付届出書を提出する場合でも、当該決定日から 5 営業日以内に変更報告書を提出しなければならないこととなる。当該決定日から5営業日以内に公開買付届出書を提出する場合、あわせて変更報告書を提出する必要はないという理解でおり、また、今般の他社株買付府令の改正によ	貴重なご意見として承ります。 大量保有者が株券等保有割合を5%超増加させる公開買付けを開始することを決定した場合、「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定…をしている場合」に該当し、当該決定の内容を【保有目的】欄に記載した変更報告書を提出する必要があると考えられます（大量保有府令第一号様式記載上の注意(10)c）。 なお、この場合の公開買付届出書の訂正届出書

	り、公開買付届出書提出後に変更報告書を提出した場合、公開買付届出書の訂正届出書の提出も必要とされていると理解しており、そうすると、無用な開示書類が増える結論となる（これを回避するためには、公開買付けの公表日と同日に変更報告書を提出することになるが、そもそも上記のとおり、内容が重複する変更報告書を提出する必要がないと考えられる。）。このため、当該決定日から 5 営業日以内に公開買付届出書を提出する場合、あわせて変更報告書を提出する必要はないと整理した方がよいのではないか。 上記の他、開示者は異なるが、有価証券届出書にて開示されている場合や、サンクション又はエンフォースメントの程度の差はあるものの、適時開示又はその他の公表方法で公表されている場合も変更報告書の提出を不要と整理できないか検討いただきたい。	の提出の要否については、別紙２「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（公開買付制度関連）」の No.78 への回答をご参照ください。
133	大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽で「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為」（以下「増加行為」）を行うことの決定が記載事項として追加されたが、これは、(1) 直近の大量保有報告書等に記載された保有割合から「100 分の 5 を超える割合増加させる」行為のことか、それとも (2) その増加行為自体により増加する保有割合が100分の5を超える割合であるような行為のことか。例えば、直近の大量保有報告書等に記載された保有割合は 6%だが、提出後保有割合の減少がありその時点での保有割合が 5.1%であるという状況で 5.1%取得する決定をした場合、取得後の割合は 10.2%であるので、(1) の考えであれば 5%超保有割合を増加させる行為の決定でないが、(2) の考えであれば 5%超保有割合を増加させる行為の決定ということになる。逆に、直近の大量保有報告書等に記載された保有割合は 6%だが、提出後保有割合の増加がありその時点での保有割合が 6.9%であるという状況で 4.2%取得する決定をした場合、取得後の割合は 11.1%であるので、(1) の考えであれば 5%超保有割合を増加させる行為の決定となるが、(2) の考えであれば 5%超保有割合を増加させる行為の決定ではないことになる。	「株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為」（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽c）は、当該行為自体により株券等保有割合が 5%超増加する行為を意味します。ただし、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、株券等保有割合を合計して 5%超増加させる複数の行為が一連の行為といえる場合には、当該一連の行為が「株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為」に当たるものとして、当該一連の行為を行うことの決定を行った場合には、当該決定の内容を【保有目的】欄に記載する必要があると考えられます。
134	結果として複数の取引により株券等を 5%超取得した場合でも、当初に複数の取引により合算して 5%超を取得する決定をしているのでなけれ	株券等保有割合を 5%超増加させる行為を行うことを「決定」又は「予定」しているかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断さ

	ば、5%超増加行為の決定にはならないという理解でよいか。 例えば、A.3%取得する決定を行い（この時点では 3%を超えて取得する意図はないものとする）、当該取得を行った後、さらにB.3%の取得を決定した場合は、A.の決定はもちろんB.の決定も5%超増加行為の決定ではないという理解でよいか。 また、C.3%取得する決定を行い（この時点では3%を超えて取得する意図はないものとする）、その後当該取得行為を行う前に、別途、D.3%の取得の決定をした場合もC.及びD.の決定のどちらも5%超増加行為の決定にはならないという理解でよいか。 A.及びB.、C.及びD.の取引の相手方が同じ相手方・取得手法である場合と異なる相手方・取得手法の場合で結論が異なることはあるか。	れるべきものと考えられますが、株券等保有割合を合計して5%超増加させる複数の行為が一連の行為といえる場合には、当該一連の行為が「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為」に当たるものとして、当該一連の行為を行うことを「決定」又は「予定」しているか判断することになると考えられます。 ご記載の事例においては、A.B.C.の時点では、通常、株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことを「決定」又は「予定」しているとはいえないと考えられますが、D.の時点では、C.と一連の行為として D.の行為を決定したといえるような場合等、C.に係る決定の内容等を踏まえ、株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことを「決定」又は「予定」していると認められる場合もあると考えられます。
135	複数の相手方との取引により株券等を取得する決定をする場合、5%超の増加か否かは当該複数の相手方との取引の数量を合算して判断する一方、内容の記載は相手方毎に求められるのか。	「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為」（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽c）に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、株券等保有割合を合計して5%超増加させる複数の行為が一連の行為といえる場合には、当該一連の行為が「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為」に当たるものとして、当該行為を行うことを「決定」又は「予定」しているか判断することになると考えられます。 当該行為の内容を【保有目的】欄に記載するにあたっては、当該「決定」又は「予定」している行為の内容をできる限り具体的に記載する必要があります（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽c）。
136	規制案では、5%超保有割合を増加させる行為の決定につき、提出者が法人である場合は、「その業務執行を決定する機関の決定」であると記載しているが、提出者におけるどのレベルの機関のどのような決定があった場合に記載が必要となるのか。	法人である提出者において「その業務執行を決定する機関の決定」（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽c）があったかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、提出者である法人において株券等保有割合を5%超増加させる行為を実行するために必要となる最終の機関決定があった場合は、株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことについての「決定」をしている場合に該当するものと考えられます。
137	株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為を「行うことについての決定」とは、法第167条第1項（インサイダー取引規制）の場合と同様に、当該行為を行うこと自体の決定だけでなく、当該行為に向けての調査や準備、交渉等	

	の諸活動を保有者の業務として行う旨の決定がなされていれば足りるということか。仮にそうだとすると、非常に広範な開示が必要となってしまう。株券の大量保有者（事業会社であるか投資ファンドであるか等の性質を問わない）が、発行会社の買収を目指す場合において、記載上の注意⑽cによる広範な開示が必要になると、大量保有者の内部で決定を行った時点又は予定を有した時点で、買収に係る開示が必要になってしまい、対象会社との間の水面下での交渉の余地が排除されてしまうと考えられる。M&Aの実務において水面下における交渉も重要であると思われるほか、あまりに早期に（買収についての見込みが不確実な中で）買収に係る開示を求めることになれば、当該開示の時点で株価が大きく上昇し、その後買収が行われないこととなった時点で株価が大きく下落するなど、不必要な混乱を生むと考えられるが、この点の考え方をご教示いただきたい。	
138	株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為を行うことについての決定をしている場合とあるが、決定したかどうかはどのように判断されるのか、どのような場面が対象となるのか明示していただきたい。	
139	「決定（報告書の提出者が法人である場合にあっては、その業務執行を決定する機関の決定）をしている場合」とは、金融商品取引所の適時開示制度における「決定」と同義と解するとの理解でよいか。 法第166条及び第167条のインサイダー取引規制における「決定」と同義と解した場合には、例えば、株券等保有割合を5%を超える割合増加させることとなる公開買付けを企図している者が、当該公開買付けについて、適時開示を行う前に、大量保有報告書の変更報告書によって開示を行う義務が生じることとなり、M&A取引に対して大きな阻害効果を及ぼすことが懸念されるため、左記のとおり解するべきである。	
140	「機関の決定」とは、取締役会における決議や取締役による決定を指しており、それに満たない投資判断は該当しないことを明らかにして欲しい。仮に「機関の決定」にファンドマネージャーによる投資判断が含まれると解釈すると、例えば、複数のファンドマネージャーを擁する運用会社、若しくは共同保有者となる複数のグループ会	法人である提出者において「その業務執行を決定する機関の決定」（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽c）があったかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、株券等保有割合を5%超増加させる行為を実行するために必要となる最終の決定が行われていない場合には、当該「決定」をして

	社を擁する運用会社において、個々のファンドマネージャー若しくはグループ会社に投資判断が一任されている場合、法人やグループとして「株券等保有割合の100分の5を超える割合増加させる行為」をあえて行う意図はなくとも、個々のファンドマネージャー若しくはグループ会社の個別の投資判断を合計すると結果として「株券等保有割合の 100 分の 5 を超える割合増加させる行為」となる場合が想定されるが、もし、このような場合も機関決定を構成すると、実務的に対応は相当な困難が伴う。	いる場合には該当しないと考えられます。 個々のファンドマネージャーが個別の投資判断を行う最終的な決定権限を有している場合には、各ファンドマネージャーによる投資判断が行われたことが「決定」に該当すると考えられます。もっとも、例えば、複数のファンドマネージャーが独立して、増加する株券等保有割合が5%以下の株券等の取得を行う旨の投資判断をそれぞれ行い、当該各取得が実行された結果、意図しない形で株券等保有割合が合計5%超増加したにすぎないときは、通常、これらの投資判断が行われたことのみをもって「株券等保有割合の100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定」が行われたとは評価されないと考えられます。
141	投資会社が、特定のポートフォリオマネージャーに、株券等保有割合の5%超の買付けの裁量権を付与した場合において、当該ポートフォリオマネージャーが、どの程度の買付けを行うかは株価の状況を含む様々な要因次第であると考えているときには、特定のポートフォリオマネージャーに、株券等保有割合の5%超の買付けの裁量権を付与した時に株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことについての決定があると判断されるのか。	株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うために必要な最終の機関決定を行った場合には「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定…をしている場合」（大量保有府令第一号様式記載上の注意(10)c）に該当すると考えられます。したがって、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことの最終的な決定権限を有している役職員が当該行為を行うことを決定した場合には、通常、「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定…をしている場合」に該当すると考えられます。
142	5%超増加行為が相対売買による買付け、新規発行株式の取得、公開買付けによる買付け等である場合は、取得等に向けて売主や発行体などの他者と契約交渉や条件交渉等を行うことになる。 かかる交渉等が行われる場合、開始前又は交渉等の過程において提案・交渉の開始やその内容、当該取得等について提出者においても一定の決定は当然存在し得るが、それらの決定は本規制における「決定」及び「予定」には該当せず、5%超増加行為に関し他者（相手方）との交渉がなされる場合は、当該相手方との最終の契約が締結されるまでは「決定」や「予定」はなされていないという理解でよいか。 また、契約締結と「決定」が同時となる場合、当該契約により取得される株券等を保有株券等	「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定…をしている場合」（大量保有府令第一号様式記載上の注意(10)c）に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、相対取引等における協議・交渉段階であって、株券等保有割合を5%超増加させる行為を実行するために必要となる最終の決定が行われていない場合には、株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことについての「決定」をしている場合に該当しないものと考えられます。 他方で、大量保有報告書又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書を提出する場合であって、株券等保有割合を5%超増加させる行為を行う一定の蓋然性・具体性がある場合に

	に加算する必要がある場合は、「決定」についての「保有目的」欄での記載は不要という理解でよいか。その場合、当該契約が「担保契約等重要な契約」欄に記載を要する契約となるかは、同欄に関する記載上の注意⑭に従って別途判断されるとの理解でよいか。 かかる契約交渉等の段階で本規制による開示（取得を行う株券等の種類、時期、取得価格、数量、取得の目的、取得の方法、取得の相手方など）が求められる場合、実務に与える影響は非常に大きいものと思われることから確認する次第である。	は、当該行為を行うことを「予定」しているものとして、【保有目的】欄に当該行為の内容をできる限り具体的に記載する必要があると考えられます。 株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことについての「決定」と当該行為に基づく株券等保有割合の増加が同日に生じた場合には、当該「決定」に係る株券等保有割合の増加は、当該行為に基づく株券等保有割合の増加を理由として提出される大量保有報告書に記載される株券等保有割合に反映されることから、当該決定について【保有目的】欄に記載する必要はないと考えられます。なお、株券等保有割合の増加が契約の締結によるものである場合には、当該契約の内容について、【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】欄に記載する必要がある場合があることに留意する必要があります。
143	5%超増加行為を決定し、その翌営業日に実際に5%超増加行為を行った場合（例えば、買付契約の締結を行った場合）、5%超増加行為の決定日に保有目的の変更を原因として変更報告書の提出義務が生じ、さらに、実際に5%超増加行為を行ったその翌営業日に保有割合の増加を原因として変更報告書の提出義務が生じ、それぞれの変更報告書を提出する必要があることになると理解している。しかし、このように5%超増加行為の決定の日と実行の日が近接する場合に、ことさら5%超増加行為の決定の事実を開示させることが有益とは思われないため、決定後から短期間の間（例えば5営業日以内）に5%超増加行為を実行する場合は、5%超増加行為の決定の記載は必要ないこととしていただきたい。	貴重なご意見として承ります。
144	決定時点で5%を超える保有割合の増加が確定的でない場合は、規制案における5%超保有割合を増加させる行為の決定でないとの理解でよいか。 例えば、A.4%の取得の決定とともに、一定の条件が成就した場合はさらに追加で2%取得するという決定の場合、B.取得数量自体が、将来一定の計算式などに基づき算出されるため、その数量が取得決定時点において不明である場合、はどうか。 なお、5%超の保有割合増加になる可能性がある決定について記載が求められる場合、株券等の	「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定…をしている場合」（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽c）に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、株券等保有割合を増加させる行為を行うことを決定した場合、株券等保有割合が増加する割合が5%超となることが確実ではなかったとしても、当該行為によって株券等保有割合が5%超増加することが合理的に予想される場合には、当該行為の内容をできる限り具体的に【保有目的】欄に記載することが必要と考えられます。

	時価に基づく計算などにおいて、合理的な時価の変動の予想の範囲での可能性の判断でよいか（極端な時価の変動を前提にすれば5%超の保有割合増加となり得るが、通常の時価変動の範囲であれば 5%超とならない場合であれば 5%超の増加の可能性はないと判断してよいか）。	
145	機関投資家等による通常の投資実務において、株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合を増加させるか否かは、対象会社の株価をはじめ、ポートフォリオにおける他銘柄の状況、顧客の出資解約の状況、マクロ経済の動向、規制の有無など、様々な要因を考慮して機動的に決定される。これを前提とした場合、結果として株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させたとしても、株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合を増加させる行為を行うことについての決定は、いずれの時点においても存在しないと考えられる。このような場合、第一号様式記載上の注意⑽c の記載の必要性は生じないという理解でよいか。	「株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為」（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽c）は、当該行為自体により株券等保有割合が 5%超増加する行為を意味します。したがって、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、増加する株券等保有割合が 5%以下である行為を複数行ったことにより結果として株券等保有割合が 5%超増加したにすぎない場合には、いずれの時点においても「株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定」を行っていないと評価されることもあり得ると考えられます。 ただし、株券等保有割合を合計して 5%超増加させる複数の行為が一連の行為といえる場合には、当該一連の行為が「株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為」に当たるものとして、当該行為を行うことを「決定」しているか判断することになると考えられます。
146	5%超増加行為の決定について、例えば、最初に 3%の取得をし、当該 3%を転売した後に、さらに 3%を取得する決定のように、取得数量自体は 5%超となるが、当該取得に係る保有割合の増加が一度も 5%超とならない内容の決定の場合は、規制案における 5%超増加行為の決定にはならないということでよいか。	
147	一定の事由（提出者が影響を及ぼすことができない事由）が成就したら 5%超の取得の義務を負う契約の締結の決定は、かかる 5%超増加行為の決定には該当しないという理解でよいか。	株券等保有割合を 5%超増加させる行為を行うことを内容とする契約を締結する場合であって、当該契約の効力発生に停止条件が付されていること等により当該停止条件が成就するまで引渡請求権が発生しないときは、通常、当該契約の締結の決定は「株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定」（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽c）には該当しないと考えられます。 もっとも、例えば、売買契約において当事者の行為が停止条件とされており、かつ、当事者間において、当該行為が行われることが当然の前提となっている場合など、原則として当該停止条件が成就すると考えられる場合には、当該契約の締結の決定は「株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定」に該当するものとして、【保有目的】欄にする必要があると考えられます。

		なお、決済の前提となる条件（いわゆるクロージングの前提条件）が付される売買契約の締結を決定する場合については、当該契約の具体的内容等に照らし、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、通常、当該契約を締結することの決定は、「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定」に該当する場合が多いと考えられます。
148	大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽cにおいて、「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定…をしている場合」及び「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことを予定している場合」との記載が追加されているが、「決定…をしている場合」及び「予定している場合」の差異が不明確であり、明確な基準を示されたい。	「決定」（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽c）とは、株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為を行うために必要な最終の決定を行った場合をいいます。「決定」を行ったかは、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、単に提出者において何らの決定権限を有しない者が当該行為を行うことを決定したのみの場合、通常、当該提出者において当該行為を行うことを「決定」したとは評価されないと考えられます。 「決定」を行った場合には、「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定…をしている場合」に該当することから、報告義務発生日時点で買増しを開始しているか否かにかかわらず、当該決定の内容をできる限り具体的に【保有目的】欄に記載する必要があると考えられます（同c）。 他方、株券等保有割合を5%超増加させる行為を行う一定の蓋然性・具体性がある場合には、当該行為を行うことを「予定」（同c）している場合に該当すると考えられます。 かかる蓋然性・具体性があるかは、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、法人である提出者においては、当該行為の実施に向けた業務が行われ、当該行為を行うことが具体的に見込まれることとなった場合や、提出者において当該行為を行うことについて実質的に決定権限を有する者が当該行為を行うことを決定した場合には、提出者における形式的な最終の決定がなされていなかったとしても、通常、当該行為を行うことを「予定」していると評価されると考えられます。また、提出者において単に当該行為を行う可能性があるにとどまり、その具体性がない場合や、提出者において何らの決定権限も有しない者が当該行為
149	第一号様式記載上の注意⑽cの前段は「決定…をしている場合」、後段は「予定している場合」という文言が用いられているが、両者の意味の差異を具体的にご説明いただきたい。 また、前段と後段の双方に該当する場合には、どのように開示をすればよいか（まとめて開示をすることで良いのか、前段対応部分に関する開示と後段対応部分に関する開示を書き分ける必要があるか）。	
150	「決定」とは別に、3か月以内に5%超増加行為を「予定」している場合について記載することとされているが、例えば、1か月後に5%超取得することを決定した場合は、「決定」として記載し、別途1か月後に取得を「予定」している旨の記載は不要という理解でよいか。	
151	規制案における「決定」については、業務執行機関の決定とされているが、「予定」については同様の記載はない。「決定」行為とは別に「予定」行為があるとする場合、この「予定」とは提出者におけるどのレベルの機関又は担当者において何を意図又は決定している場合に記載が必要となるのかが不明確であり、実務上運用が非常に困難となることが考えられることから、「予定」に係る記載について、提出者の内部のどのレベルにおける担当者・責任者のどのような意図や決定があれば「予定」していることになるのか（例えば、	

	提出者における売買担当部署の一担当者の決定や担当部署の部長や責任者のレベルの決定はあったが、社内の正式な手続を経た決定にはなっていない場合はどうかなど)、明確になるように記載いただきたい。	を行うことを決定したのみである場合には、通常、提出者において当該行為を行うことを「予定」しているとは評価されないと考えられます。 大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合であって、これらの報告書の提出義務が発生した日から3月以内に株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことを予定している場合には、当該予定の内容をできる限り具体的に【保有目的】欄に記載する必要があると考えられます(同c)。 なお、同じ行為について「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定…をしている場合」と「大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合であって、これらの報告書の提出義務が発生した日から3月以内に株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことを予定している場合」の双方に該当する場合には、通常、前者について記載することで後者の記載を包含することとなると考えられます。 また、「大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合であって、これらの報告書の提出義務が発生した日から3月以内に株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことを予定している場合」に該当するものとして変更報告書を提出した者が、同一の行為について「決定」を行った場合には、予定として記載していた当該行為の内容と決定した内容に重要な差異がない場合には、当該決定を行ったことのみをもって改めて変更報告書を提出する必要はないと考えられます。
152	「予定している場合」とは具体的に何を指すのかが漠然・不明確であって、自己の行為が当該規定に該当するのか否かの判断を行うことが困難である上に、恣意的な解釈が可能であるため、公平性の観点からも問題である。	
153	3月以内に株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為を行う可能性はあるものの、行わない可能性もある場合には、「行うことを予定している場合」に該当することとなるのか。かかる可能性がどの程度の確度に至れば「予定」があるとされ、開示義務を負うこととなるのか。 「予定」の意義は明確でないため、「予定」の有無ひいては開示義務を負うか否かについて実務上の取扱いが区々になることが予想されるため、解釈や考え方を示すことが望ましい。	
154	大量保有報告書を提出した保有者において公開買付けを実施すべく関東財務局に対して公開買付届出書の事前相談を行っただけでは、「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為を行うことを予定している」とみなされないとの理解でよいか。事前相談を経て公開買付けの開始を決定した場合に大量保有報告書の変更が必要になるとの理解でよいか。仮に保有者にて最終的な決定をする前の関東財務局への事前相談の時点で大量保有報告書の変更が必要であると	株券等保有割合を5%超増加させる行為を行う一定の蓋然性・具体性がある場合には、当該行為を行うことを「予定」している場合(大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽c)に該当すると考えられます。 かかる蓋然性・具体性があるかは、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、通常、関東財務局に対して公開買付届出書の事前相談を開始した時点では、当該行為を行うことを「予定」している場合に該当す

	すると、市場に誤ったメッセージを発することになりかねないため金融庁としての考え方を明示してほしい	ると考えられます。 したがって、大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合であって、これらの報告書の提出義務発生日から3月以内に株券等保有割合を5%超増加させる公開買付けを行う場合に、当該報告義務発生日時点で当該公開買付けに係る事前相談を開始しているときには、当該公開買付けを行う予定について【保有目的】欄に記載する必要があると考えられます。
155	大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽b について、以下の理由から「予定」の追加は削除すべきと考えます。 適用場面が広くなりすぎるため、マーケットに対する誤った情報提供となること 適用場面が広くなりすぎるため、提出者にとって負担が過剰になること なお、上記削除が難しい場合、あくまで"できる限り"の開示であり、提出者にて検討している内容の全てが開示されないことは当然の前提となっていることを確認して頂ければと思います。 同 c についても、同様にあくまで"できる限り"の開示であり、提出者にて検討している内容の全てが開示されないことは当然の前提となっていることを確認して頂ければと思います。	重要提案行為等又は株券等保有割合を5%超増加させる行為を行う一定の蓋然性・具体性がある場合には、「重要提案行為等…を…行うことを予定している場合」又は「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことを予定している場合」に該当するため、大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽b 又は c に従い、当該予定の内容をできる限り具体的に【保有目的】欄に記載する必要があると考えられます。
156	大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽b 及び c において、重要提案行為等を行う条件、当該重要提案行為等の目的、5%以上の追加取得等について、できる限り具体的に記載することとの記載がされている。しかしながら、投資家の投資戦略は、市場の動向により日々刻々と変化する。例えば、2025 年 4 月トランプ関税による株価の下落や会社により中期経営や M&A の公表は事前に予想することができず、このような劇的な株価の変化により、投資家の戦略は大きく変化しうる。そのため、重要提案行為等及び5%以上の追加取得取引にかかる記載については、市場動向の変化に迅速に対応できる柔軟性を持たせる必要があり、記載の内容や具体性については、提出する株主に一定の裁量があり、ある程度の幅を持たせた記載をすることができ、万が一記載の通りに実現できなかったとしても法的な問題が生じないものと理解しているがその理解でよいか。そうでない限り、本改正は、法令に基づき市場において許容さ	重要提案行為等又は株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことを決定している場合、報告義務発生日時点における当該行為の内容をできる限り具体的に記載することを求めるものです。そのため、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、報告義務発生日時点における当該行為の内容を記載した場合には、その後の状況の変化等により、結果として【保有目的】欄に記載したとおりの行為が行われなかったとしても、そのことのみをもって遡って虚偽記載（法第172条の8）や風説の流布（法第158条）に該当することにはならないと考えられます。 なお、重要提案行為等又は株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことを予定している旨を記載した大量保有報告書又は変更報告書を提出した後、当該予定がなくなった場合には、保有目的に変更があったことを提出事由とする変更報告書の提出が必要となると考えられます。

	れている取引を実質的に不可能にするものであり、投資家が株価の変動による運用益を享受する権利が著しく侵害される可能性がある。	
157	「株券等保有割合の100分の5を超える割合増加させる行為」を行う場合、その保有目的及び「その内容（例えば、取得を行う株券等の種類、時期、取得価格、数量、取得の目的、取得の方法、取得の相手方）をできる限り具体的に記載すること」とあるが、その保有目的が「純投資」である場合にはこのような詳細な記載は求められないことを明確にされたい。「純投資」を行う投資家が直面することとなる実務的な問題として、株券等保有割合の100分の5を超えた買い付けを行おうとする場合、大量報告書又は変更報告書の提出を通じて取得価格・数量が公になることとなり、当該買い付けにかかる取引コストがそのような情報が公にならない場合と比べて不当に増大することは明らかである。また、この様な詳細な開示が投資家の保有目的に関わらず厳格に求められる場合、取引コストを抑えるために株券等保有割合の100分の5を超えないような行動をとることを投資家に促すことにつながる（例えば、注文・約定管理システム等の設定により株券等保有割合の100分の5を超える発注ができないようにする等）ため、株式市場における投資家の行動に過度な萎縮効果を生じるおそれがあり、更には株式市場における正常な株価形成メカニズムを阻害するおそれがあるため、保有目的に応じて記載内容を限定するよう再考を要請する。	今般の改正は、大量保有報告書の【保有目的】欄の記載内容・記載方法が必ずしも明確化されておらず、提出者によって記載ぶりが区々となっているとの指摘や、実務上大量保有報告書に記載される情報が市場の公正性、透明性の観点から必ずしも十分ではないことから、より情報開示を充実すべきとの指摘を踏まえ、市場の透明性・公正性を高め、投資者保護を図ることを目的として、経営に対する影響力や市場における需給の観点から重要な情報である株券等保有割合を5%超増加させる行為の決定又は予定について、【保有目的】欄の記載事項となることを規定するものです。 上記趣旨は純投資目的である場合にも妥当することから、当該株券等保有割合を5%超増加させる行為を純投資目的で行う場合であったとしても、大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽cに従い、決定又は予定の内容をできる限り具体的に【保有目的】欄に記載することが必要と考えられます。
158	「保有目的」欄において、株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことについての決定・予定の内容を記載することが求められていますが、当該決定・予定に基づく行為が終了した後は、保有目的欄への記載を要しないという理解でよろしいでしょうか。 また、特例報告の場合、当該決定・予定後、特例報告の基準日までの間に、当該決定・予定に基づく行為が終了した場合、「保有目的」欄への記載を要しないという理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。 なお、株券等保有割合を5%超増加させる株券等の取得を行うことについて決定している場合であって、当該取得の後における株券等保有割合が10%を超えるときは、株券等保有割合が10%を超えることとなる株券等の取得を行う目的を有するものとして特例対象株券等に該当しないこととなるため（法第27条の26第1項、大量保有府令第13条第3号）、基準日にかかわらず、株券等保有割合を5%超増加させる株券等の取得を行うことの決定に係る保有目的の変更について、当該変更が生じた日から5営業日以内に変更報告書を提出する必要があります。
159	株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定…をし	株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うために必要な最終の決定を行った場合には、「株

	ている場合には、その内容…を「できる限り」具体的に記載することが求められている。「できる限り」の解釈として、記載をすることでの大量保有者に与える悪影響又は投資家に対する悪影響が大きい場合においても記載を求める趣旨ではないという理解でよいか。例えば、投資家は通常、株価が今後上昇する見込みがあると考える場合に買付けを行うが、いかなるタイミングでいかなる数量の買付けを行うかについては、機関投資家が時間、労力、費用を投じて分析した結果にほかならず、営業上重要な秘密事項であると考えられる。投資家が買増しを行う以前に、その旨の開示を行うことは、インサイダー取引規制との整合性が不明であるほか、投資家に対する運用者としての受託者責任の観点からも望ましくないと考えられるが、このような場合には開示が求められないという理解で良いか。	券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定…をしている場合」に該当するため、当該決定の内容をできる限り具体的に【保有目的】欄に記載する必要があると考えられます（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽c）。 なお、今般の改正は、大量保有報告書の【保有目的】欄の記載内容・記載方法が必ずしも明確化されておらず、提出者によって記載ぶりが区々となっているとの指摘や、実務上大量保有報告書に記載される情報が市場の公正性、透明性の観点から必ずしも十分ではないことから、より情報開示を充実すべきとの指摘を踏まえ、市場の透明性・公正性を高め、投資者保護を図ることを目的として、経営に対する影響力や市場における需給の観点から重要な情報である株券等保有割合を5%超増加させる行為の決定又は予定について、【保有目的】欄への記載を求めるものであり、大量保有者又は投資家に対する影響の程度をもって記載事項を限定することを許容するものではありません。 もっとも、例えば、取得の方法が市場内取引である場合は、「決定」の段階では、通常、取得価格が具体的に定まらないと考えられ、そのような場合には、必ずしも取得価格として具体的な金額の記載が求められるものではないと考えられます。
160	5%超増加行為を決定した時点で「保有目的」欄に当該決定を記載する際、買付のための売買契約の締結等（5%超増加行為に当たる行為）はなされていない場合は、対象数量は保有株券等の数には含めないとの理解でよいか。 すなわち、「決定」した段階で「保有目的の変更」として変更報告書を提出し、実際に5%超増加行為をした時点で、「保有割合の増加」として変更報告書を提出というように、計2回の変更報告書の提出が必要になるとの理解でよいか。	前段については、株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことの決定に係る報告義務発生日時点で、当該行為が行われていない場合には、当該行為に係る株券等を保有株券等の数に含める必要はないと考えられます。 後段については、基本的にはご理解のとおりですが、株券等保有割合を5%超増加させる行為が売買の場合には、通常、保有目的の変更（株券等保有割合を5%超増加させる行為の決定）及び株券等保有割合の増加（例えば、売買契約等の締結）のそれぞれの時点で変更報告書の提出が必要となると考えられます（大量保有Ｑ＆Ａ問 16 参照）。
161	本規制により、5%超増加行為の決定又は予定を開示したとしても、提出者において当該行為を行うことが義務付けられるものではなく、提出者において当該決定又は予定を取り消して、当該5%超増加行為を行わないことは可能という理解	株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことを決定又は予定している旨を記載した大量保有報告書又は変更報告書を提出することをもって大量保有報告制度上当該行為を行うことが義務付けられるものではない点は、ご理解のとお

	でよいか。	りです。
162	大量保有者が、現状の株価水準を前提に株券等保有割合を5%超増加させる可能性が高いと考えて、その旨開示したところ、その後、発行会社の株価が大きく上昇してしまったため、買増しを行う投資判断を撤回し、やはり売却することにした場合において、外形的に見ると、風説の流布（法第158条）などの法令違反を疑われる可能性が懸念される。このような法的リスクを考慮すると、大量保有報告書における開示に躊躇せざるを得ない状況になるとも考えられるが、この点の考え方をご教示いただきたい。	株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことを決定している場合に、報告義務発生日時点における当該行為の内容をできる限り具体的に記載することを求めるものです。そのため、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、報告義務発生日時点における当該行為の内容を記載した場合には、その後の状況の変化等により、結果として【保有目的】欄に記載したとおりの株券等保有割合を増加させる買増しを行わなかったとしても、そのことのみをもって遡って虚偽記載（法第172条の8）や風説の流布（法第158条）に該当することにはならないと考えられます。 なお、株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことを予定している旨を記載した大量保有報告書又は変更報告書を提出した後、当該予定がなくなった場合には、保有目的に変更があったことを提出事由とする変更報告書の提出が必要となると考えられます。
163	株券等保有割合を5%超増加させる可能性は低いと考えて大量保有報告書における開示を行わずに買付けを行っていたところ、株価が値下がりしたため、結果として株券等保有割合5%超増加させた場合において、当初に開示を行っていなかったことが法令違反とならないことを明確にしていただきたい。	「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定」（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽c）を行っていない場合には、結果として株券等保有割合が5%超増加したとしても、そのことのみをもって遡って虚偽記載（法第172条の8）に該当することにはならないと考えられます。
164	今回の改正にて「決定」「予定」という文言が追加されたことにより、仮に大量保有報告書又は変更報告書を提出した後に「決定」「予定」の変更があった場合に、変更報告書の提出が必要か否かが不明確である。株券等保有割合その他の事項に何らの変更がなく、上記の決定が行われた又は決定が変更されただけであれば、「その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあつた場合」（法第27条の25第1項）には該当しないと思われるが、この点を明確にすべきである。すなわち、株券等保有割合が1%以上の増減があるなどして変更報告書の提出が必要となった場合に限り、上記の目的の変更についても併せて変更報告書に記載することで足りることが明確にされるべきである。そもそも、大量保有報告制度は株式を取得した後の事後的報告制度であり、追加取得の計画を変更を理由	株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことの決定又は予定に変更があった場合、通常、当該変更自体が大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更に該当すると考えられます。 したがって、株券等保有割合の1%以上の増減その他の当該決定又は予定の変更以外の変更報告書提出事由が生じていない場合であっても、当該決定又は予定の変更があった日を報告義務発生日として、同日から5日以内に変更報告書を提出する必要があると考えられます。

	に変更報告書の提出義務を課すことは制度上予定されていないはずである。	
165	大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽c において、「株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為…を行うことについての決定…をしている場合には、その内容…をできる限り具体的に記載すること。」との記載が追加されているが、当該決定があった場合には、その後、株券等保有割合が 1%以上の増減があるなどして変更報告書の提出が必要となった場合に、上記の目的の変更についても併せて変更報告書に記載することで足りることを明確にされたい。株券等保有割合その他の事項に何らの変更がなく、上記の決定が行われただけであれば、「その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあつた場合」(法第 27 条の 25 第 1 項) には該当しないことを明確にされたい。そもそも、大量保有報告制度は株式を取得した後の事後的報告制度である。実際、法第 27 条の 25 第 1 項本文において「株券保有割合…が百分の一以上増加し又は減少した場合」と規定されていることから、株式数の増減については、事後的報告を要求するのが法の趣旨であると解される。追加取得の計画の変更を理由に変更報告書の提出義務を課す場合は、一部の株主についてのみ事前報告制度を導入することとなるため、万が一、計画の変更に基づく変更報告書の提出義務を課す場合は、制度自体の設計を変更することとなり、別途正式な法令による改正手続きにより行うべきものと思料する。	
166	決定又は予定を報告書で開示した場合において、当該決定又は予定を取り消した場合には当該取消について、変更報告書の提出が必要となるのか。	
167	大量保有報告書を提出する際、3 か月以内に株券等保有割合が 100 分の 5 を超える増加を予定している場合に具体的な記載をするという理解であるが、例えば当該株券等の発行者との間の契約等に基づく株券等取得であった場合、公表されていない段階では保有目的に記載は要しないが、公表された後に提出義務が発生した場合に、当該保有目的を記載するという認識であっているかご教示いただきたい。 また、当初大量保有報告書を提出する際に、1	No. 167 前段及び No. 168 については、大量保有報告書又は変更報告書の提出前に株券等保有割合を 5%超増加させる行為が対外的に公表されているか否かにかかわらず、大量保有報告書又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出義務発生日時点で株券等保有割合を 5%超増加させる行為を行うことを予定している場合には、大量保有報告書又は変更報告書の【保有目的】欄に記載する必要があると考えられます。 No. 167 後段については、株券等保有割合を合計

	か月後に 2%、2 か月後に追加で 2%、3 か月後にさらに追加で 2%（3 か月以内に合計 6%増）保有割合増加を予定している場合は具体的な記載が必要、という理解でよいか。	して 5%超増加させる複数の行為が一連の行為といえる場合には、当該一連の行為が「株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為」に当たるものと考えられ、大量保有報告書の提出をする場合であって、当該大量保有報告書の提出義務発生日から 3 月以内にかかる行為を行うことを予定しているときには、その具体的内容を【保有目的】欄に記載する必要があります。
168	令第 31 条における「買集め行為」との関係では、株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為が「買い集め行為」に該当する場合、公表前における記載を求めるものではなく、またその公表については、従前通り法第 167 条第 4 項に定める方法により行われる必要があるとの理解で良いか。	
169	いわゆる買集め（公開買付け等事実）について詳細な開示を求めるものと理解している。 現在、大量保有報告書は買集めにおける「公表」とは取り扱われていない。その理由は、平成 19 年 7 月 31 日パブリックコメントに対する回答（572 頁 No.1）では、「大量保有報告書が買集めの途中における大量保有状況を開示させる制度であって、買集め行為の全体像を必ずしも公開するものとは限らないと考えられるから」と説明されている。 しかし、今回の改正により、買集めの全体像の開示が求められることになるため、大量保有報告書をもって「公表」がされたとすること（令第 30 条の改正）を、検討いただけないか。 今回提案されているほどの詳細な情報が保有者により開示されれば、上記回答にいう「買集め行為の全体像」は開示されたといえるであろうから、「公表」されていないものとして扱う前提が欠けることになる。また、大量保有報告書において詳細な開示をしているにもかかわらず「公表」がされていないものとして扱うと、弊害又は混乱を生じさせる可能性があると思われる。例えば、 1. 大量保有報告書を閲覧した者がインサイダーになってしまう可能性がある。 買集めに関する情報が記載された大量保有報告書が提出されているが別途買集めの「公表」手続がとられていない場合、当該大量保有報告書を閲覧した者は、大量保有報告書の提出者（すなわち、法第 167 条第 1 項に規定する公開買付者等）からの情報伝達により知った発行者（法第 167 条第 1 項第 5 号）又は同条第 3 項の公開買付者等関係者からの一次情報受領者として、同条の規制対	株券等保有割合を 5%超増加させる株券等の買集め行為を行うことについての決定の事実（法第 167 条第 1 項及び第 2 項、令第 31 条）が大量保有報告書又は変更報告書に記載されて、これらの書類が公衆の縦覧に供された場合であっても、公開買付者等関係者（当該決定をした買集め者の役員等の関係者）は、これらの書類を法令に従って提出したのみであり、これらの書類の閲覧者である不特定多数の者に対して当該決定の事実の「伝達」をしたと評価されないものと考えられますので、これらの書類の閲覧者は当該決定の事実の「伝達」を受けた者としてインサイダー取引規制の対象にはならないものと考えられます。 その他のご意見につきましては、貴重なご意見として承ります。

	象となるのか。 なお、公開買付者等又は公開買付者等関係者から直接伝達を受けたのは EDINET を運営する金融庁・財務局であり、EDINET で大量保有報告書を閲覧した者はいわゆる二次情報受領者に過ぎないと解釈できるのであれば、上記の問題はないということになるが、そのような技巧的な解釈でよいのか。 2. 「公開買付け等の中止に関する事実」の規制が徹底されない。 買集めが公表された後に中止された場合、当該情報もインサイダー情報となる（法第 167 条第 2 項）。大量保有報告書を「公表」方法に追加する改正がされない場合、別途買集め決定の「公表」がされない限り、大量保有報告書が提出された後に中止の決定がされたことを知っている者に対して、（実質的にインサイダー情報を保有しているにもかかわらず）法第 167 条の規制が適用されないことになるが、そのような結果を容認できるか。 3. 引き続き買付者等から直接伝達を受けた者が規制される。 従来から、「公表」措置がとられない限り、公開買付者等からの（望まない）情報受領者が法第 167 条の規制対象となってしまう問題点が指摘されていたところであるが、この問題が存続することになる。例えば、「公表」がされていない買集めを記載した大量保有報告書を閲覧した者が、そこに記載された詳細な情報に基づき自身も買付けを開始したが（上記 1.により法第 167 条の問題がないと解釈される前提）、その後公開買付者等関係者から当該大量保有報告書を提出した旨や、そこに記載されていることと同じ内容の伝達を受けた場合には、保有する情報は同じであるにもかかわらずその時点から法第 167 条の規制対象になる、といった形で混乱を来す恐れがある。	
170	（管轄している課が異なることは理解しているが）「株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為」について決定した場合、変更報告書を提出し、開示するのであれば、その時点で、インサイダー取引規制の「公表」に該当するとして差し支えないと思われる。この点につい	

	て、どのように整理されるか、ご教示いただきたい。	
171	株券等保有割合を5%超増加させる行為は、令第31条の公開買付けに準ずる行為（総株主等の議決権の数の5%以上を買い集める行為）に該当する可能性が高いところ、大量保有報告書による開示はインサイダー取引規制における「公表」に該当しないため(法第167条第4項、令第30条)、大量保有報告書による開示によりインサイダー取引を誘発する可能性が高いと考えられる。インサイダー取引規制との法的整合性について、ご教示いただきたい。	
172	記載上の注意に従い、株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為について大量保有報告書の変更報告書の「保有目的」欄において開示した場合には、当該行為に係る法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実について、同条第4項に定める「公表」がされたものと認められるようにすべきである。 「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為」は、法第167条第1項に定める「公開買付け等の実施に関する事実」としてインサイダー情報に該当し得るところ、かかる行為に係る決定又は予定の内容を大量保有報告書の変更報告書において開示する場合には、当該情報が一般に知り得る状態に置かれることとなる。法令に従って開示を行ったにもかかわらず、当該開示された情報に基づく取引がインサイダー取引となることは妥当でない。	
173	重要提案行為等の具体的内容の開示や5%超の増加決定の内容の開示が求められていることから、施行後は公開買付け等の実施に関する事実等インサイダー情報が大量保有報告書で開示されてしまう事態が想定されるが、これはインサイダー取引規制の関係では「公表」として扱うか、又は少なくともインサイダー情報の伝達には該当しないことを明確にすべきではないか。	
174	本改正により記載上の注意⑽cにおいて、「株券等保有割合を5%を超える割合増加させる行為」を行うことを決定等している場合、その内容等の記載が求められている。 これに関して、以下の理由から、規制の導入には慎重な検討が必要であり、今次改正での導入を再考いただきたいと考える。	今般の改正は、大量保有報告書の【保有目的】欄の記載内容・記載方法が必ずしも明確化されておらず、提出者によって記載ぶりが区々となっているとの指摘や、実務上大量保有報告書に記載される情報が市場の公正性、透明性の観点から必ずしも十分ではないことから、より情報開示を充実すべきとの指摘を踏まえ、市場の透明性・公正性

	1. 株式取得の決定の有無や時期は投資家の投資戦略の根幹にかかわるものであり、将来の株式等の取得に係る開示を強制することの是非について、丁寧な検討が必要と思われる。 2. 大量保有報告制度は、将来の株式取得の決定の有無や予定を開示させることを制度趣旨としていないように思われる中、大量保有報告書提出者に対してのみ、将来の株式取得の決定の有無や予定の有無を開示する義務を課すことの合理性について、十分議論されているとは思われない。 3. 悪意のある投資家が、法令遵守のための保守的な運用等と称して、株式取得の決定や予定の公表やその撤回・取消の公表を濫用的に繰り返すことで、市場に誤った情報を流布させる恐れがある。 4. グループ会社を含めた株式取得の決定や予定を常に一元的に把握し、大量保有報告書や変更報告書に反映する対応は多大な負担となると思われる。	を高め、投資者保護を図ることを目的として、経営に対する影響力や市場における需給の観点から重要な情報である株券等保有割合を5%超増加させる行為の決定又は予定について、【保有目的】欄の記載事項となることを規定するものです。
175	今回の改正案では、「株券等保有割合の100分の5を超える割合増加させる行為」を行う場合の第一号様式の記載上の注意として、「その保有目的及びその内容（例えば、取得を行う株券等の種類、時期、取得価格、数量、取得の目的、取得の方法、取得の相手方）をできる限り具体的に記載すること」と改正され、括弧書きの部分が追加されているが、当該改正も事後的報告制度としての位置づけをないがしろにするものであり、不適切である。特に「取得を行う株券等の種類、時期、取得価格、数量」の事前の開示は、当該株券等の取得にかかる取引コストをそのような情報が公にならない場合と比べて不当に増大させることは明らかであり、株式市場における正常な株価形成メカニズムを阻害し、投資家の権利を不合理に害するものである。大量保有報告の事後的報告制度としての位置づけを鑑みると、この様な改正は法の委託・趣旨を大幅に超えたものであり、強く再考を要請する。	
176	大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽bにおいて「重要提案行為等…を…行うことを予定している場合」、また同cにおいて、「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行	

	うことについての決定…をしている場合」及び「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為…を行うことを予定している場合」との記載が追加されているが、そもそも、大量保有報告制度は株式を取得した後の事後的報告制度であり、追加取得の「決定…をしている場合」及び「予定している場合」までを第一号様式の記載要件とする当該改正は、一部の株主についてのみ事前報告制度を導入することとなるため、法の委託を超えた改正である。	
177	保有目的として、大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽cの記載を求められることは、10%以上の株式を取得しようとする株主にとっては、非常に大きな変更点であり、そのような株主から意見の聴取を行うべきものと思料いたします。理由は、主に2点です。 1. 市場の健全性を阻害：決定している場合だけではなく、取得する予定までが記載されることにより、当該記載が株価に大きな影響を与えることになるため、市場の価格発見機能が大きく阻害されることになります。また、株価に与える影響に着目して、相場操縦を行うための手段として利用されるリスクがあります。 2. 株主のエンゲージメント活動への萎縮効果：市場や会社との対話の状況により追加取得の有無や時期については刻々と変化するため、開示後の状況により予定を変更した場合に、株主が相場操縦を疑われるリスクがあります。また、追加取得の予定が強制的に市場にアナウンスされることとなる結果、株価が上がり、追加取得が困難になる可能性があるため、3か月以内に5%以上を超える取得を実質的に回避」せざるを得ません。事実上、今回条文自体が削除された「急速な買付」以上に株主の行動に制約する効果を有することになります。このような改正が、実務上のインパクトや市場・株主への影響について十分な議論が行われないまま実施された場合、5%以上を保有し、企業価値向上に向けた真摯な提案を行おうとする株主が追加取得を行うことをためらうような萎縮効果を期待した改正であると、海外投資家を中心として資本市場から疑念を持たれてしまう可能性	

	があります。 なお、大量保有報告制度は株式を取得した後の事後的な報告制度であることを根幹としているにもかかわらず、保有目的として今後の株式の追加取得の計画を事前に開示させることになれば、制度の根本的な変更ともなりかねません。投資家保護のための情報開示の観点から、保有目的としてこのような追加取得の決定及び予定まで記載を求める必要性があるのか十分に議論をすべきであり、上記のとおり様々な弊害が生じる懸念もあることを踏まえると、保有目的としてどこまでの記載を求めるのが適切なのか、規制の必要性と効果も含めて慎重に検討すべきものと思料いたします。	
178	大量保有報告書の「保有目的」の欄に、株主の将来や想定される意図について過度に詳細な開示を義務付けることを提案している本改正案は、特に執行リスクを考慮すると、日本における株主エンゲージメントや一方的な M&A に萎縮効果をもたらすことを深く懸念しています。この種の開示は前例のないものであり、日本市場におけるコーポレートガバナンスや株主スチュワードシップの向上とは全く整合的ではなく、むしろこれらの分野における過去 10 年間の進展を損なうものです。この種の要求は、投資家と上場企業との建設的な対話を促進するどころか、逆効果となります。 この観点から最も問題となる開示は、以下の点です。 投資委員会のメンバーの一人が投資案を提示すると、別のメンバーが会社での資本配分の変更の可能性について質問し、また別のメンバーが対象企業の業界と業界のベストプラクティスを調査し、さらに別のメンバーが 5%以上の株式取得に関する全体的な計画が策定されないままに、投資のタイミングについて議論するとします（日本の資本市場では流動性が既に低いことが多いため、買い手は、5%超の株式取得の方法や可能性についての十分な計画も、企業への十分なプレゼンテーションもなしに、流動性があるときに買わなければならない状況に追い込まれることがしばしばあります）。このような場合、株主のコンプライアンス部門は開示についてどのように助言すればよいのでしょうか。調査がエンゲージメ	今般の改正は、大量保有報告書の【保有目的】欄の記載内容・記載方法が必ずしも明確化されておらず、提出者によって記載ぶりが区々となっているとの指摘や、実務上大量保有報告書に記載される情報が市場の公正性、透明性の観点から必ずしも十分ではないことから、より情報開示を充実すべきとの指摘を踏まえ、市場の透明性・公正性を高め、投資者保護を図ることを目的として、経営に対する影響力や市場における需給の観点から重要な情報である重要提案行為等や株券等保有割合を 5%超増加させる行為の決定又は予定について、【保有目的】欄の記載事項となることを規定するものです。 そのため、重要提案行為等又は株券等保有割合を 5%超増加させる行為を行うことを決定又は予定している場合、報告義務発生日時点における当該行為の内容をできる限り具体的に記載することが必要です（大量保有府令第一号様式記載上の注意(10)b、c）。 また、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、報告義務発生日時点における当該行為の内容を記載した場合には、その後の状況の変化等により、結果として【保有目的】欄に記載したとおりの行為が行われなかったとしても、そのことのみをもって遡って虚偽記載（法第 172 条の 8）や風説の流布（法第 158 条）に該当することにはならないと考えられます。 もっとも、重要提案行為等や株券等保有割合を 5%超増加させる行為を行うことを予定している

	ントにつながらなかった場合、開示の内容は変わるのでしょうか。もしそうであれば、それはいつ変える必要があるのでしょうか。絶えず変化する投資のアイデアや意図についての分析と開示を義務付けることで、市場にどのような利益がもたらされるのでしょうか。そのような措置によって表明された目的が達成される可能性があるとしても（実際にはそうではないと私たちは考えています）、これらの提案の曖昧さは株主に不利に働き、致命的な欠陥です。 　さらに、重要提案行為等や株式保有の増加の意図の開示を義務付けることは、アクティビストの取り組みの「前倒し」を促進し、日本企業が根本的な原因に対処することなく、そのような取り組みの影響を鈍らせるために表面的な変更を行うことを可能にすることを意図しているように見えます。これは、日本企業と関わるアクティビストが減少し、ガバナンスへの影響とリターンが低下することを意味します。金融庁の意図は、経営をさらに固定化し、価値を高めるエンゲージメント投資を妨げることなのでしょうか。本改正案は、これらの目的を達成するために設計されているように見えます。もしそれが意図であるならば、本改正案を施行した結果、日本の資本市場と一般投資家に損害を与えることになると確信しています。 　本改正案の開示要件は、投資家に、提案の内容を早い段階で開示しなければならないと思わせる可能性があります。本改正案は、計画段階の活動にも適用されることが想定されているためです。これは、投資家が建設的な提案を行うことを妨げ、日本企業と投資家との間の私的で生産的なエンゲージメントを妨げることになります。このような私的なエンゲージメントや議論の欠如は、企業と株主が企業のガバナンスや戦略の変更について改善する方針につき、非公開に協議し合意する機会を奪う可能性があります。この種のアプローチは、建設的な対話やエンゲージメントを促進又は奨励するのではなく、萎縮させることになります。 　代替的なアプローチ 　大量保有報告書の「保有目的」に関する開示要	旨を記載した大量保有報告書又は変更報告書を提出した後、当該予定がなくなった場合には、保有目的に変更があったことを提出事由とする変更報告書の提出が必要となると考えられる点に留意する必要があります。

	件の変更案について、当社が提案するような客観的な基準を定めることで、市場に重要な情報が確実になった時点で開示を行うこととなり、誰かが「気が変わった」ときに修正して開示することは不要となります。 　買収提案については、株式譲渡契約を締結した時点（株主が5%を超える株式を購入する場合）、公開買付を開始した時点、又は公開買付を開始することに同意した時点で開示すると定めることを提案します。 　その他の重要提案行為等については、株主が対象企業の取締役会又は取締役に対して、特定の期限までに回答又は対応を求める提案を書面で行った時点で開示すると定めることを提案します（これは外国為替及び外国貿易法上の誓約と同じです）。このアプローチの下では、株主と経営陣との間の貴重なエンゲージメント（業務及び貸借対照表の改善提案、リーダーシップと経営陣の変更、その他の改善のためのアイデアや提案を含む）は、（当事者が選択した場合）公開されることなく、建設的で非公開の方法で継続することができます。一方、経営陣が受け入れず同意しなければ最終的に株主投票を必要とする正式な株主提案となり、開示されることになります。このアプローチは、実用的で、理解しやすく、遵守しやすいという利点があり、企業と投資家の間の建設的な対話を支援するという表明された目標の達成に真に役立つといえます。	
179	そもそも、当該保有目的の改正案は米国SEC規制に倣って記載内容の拡充を求めるものであるように見受けられます。しかしながら、わが国においては欧州に倣って米国よりも厳格な公開買付規制が整備され、今回の法改正で市場内買付けについても公開買付規制に服する範囲が増えます。それにも関わらず、大量保有報告書等において多大な記載を求めることは制度設計としてのバランスを欠いており、結果的に投資活動の萎縮をもたらしかねません。よって、まずは公開買付規制と大量保有報告制度のどちらにおいてどのような利益を保護したいのか、制度設計の全体像を再考することを求めます。 　次に、bにおいて重要提案行為等の内容を無限定でできる限り具体的に記載することを求めており、しかも重要提案行為等を行うことの予定で	

	あっても開示を求めることです。しかし、予定まで求めるのであれば支配権取得の目的など極めて重要な情報に限定するべきであり、逆に無限定であれば予定まで開示を求めることは射程が広すぎると思われます。エンゲージメントの実務においては企業側の対応によって何を求めるかは臨機応変に変わります。例えば社外取締役の選任を提案しようと考えていても、企業が自発的に成長戦略や資本政策を見直す場合、実際には提案しないこともあります。それを予定の段階で「社外取締役選任の提案」と開示することは企業側を防衛に走らせ、かえって建設的な対話を行うことを難しくします。 　また、仮にこのような規定が導入されるとなると、大量保有報告書の提出者が、保守的な対応として提案する可能性がある行為を網羅的に列挙するような事態が多発しかねません。しかし、実際に提案するかどうか分からない情報を開示することは他の投資者にとっても必ずしも有益な情報とはいえません。この点の開示は、市場を混乱させかねない危険をはらむものと言えます。 　更にｃにおいては5%を超える追加取得の目的や方法についても決定及び予定の段階で開示を求めるとのことです。しかし、今回の法改正で市場内買付けも 30%以上では公開買付規制に服するにも関わらず、大量保有報告書提出後、10%以上の取得を目指す段階で支配権取得目的の有無に関係なくこれらの開示を求めることは、明らかに制度として過剰です。公開市場において多くの場合投資者は支配権取得の目的ではなく、単に割安であるから株式を追加取得します。その買付けの数量や価格を開示することは他の投資者に先回りする余地を生み、ファンダメンタルズを見る投資者がリサーチを行い価格形成に参加することのインセンティブを著しく削ぐことになります。これは市場の効率性低下を招くことが強く懸念されます。また、買付けの予定を行っていても顧客による解約があったり、急な相場変動があったりして予定通りには実行できないことも多くあります。その場合、当該投資者の投資行動を予測・期待して買付けを行った他の投資者は不確実な情報を頼りにした結果損失を被ることに繋がりかねません。これも市場の投機を助長するだけであり、市場の効率性を低下させます。	

	上記のような懸念は他の多くの投資者も同様に持つことが予想されます。よって、仮に制度が施行されても形式的な遵守となり、有意義な情報が開示されない可能性が高いといえます。また、わが国の大量保有報告制度では開示に不備があった場合のエンフォースメント手段も弱く、これでは実効性のある開示が行われません。現状の保有目的の開示が形骸化していることに鑑みれば、改正が必要であることの問題意識は共有いたします。しかしながら、今回の改正は明らかに過剰かつ時期尚早であり、公開買付規制とのバランスや、エンフォースメント手段の確保を審議した後に、再度検討すべきであると考えます。	
180	「取得を行う株券等の種類、時期、取得価格、数量」の事前の開示は、当該株券等の取得にかかる取引コストをそのような情報が公にならない場合と比べて不当に増大させることになるが、このことは、実務的には当該開示に伴う取引コストを抑えるために株券等保有割合の100分の5を超えないような行動をとることを投資家に促すことにつながり、例えば、注文・約定管理システム等の設定により株券等保有割合の100分の5を超える発注ができないようにする等といった行動を投資家に促すため、株式市場における投資家の行動に過度な萎縮効果を生じさせ、投資家に不合理な負担を強いることになるものであり、強い懸念を持つ。 また、投資家の投資戦略・投資行動は、市場の動向により日々刻々と変化する。例えば、外部的要因による株価の変動や会社による中期経営やM&Aの公表は事前に予想することができず、このような要因による株価の変化により、投資家の戦略は大きく変化しうる。そのため、重要提案行為等及び5%以上の追加取得取引にかかる記載については、市場動向の変化に迅速に対応できる柔軟性を持たせる必要があるが、「取得を行う株券等の種類、時期、取得価格、数量、取得の目的、取得の方法、取得の相手方…をできる限り具体的に記載すること」という記載上の注意は、この柔軟性を阻害するものであり、投資家の利益を害するものである。かかる記載の内容や具体性については、提出する株主に一定の裁量があり、ある程度の幅を持たせた記載をすることができ、万が一記載の通りに実現できなかったとしても法的な問	

	題が生じないものとしない限り、本改正は、法令に基づき市場において許容されている取引を実質的、実務的に不可能にするものであり、投資家が株価の変動による運用益を享受する権利が著しく侵害される。	
181	「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為」について、日本語の用法として分かりづらいため、修正した方がよいのではないか。	貴重なご意見として承ります。
182	あくまで大量保有者（5%超保有する者）が「株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為」について決定した場合、変更報告書が必要とされているが、例えば、5.1%を保有する者が5.1%だけ買い増しをすることを決定した場合と、4.9%を保有する者が20%／50%／95.1%の買い増しをすることを決定した場合、前者のみが開示の対象となるが、その合理性について、当該開示の趣旨を踏まえてご説明いただきたい（大量保有報告制度の枠内だけの規制なので、その範囲でしか対象とできないことは理解しており、制度の合理性についてのご質問と理解いただきたい）。 仮に大量保有者については、大量保有者でない者と比較し、上記を開示させる意味合いが強いのであれば、予告TOBの際に任意で財務局/金融庁に予告TOBプレスの確認が行われていると理解しているが、大量保有者でない場合、より一層当該確認を経る必要はないという理解になりやすいため、その整理も踏まえてご回答いただきたい。	前段については、大量保有報告制度は、株券等の大量保有に係る情報が「経営に対する影響力」や「市場における需給」の観点から重要な情報であることから、当該情報を投資者に迅速に提供することにより、市場の透明性・公正性を高め、投資者保護を図ることを目的として、株券等の大量保有者に対して一定の開示を求める制度であるため、大量保有報告制度上の義務は大量保有者に対してのみ課されるものです。 後段については、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、いわゆる予告公表においては、当該予告公表に係る公表文が、公開買付けを開始する際に提出される公開買付届出書の内容と相応に重複する内容を含むものであるにもかかわらず、当該公表文と当該公開買付届出書の記載に重要な齟齬が生じることとなれば、市場に混乱を生じさせるおそれがあることから、公開買付届出書の事前の相談を先行させる趣旨で、関東財務局において当該公表文の記載内容について事前の相談に応じており、公開買付者が対象者の株券等に係る大量保有者であるか否かは無関係であると考えられます。
▼	**【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】欄（大量保有府令第一号様式記載上の注意(14)関係）**	
183	本改正により、「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄の記載事項として、「売買契約」が追加されている。 この点、貸借契約については、「貸借の別」を記載することと明記されているが、売買契約について「売り買いの別」について記載が必要と明記されていない。売買契約を記載する場合、売り買いの別を記載するのはあえて言わずとも当然ではあるものの、提出者の失念を防ぐために、明記いただきたい。	貴重なご意見として承ります。
184	オプションに係る契約については、引渡請求権がないプットオプションについても記載が必要	オプションの行使により保有株券等の総数に変動を生じさせることから、いわゆるプット・オ

	か。必要ということであれば理由をご教示いただきたい。	プションに係る契約についても記載が必要です。
185	「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄において、「オプションに係る契約」について記載することとされていますが、コール・オプションの権利者については、オプションに係る契約時点で、対象となる株券等について保有株券等に含めることとなり、将来の株券等保有割合が変動するものではないことから、契約時点及び行使時点のいずれにおいても、「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄への記載を要しないという理解でよろしいでしょうか。 コール・オプションの付与者並びにプット・オプションの権利者及び付与者については、契約時点で「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄への記載を要し、オプションの行使・消滅に伴い、同欄の記載を削除するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、いわゆるコール・オプションの権利者においては、当該オプションに係る契約について【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】欄への記載が必要となります。 後段については、ご理解のとおりです。
186	大量保有府令第一号様式記載上の注意⑭a の(d)及び(e)において、契約が終了した場合に、コールオプション又はプットオプションを行使できる旨の合意がされている場合には、「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に当該合意の内容等を記載することとされているが、当該記載が必要とされるのは、契約終了を原因としてコールオプション又はプットオプションの行使が可能となる合意内容の場合に限定されるか。その他の当事者間で定めた契約上の誓約事項や表明保証の違反や契約で定めたマイルストーンの達成・未達成等の場合を原因としてコールオプションやプットオプションを行使できる旨合意している場合には記載する必要はないとの理解で相違ないか。	大量保有府令第一号様式記載上の注意⑭a の(a)～(e)に規定されている合意は、将来の株券等の移動に関する重要な契約を例示するものであり、これらに該当しないものであっても、将来の株券等の移動に関する重要な契約については【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】欄に記載する必要があると考えられます。 契約上株券等の移動に条件が付されている場合においては、当該条件が成就する可能性等を踏まえて個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
187	「将来の株券等の移動に関する重要な契約」について、デフォルトコール/デフォルトプット（株主間契約のいずれかの当事者が契約に違反した場合に相手方が違反当事者の株式を取得することができる、又は相手方に譲渡することができる権利）のような、充足されるか不確定な条件が付されている場合には、（デフォルトコール/デフォルトプットの場合でいえば、契約違反が生じる可能性は低く）当該条件が充足される蓋然性が低いことから、当該契約内容を開示させなくても投資者の投資判断に影響を与えるものではないため、	

	重要ではないと考えられるため、「将来の株券等の移動に関する重要な契約」に該当しないという整理でよいか。なお、契約が終了する場合におけるコールオプション・プットオプションは、大量保有府令第一号様式記載上の注意⑭a の(d)又は(e)に規定されているが、デフォルトコール/デフォルトプットは、契約違反時の請求であり、契約終了時の事由ではないため、(d)又は(e)の規定には明確に該当しないと整理されると理解している。	
188	本改正により、「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄（以下『「重要な契約」欄』という。）の要記載事項として、「オプションに係る契約」が追記されている。 契約当事者として、プットオプションの場合は、1.オプション義務者（オプションを行使されることにより買主となる当事者）と 2.オプション権利者（オプションを行使することにより売主となる当事者）が、コールオプションの場合は、3.オプション義務者（オプションを行使されることにより売主となる当事者）と 4.オプション権利者（オプションを行使することにより買主となる当事者）が存在するが、「オプションに係る契約」を、「重要な契約」欄に記載する必要がある者は、上記 1.から 4.の全ての当事者となるのか。 この点、1.の者は、オプションの行使前は対象株式を保有しておらず、記載される情報は将来において保有株数が増加する可能性があるという情報の開示ということになるが、保有株券等に関する重要な契約を開示するという重要な契約欄の趣旨からすると、自己の保有株券等に係る契約ではない契約についての開示となることから、1.の者によるプットオプションの開示は不要と考えてよいか。	将来の株券等の移動に関する契約又は取決めは、通常、「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に該当すると考えられますので、ご記載の 1.～4.のいずれのオプションについても、【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】欄への記載が必要と考えられます。
189	大量保有府令第一号様式記載上の注意⑭a において、(a)～(e)は重要な契約の例示及びその際の記載事項を示したものと思われるが、柱書において(a)～(e)への言及がなく、柱書と(a)～(e)の関係が不明である。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、大量保有府令第一号様式の記載上の注意⑭a では「…次に掲げる合意その他の将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決め…」と規定しており、同(a)～(e)は「将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決め」の例示としています。
190	大量保有府令第一号様式記載上の注意⑭a(b)「当該提出者が一定の株券等保有割合を超えて株券等を保有することを制限する旨の合意」は、	貴重なご意見として承ります。

	当該（保有する）株券等に関する契約ではなく、保有していない株券等にかかる合意である。したがって、開示対象とすべきではない。	
191	大量保有府令第一号様式記載上の注意(14)a(c)「株券等の発行その他の行為が当該提出者の株券等保有割合の減少を伴うものである場合に、当該提出者がその株券等保有割合に応じて当該株券等を引き受けることができる旨の合意」は、当該（保有する）株券等に関する契約ではなく、保有していない株券等にかかる合意である。したがって、開示対象とすべきではない。	貴重なご意見として承ります。
192	大量保有府令第一号様式記載上の注意(14)a(c)「株券等の発行その他の行為が当該提出者の株券等保有割合の減少を伴うものである場合に、当該提出者がその株券等保有割合に応じて当該株券等を引き受けることができる旨の合意」に、提出者の株券等保有割合に応じない数を引き受ける権利がある場合は該当するのか。	大量保有府令第一号様式の記載上の注意(14)a の(a)から(e)までの合意は「将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決め」の例示であり、ある合意が当該契約又は取決めに該当するかは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、提出者が株券等の発行に伴い株券等を引き受ける権利を有する場合、当該権利により引き受けることができる株券等の数が提出者の株券等保有割合に応じた数であるかにかかわらず、通常、当該合意は「将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決め」に該当すると考えられます。
193	「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄において、発行済株式総数等の 1%未満の契約の場合には、契約の相手方の記載に当たり、相手方の属性のみを記載しても差し支えないとされているところ、従前の実務上は、このような場合には、契約の種類ごとに、複数の契約の相手方をまとめて「機関投資家等」などと記載し、契約の対象となっている株券等の数量の合計を記載する一方、契約の相手方の数は記載せず、例えば「消費貸借契約により、機関投資家等から〇株借り入れている。」などと記載する取扱いが許容されてきたと理解しています。 改正後も、発行済株式総数等の 1%未満の契約の場合には、従前と同様の取扱いが認められるという理解でよろしいでしょうか。	金融商品取引業者等が、その業務に関して複数の顧客との間で締結している契約についてまとめて記載する場合は、その契約の種類ごとに契約の相手方の数を記載する必要があります（大量保有府令第一号様式記載上の注意(14)a）。
194	本改正により、「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄（以下『「重要な契約」欄』という。）に記載すべき契約に係る記載事項について、「当該契約の相手方と締結している契約の対象となっている株券等」の割合が 1%未満である場合に相手方の記載を属性のみとしてよいことと	同一の相手方との間で複数の株券等の移動に関する重要な契約等（契約又は取決め）を締結している場合には、相手方ごとに契約等の対象となっている株券等の数を合算して、大量保有府令第 9 条の 2 第 1 項に規定する発行済株式総数等で除して得た割合が 100 分の 1 未満である場合には、

	されている。 同じ相手と複数の契約を締結している場合、この1%の基準は、1.各契約ごとに判断するのか、2.契約の種類ごとに判断するのか、それとも3.記載されるべきすべての契約を合算して判断するのか、いずれの考え方となるのか明記いただきたい。 例えば、貸借契約（当該契約の相手方と締結している契約の対象となっている株券等の割合は0.6%）と同じ相手方と同時に売買契約A（同0.6%）と売買契約B（同0.6%）（いずれも約定と決済日が6日以上離れる売買）も締結する場合において、 1.各契約ごとに判断する場合は、貸借契約、売買契約A、売買契約Bのいずれも1%未満となり、いずれも相手方の記載は不要と考える。 他方、2.契約の種類ごとに判断するとする場合、貸借契約については1%未満のため相手方の記載は不要だが、売買契約Aと売買契約Bは同じ種類の契約（売買契約）であるため合算し、売買契約については1%以上となる。そのため、売買契約Aと売買契約Bについては相手方の記載が必要と認識している。 また、3.すべての契約を合算して判断するとする場合は、すべての契約（貸借契約と売買契約A、B）を合算した数量で1%以上であるので、貸借契約、売買契約A、売買契約Bのすべてについて　相手方の名称の記載が必要と認識している。 なお、提出者が法第27条の23第3項第3号に該当し、当該デリバティブ契約の記載も必要となる場合は、売買契約等と当該デリバティブ契約も合算して1%以上の基準を判断することになるのか。	当該契約等の相手方の記載に当たっては、相手方の属性のみを記載することが可能と考えられます（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽a）。 なお、デリバティブ取引に係る契約等については、複数のデリバティブ取引に係る契約等を締結している場合には当該複数のデリバティブ取引に係る契約等の対象となっている株券等の数を合算して判断する必要があると考えられますが、デリバティブ取引に係る契約等の対象となっている株券等の数とデリバティブ取引以外の取引に係る契約等の対象となっている株券等の数を合算する必要はないと考えられます。
195	本改正による追加の内容として、「また、第11条第4号に規定する金融商品取引業者等・・・がその業務に関して顧客との間で締結する契約の記載に当たっては、その契約の種類毎に契約の相手方の数、契約の対象となっている株券等の数量の合計のみを記載しても差し支えない」とある（以下「本記載」）。 この「第11条第4号に規定する金融商品取引業者等」とは、大量保有府令第11条第4号で定義する「金融商品取引業者等」、すなわち同条第1号から第3号に規定する者を意味するとの理解	金融商品取引業者等の定義並びに大量保有府令第一号様式記載上の注意⑽aの規定が同府令第一号様式によるいわゆる一般報告及び同府令第三号様式によるいわゆる特例報告のいずれにも適用されることについてはご理解のとおりです。 金融商品取引業者等の契約の相手方が「顧客」に該当するかは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、金融商品取引業者等におけるグループ会社であることのみをもって「顧客」に該当しなくなるものではないと考えられます。

	でよいか。 　本記載は、かかる金融商品取引業者等は、重要提案行為等を行うことを保有の目的としない場合、第一号様式による一般報告及び第三号様式による特例報告のいずれの場合も、顧客との間で締結する契約について本記載の取扱いをしてよいという趣旨と理解しているが相違ないか。 　また、金融商品取引業者等がその業務に関して契約を締結する場合は、相手方は本記載における「顧客」に該当するとの理解でよいか。 　例えば、当該契約の相手方が当該金融商品取引業者のグループ会社である場合でも、当該契約は本記載における「顧客との間で締結する契約」と考えてよいか。	
196	大量保有府令第一号様式⑭重要な契約欄で、法第 27 条の 23 第 3 項第 3 号に該当する者（以下「ロングポジションの保有者」）は、現金決済型デリバティブ取引の相手方（以下「ショートポジションの保有者」）も記載することになっているが、法第 27 条の 23 第 3 項 1 号・第 2 号の保有者については具体的な契約内容の記載は求められないにもかかわらず、第 3 号のみ記載を求めるのはアンバランスではないか。ショートポジションの保有者としては、ロングポジションの保有者が令第 14 条の 6 第 2 項の主観的目的要件を有するかというおよそ与り知らない事情により自身の名称及び取引内容が開示されるという不安定な立場に置かれることになる。重要な契約の記載の趣旨は、将来の株式移動の可能性やガバナンスに影響を与える可能性を開示させる点にあると理解しているが、ロングポジションの保有者が令第 14 条の 6 第 2 項の主観的目的要件を有していたとしても、ショートポジションの保有者がロングポジションの保有者に対して株券等を受け渡す合意や保有する議決権の行使についてロングポジションの保有者からの指図を受ける合意等をしていない限り、そのような事象が生じる可能性はないので、当該合意がない場合は相手方の名称は記載不要、もしくは少なくとも相手方の属性の記載のみで足りるとしたほうが、取引の萎縮効果を可及的に防ぐという観点からも望ましいのではないか。	貴重なご意見として承ります。
197	「合意」「重要性の乏しいもの」「指名」等の意義、守秘義務との関係（概要の開示で足りる）な	「合意」、「重要性の乏しいもの」、「指名」に該当するか否かは、大量保有報告制度の趣旨に照ら

	どについては、重要な契約の開示に関する令和5年12月22日のパブリックコメントに対する回答や、企業内容等開示ガイドライン5-17-6において示された指針が当てはまると考えてよいか。	し個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、企業内容等開示府令の解釈が参考になると考えられます。 なお、契約上の秘密保持義務（守秘義務）に関しては、大量保有報告制度上の開示の要請は当事者間の合意に優先することから、当該契約が大量保有報告制度上の開示の対象に該当する場合には、契約上の秘密保持義務（守秘義務）の有無にかかわらず、これを省略又は要約することなく開示する必要があると考えられます。
198	発行会社による開示の関係では、合意が未公表の重要事実に関連して締結されたもので、未公表の重要事実に関する交渉や検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効であるものについては、「重要性の乏しいもの」に該当し開示不要であることが企業内容等開示ガイドライン5-17-6の4において明確化された。大量保有府令第一号様式記載上の注意⑭においても、同様の除外を置くべきである。	
199	当該記載事項の明確化は、提出者によって記載ぶりが区々となっているという課題や、現行の記載方法が複雑であることが提出遅延の一因となっている可能性を踏まえ、記載事項を明確化することにより、充実した情報の速やかな開示を促すことを目的としていると理解しているが、対象となる契約等が追記され、記載要件が拡充されることにより、事務負荷が大きくなり、かえって提出遅延を招くことが懸念される。例えば、保有している株券を貸付ける場合等、保有形態は変わるものの株券等保有割合に変化が生じない場合や、大量保有府令第9条の2第1項に準じて契約に係る株券の割合が1%未満にとどまる場合は記載を不要とする等、記載対象とする契約等を限定すべきではないか（大量保有府令第一号様式記載上の注意⑭a なお書きでは1%未満の場合の例外が定められているが、これにより、かえって1%未満の場合も開示が必要と解釈されるおそれがあると考えている）。特に、特例報告制度の利用が認められる金融商品取引業者等については、その業務上日常的かつ反復継続的に、複数の種類の契約に基づき複数の相手方との間で、株券等に係る契約等又は取り決めを行っており、かかる情報の把握と開示のためのシステム及び人的な負担が大きいことに留意いただきたい。	貴重なご意見として承ります。 なお、大量保有府令第11条第4号に規定する金融商品取引業者等（重要提案行為等を行うことを保有の目的とする者を除きます。）がその業務に関して顧客との間で締結する契約の記載に当たっては、その契約の種類ごとに、契約の相手方の数、契約の対象となっている株券等の数量の合計のみを記載しても差し支えないこととされています（同府令第一号様式記載上の注意⑭a）。
200	大量保有府令第一号様式記載上の注意⑭dについては、株券等の保有とは無関係に締結が可能な契約であり、当該（保有する）株券等に関する契約ではないため、開示対象とすべきではない。また、大量保有報告制度において開示させるのは、5%超の保有者のみに株券等の保有とは関係の無	貴重なご意見として承ります。

	い契約の開示義務を負わせるものであって、そのような観点からも適切ではない。	
（５）その他		
▼　取得請求権付株式及び取得条項付株式の取扱い		
▽　大量保有報告書等を提出する必要がない場合（法第 27 条の 23 第 1 項ただし書、第 27 条の 25 第 1 項ただし書、大量保有府令第 3 条、第 9 条第 1 項関係）		
201	大量保有府令第 3 条第 2 号は、取得請求権付株式、取得条項付株式のみが対象となる理解でよいか。その他、具体的な対象商品を提示していただきたい（例えば、議決権のない優先株のうち、普通株への転換が可能である当該優先株も対象となる等）。	会社法第 2 条第 18 号に規定する取得請求権付株式及び同条第 19 号に規定する取得条項付株式が対象になるものと考えられます。
202	大量保有府令第 3 条第 2 号、第 9 条第 2 号は、同府令第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる株式（以下「取得条項付株式等」）につき、当該取得条項付株式等と引き換えに交付される株式等が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合で、保有株券等の総数が、当該市場価額その他の指標の変動のみによって増加又は減少するときは、大量保有報告書、変更報告書の提出事由とならないとしている。 この点、実務では、取得条項付株式等に係る交付株式数の決定方法として、発行後、取得価額（転換価額）が取引所の時価（終値等。時価に一定の割合を乗じて算出する価格を含む。）へ定期的（月次、日次、四半期毎、半期毎など）に変更される、あるいは将来の一定時点（取得決定時点、請求時点等）の取引所の時価へ変更される等とした上で、当該取得条項付株式等と引換えに交付される普通株式等の株式数を、「当該取得条項付株式の残余財産等その他のあらかじめ定めた一定の方法で算出される金額」÷「その時点の取得価格（転換価額）」といった計算式で算出される数量とする決定方法がよく見られるところである。 このような場合も大量保有府令第 3 条第 2 号、第 9 条第 2 号に掲げる場合として、取得価額（転換価額）の変更のみにより、保有数量が増加又は減少したとしても、大量保有報告書、変更報告書の提出事由にはならないという理解でよいか。 また、市場価格その他の指標の変動以外の事由により、大量保有報告書、変更報告書を提出する場合に報告書に記載される保有数量は、変動後の提出時点で最新の、あるいは提出時点で交付されると仮定した場合に算出される、取得価額（転換	ご理解のとおり、改正後の大量保有府令第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる株式に係る株券の取得と引換えに交付される株券等の数が、取得価額（転換価額）を用いて算出されることとされている場合において、市場価額の変動に伴う当該取得価額（転換価額）の変更のみによって保有株券等の総数が増加し、又は減少することにより株券等保有割合が増減するときは、当該株券等保有割合の増減のみを理由として大量保有報告書又は変更報告書を提出する必要はありません。 なお、大量保有報告書又は変更報告書に記載すべき同号に掲げる株式に係る株券に係る保有株券等の数は、当該大量保有報告書又は変更報告書に係る報告義務発生日時点において、当該株券と引換えに株券等が交付されたものとみなして算出することとなります（同条第 2 項）。そのため、当該株券の取得と引換えに交付される株券等の数が、取得価額（転換価額）を用いて算出されることとされている場合においては、当該報告義務発生日時点で株券等が交付されると仮定した場合に用いる取得価額（転換価額）により算出することになると考えられます。